第三部

労働政策

I 政府・自民党の労働政策

概要□自民党大会宣言と経団連総会の決議
═労働行政の重点施策と労相の所信表明
═雇用政策の基本方針═昭和四五年労働白書の公刊═第六五国会の労働立法

概要

一、佐藤首相がニクソン米大統領との共同声明を基礎に「太平洋新時代」をうたいあげ、七〇年代の歴史的巨歩を踏み出そうと目指してわずかに一年、この間に政界は「ポスト佐藤」をめぐる動きが早くも容赦なく始まった。しかも一九七〇年秋の国連総会は、中国代表権についての重要事項指定方式が翌年以降は破産するであろうことを明白にし、さらに日米経済関係の容易ならざる事態が、日一日と抜きさしならぬ重圧を加えて進行した。

一、過去七年にわたり万能の偉力を発揮したかにみえた佐藤政権の終幕を目前にしたこの時期は、政府・自民党の基本的政策も内外情勢の激動を基底において混迷の淵をさまよう以外にはなかった。自民党大会の宣言や経団連総会の決議が、例年とまったく異なり、内外情勢の未曽有のきびしさと深刻な新しい問題の提起されていることの指摘だけが強調されていることも、その端的な証左の一つということができる。

一、したがって、政府の労働政策の基調も前年来の方向を踏襲するだけに終わり、根本的な政策の転換などは求むべくもない。労働者不在の冷酷な労働力・労働市場政策を中軸とする政

策展開を依然として継続するためには」「人間性尊重の理念に基づき」「豊かな勤労者生活実現のための対策を総合的に推進する」といった文章上の修飾によってのみ、その空虚さを埋めているにすぎない。

一、第六五通常国会の労働立法である「勤労者財産形成促進法」が、それ自体勤労者の財産形成の可能性をほとんどもっていないことや、いわゆる「失対打切り法」と称せられる「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」が、失対事業への新たな流入を禁止し、国の失業対策制度を事実上喪失させたことなどは、現在の労働政策が生み出すとうぜんの帰結というほかはないであろう。

一、こうした労働政策の基調のもとにあって、新たな重点を指向していることがらとしては、「総合農政の推進」に対応した農村労働力対策や労働外交の推進・アジア労働技術協力などへの取組みが次第に本格化してきたことをあげる必要があろう。また、労働白書については、GNP第一主義への国民の痛烈な批判を考慮して勤労者福祉（NNW）総合指標づくりを試みる一方、賃金引上げ批判の色彩をいっそう強めていることを注目しておきたい。

一、なお、ILO第一回公務員合同委員会や条約勧告適用（専門家）委員会の最近の動向は、公務員労働問題を再び国際化させている。もし労働組合運動がこれに適切な対応を示すならば、労働政策の基調に影響を及ぼさずにはおかないであろう。また一方、近い将来において沖縄の本土復帰に伴う離職者対策の法制化、さらには労働基準法「改正」の第一弾としてもっとも抵抗の少ない安全衛生関係規定について単独の「労働安全衛生法」の制定、婦人労働力の有効活用を目指す「勤労婦人福祉法」の制定などの課題が登場し、内外情勢の激動のさなかを引きつづき苦悩する労働政策が押しすすめられるであろう。

1　自民党大会宣言と経団連総会の決議

自民党は、一九七一年一月二一日の第二五回大会において、中国問題をはじめとする「内外情勢の未曽有のきびしさ」を強調し、なんらの具体的政策をも提示することなく、ただ統一地方選挙と参議院議員選挙の勝利だけを待望した。

同年五月一七日の経団連第二二回定時総会は、これまた国際通貨情勢の変動など内外諸条件が深刻な新しい問題を提起し、「つぎつぎと未踏の新しい課題に直面している」事態を強調し、何らの方策も宣明できないままに、「国際経済と密着した協調」を唯一の命綱として、すべての命運をかけるしかなかった。

しかし現実は、自民党と経団連の期待に反し、東京都知事をはじめとする革新首長の進出と国際通貨体制の破局的な様相というもっとも明確な反応をもってこれに答えたということができよう。

【第二十五回自由民主党大会の宣言と決議】

宣　言

わが国は国民の努力と持続する繁栄によって、経済大国としての世界的地位を確立した。しかし、わが国をめぐる内外の諸情勢は未曽有のきびしさを加えつつある。

すなわち、国際的には中国問題をはじめ東西、南北の深刻な事態の解決のため日本の責任と協力が求められている。一方、国内的には、インフレなき経済の安定成長、米を中心とする農業問題の抜本的解決、公害の防除、教育の刷新、社会福祉の拡充等々の国民的課題をかかえている。

わが自由民主党は七〇年代も引き続き、光栄ある政権担当の政党として、これらの内外にわたる重要な課題の解決と克服に向かって、誠意と勇気をもって前進し、愛する祖国の建設を実現せねばならない。

この責務を果たすため、当面われわれは、来たるべき統一地方選挙、ならびに参議院議員選挙において、総力を結集して、断乎勝ち抜かねばならない。

われわれは、この際、党規を整え、国民的議会民主政党として全国的組織化と近代化を推進し、新時代に対応する諸政策を果敢に遂行し、もって、全国民の負託に応えることを誓う。

右宣言する。

決　議

一、われわれは、来たるべき東京都知事選挙をはじめ統一地方選挙、ならびに参議院議員選挙において、挙党一致総力を結集して、圧倒的勝利を確保することを期する。

一、われわれは、沖縄の七十二年祖国復帰に備え、本土沖縄一体化の施策を推進するとともに、とくに本年締結さるべき沖縄返還協定の妥結に万全を期する。

一、われわれは、流動する世界情勢、とくにアジアの現状を的確に把握し、もって、これに対応する施策を推進する。また、北方領土問題については、たえず努力し、話し合いによる平和的な妥結を期する。

右決議する。

【当面の経済運営とわれわれの態度――経団連第三二回定時総会決議】

わが国の経済は、当面不況に悩みつつも、国際収支はきわめて好調を続けており、施策よろしきをえれば、再び安定した成長路線に復帰しうるものと考えるが、国際通貨情勢の変動等内外の諸条件は、深刻な新しい問題を提起しつつある。すなわち、増大する外貨の蓄積に如何に対処するか、伸展する貿易に伴う国際通商上の摩擦を如何にして防止するか、開発途上国への援助を如何に推進するか――これらの諸問題に今日、世界の眼は集中しており、わが国産業自身としても、エネルギー資源や原材料資源の確保の問題のほか、公害の防止、消費者運動、地域社会との協調など、つぎつぎと未踏の新しい課題に直面している。

このような事態に対処し、わが国のとるべき途は、国際収支の黒字持続にかんがみ、為替集中制度の緩和、海外投融資の自由化等を中心とする現行為替管理制度の改善を行なう一方、短資の流出入阻止等の必要な制限策を講ずるなど事態に応ずる適切な方策を実行すべきである。それらをふまえて新しい角度の下に、旧来の縦割り行政とセクショナリズムを思い切って改め、次の如き施策を強力に推進し、もって、国際経済と密着した協調の下に、日本経済の安定した成長路線を確立することである。

一、貿易ならびに資本の自由化の徹底

貿易ならびに資本自由化につき既定のスケジュールを速かに完了するほか、さらに進んで自由化を一層徹底することを基本方針として、その具体的前進をはかる。

二、レスポンシブル・マーケティングの確立

貿易の量的拡大を重視した従来の通商政策を転換し、相手国市場の状態を常に考慮しつつ、漸進的に輸出を発展するレスポンシブル・マーケティングを中心とする政策を徹底するとともに、輸出品の高度化、品質・デザインの高級化等に努め、摩擦なき貿易の発展をはかる。

なお、新たに関税の引下げ、関税外貿易障碍の除去等につき日本がイニシアティブをとって、国際貿易の自由化路線を推進するほか、特恵関税制度の拡充・改善についても適切な救済措置を講じつつこれに努力する。

三、対外経済協力の強化と改善

わが国の対外経済協力は、昨年、国民総生産の〇・九三％に達し金額的には相当の伸展をみたが、援助の条件（金利・期間）は先進国の標準にはるかに劣っており、また、援助の対象国が東南アジアに片寄りすぎているとの批判もあるので、この際、援助条件を大幅に改善するほか、援助対象国も東南アジアのみならず、中近東、アフリカ、中南米等にも拡大し、また、必要に応じてバンク・ローンの供与に踏切る等経済協力の一層の強化とその内容の改善を推進する。

四、エネルギーならびに原料資源の確保

最近の国際情勢からして、石油・ウランを中心とするエネルギー資源ならびに原材料資源を確保することが、日本経済の将来にとって決定的な課題となりつつある。しかしこれら資源の開発は少なからぬリスクを伴うので、これらのリスクをカバーするため投融資保険の充実・改善を行ない、借入資金の返済に当っては出世払い制度を認めるなど思い切った措置を講じ、民間投資を推進することがきわめて緊要である。

なお、資源開発に当っては、資源保有国における雇傭の拡大、経済発展に寄与するよう、その資源の加工についても極力協力するという基本姿勢をもって臨むことが肝要である。

五、科学技術の振興

わが国経済の将来を展望するに、エネルギーならびに資源の消費が比較的少なく、かつ公害の問題を伴わない技術集約的な産業の発展を推進してゆくことが、とくに望まれる。科学技術の振興と自主技術の開発は今後の技術集約的産業発展の生命線であることを認識し、官民力を合わせてその振興と開発に全力を傾注すべきである。

われわれは、以上の諸問題と真剣にとりくむほか、引続き公害防止のための企業努力の強化、インフレの加速化を避けるための労使間における連帯責任感の昂揚、正しい消費者意向の把握等に努め、以てわが国経済の安定成長と将来の新しい産業構造への発展を期せんとするものである。

以　上

2　労働行政の重点施策と労相の所信表明

労働力政策を中軸とする労働政策の基調は、前年と同様の方針を踏襲してなんら変わるところはない。「豊かな勤労者生活実現のための対策を総合的に推進する」といったような美しい言葉の数々とは正反対に、新しい低賃金構造と不安定雇用構造の再構築に向けて、「人的能力開発政策の刷新強化」など労働者不在の一貫した政策展開が今日なお引きつづきすすめられている事実は、次にみる重点施策（七〇・八・二八発表）、労相の所信表明（七一・一・二五）、昭和四六年度労働省関係の予算措置のいずれにも明白だといえよう。

【昭和四六年度労働省重点施策（概要）】　七〇年代の労働行政の課題は、持続する経済発展の下において、人間性尊重の理念に基づき、国民の大宗を占める労働者が職場の内外を通じ、健康にして快適な生活を営みうるような条件の整備に努めるとともに、経済成長下の労働力不足の進展の中で、すべての労働者が生き甲斐のある仕事につき、その有する能力を十分開発、発揮できる体制を作りあげることにある。

これまでの高成長は、一方においてわが国の経済力の飛躍的強化をもたらしたが、反面、経済成長の成果は、必ずしも勤労者生活の安定に十分結実していないといった事態が生ずるに至っている。また、労働力不足は、さらに深刻化し、本格化すると予想され、これが産業の発展や企業の成長に対し制約要因となるという意識が強まってきた。

このような事態に対応し、明年度の労働行政の重点を

1　現代の繁栄を個々の勤労者生活の中に定着させる勤労者財産づくりを推進するほか、職場内外における豊かな勤労者生活実現のための対策を総合的に推進する。

2　国民一人一人の能力が最も有効に発揮できる体制の実現をめざしたる積極的な雇用政策を展開するとともに、技術革新の進展等に対処して労働者が必要なときに適切な職業訓練を受け得る生涯訓練体制の確立を中心とした人的能力開発政策を刷新強化し、労働力不足の克服をはかる。

3　労使が国民経済的視野に立って話し合う気運を醸成し、経済社会の動向に即した労使関係の確立をはかる。

におき、経済政策、地域開発政策等との連けいを保ちながら次に掲げる各般の諸施策を進めることとする。

第一　豊かな勤労者生活の形成の促進

1　勤労者生活の諸局面における問題を総合的に検討し、豊かな勤労者生活のビジョンを策定し、ビジョン達成のための諸施策の体系的展開をはかるとともに関連行政にも積極的に働きかける。

2　労働者がみずからの努力により住宅、長期預貯金、有価証券等の財産を保有することを促進するとともに、その貯蓄の一部を集積し、これを持家建設等に投入することによって、その生活の長期的安定、向上をはかるため、勤労者財産形成促進制度を創設する。

3　労働者の健康問題に積極的に取り組むため、産業医学総合研究所を創設して、科学的基礎を固めるとともに、都市化、工業化に伴う労働者の健康問題の把握、健康診断の促進等の対策を強化する。

4　有害物の排出、用後処理等に関する基準の整備、都市部における建設現場等に対する公害防止特別監督の充実等安全衛生行政の一環として、公害対策を推進する。

5　勤労青少年の福祉増進のため、福祉施設の整備拡充や勤労青少年育成指導事業を進める。

第二　労働力不足下における雇用対策の展開

1　労働力の最も効率的な配置と有効発揮をはかるため、労働力流動化対策の強化、労働力節約の推進、重点部門への労働力誘導策の展開等雇用構造近代化対策を進める。

2　労働市場における求人と求職の全ぼうを把握し、その効率的な調整と結合を推進するため、職業紹介、職業指導、雇用情報サービス活動等の刷新強化、職員の増員その他の体制強化等公共職業安定所を中心とする労働市場の機能整備をはかる。

3　中高年令者の能力の有効発揮をはかるため、適職の選定、雇用率の設定、高年令者雇用奨励金制度の創設、職業訓練の拡充等就職援護措置の充実に努める。

4　婦人の職業と家庭責任の両立をはかりつつ、中高年婦人の雇用の円滑化と婦人労働者の能力の有効発揮をはかるため、福祉施設の整備拡充、職業紹介、職業訓練・職業講習の拡充、パートタイム雇用制度の整備をはかる。

5　心身障害者の社会復帰を進めるために、労災医療の整備、職業訓練の拡充を進めるとともに、就職援護措置の充実をはかり、雇用を促進する。

6　総合農政の進展に対応し、農村人材銀行の設置、農業者転職訓練の拡大、農村地域における雇用機会の確保と併せ、出稼労働者対策を強化する等農村労働力に対する総合的雇用対策を充実する。

7　失業対策事業を刷新し、駐留軍関係離職者対策および炭鉱離職者対策の充実をはかる。

第三　生涯訓練体制の推進と技能開発向上施策の多角的展開

1　訓練生倍増をめざして公共職業訓練校の拡充、事業主等の行なう訓練に対する助成の強化、高卒者訓練の積極的実施、技術先端訓練職種の開発等養成訓練の拡充をはかる。

2　多種多様な「成人職業訓練コース」の開設、「成人職業訓練センター」の設置、事業主等の行なう成人職業訓練の助成等により成人職業訓練のシステム的展開をはかる。

3　公共職業訓練校におけるサービス機能の強化その他職業訓練推進のための物的、人的基盤の強化をはかる。

4　「検定二〇〇職種実施」をめざして技能検定の拡充刷新を行なうと

ともに、技能検定と他の国家試験との連携強化をはかり、あわせて技能五輪への参加、卓越技能者の表彰、伝統技能の後継者育成援助等技能尊重の気運を醸成する。

第四　発展する経済社会に対応した労働条件の改善促進

1　特定重点災害（死亡多発五悪災害）防止対策を徹底するとともに、新工法の安全性に対する工事着手前の検討、コンピューターを利用した効率的な監督指導方式等災害防止のための新手法を開発導入し、労働災害防止対策を推進する。

2　職業病予防対策を徹底するため、有害物質使用事業場の総点検、職場環境の改善等の対策を推進する。

3　中小企業の安全衛生水準の向上をはかるため、安全衛生センターを計画的に拡充する。

4　近代化の遅れた分野に働く人々の労働条件の改善のために、最低賃金制の計画的推進、家内労働行政の本格的展開をはかる。

第五　経済社会の動向に即応した労使関係の形成

1　労使関係、労働経済の現状分析と長期展望を行なうとともに、賃金、物価、生産性の関連についての実態を把握する。

2　国民的視野にたった合理的労使関係の形成に資するための労使の話し合いを促進する。

第六　新時代を迎えての「労働外交」の積極的展開

――「アジア労働技術協力〈アジアを結ぶ橋〉」計画の推進――

1　発展途上諸国の技能開発をはかるため民間とのタイアップによる技能研修生の大幅受入れをはかる「国際技能開発計画」を策定、推進する。

2　発展途上諸国に対する専門家派遣のための「国際労働技術協力隊」を設置する。

3　発展途上諸国の労働事情の的確な把握および企業の進出に資するため「アジア労働情報プール」を設置する。

第七　新しい政策展開に即応した体制の整備

以上のような新たな施策を展開するため、「労働情報サービスセンター」の設置、労働災害および公害防止のための労働基準監督官の大幅増員、その他必要な体制の充実をはかる。

【第六五回通常国会における野原労働大臣の所信表明】　第六五通常国会にあたり、当面の労働行政について、一言所信を申し述べ各位のご理解とご協力を得たいと存じます。

ご承知のように、近年わが国はめざましい経済発展をなしとげましたが、これに伴って若年労働者や技能労働者を中心として労働力不足が次第に激しくなってきています。

また、労働条件も、賃金の上昇を中心に大きく改善をみましたが、他方技術革新の進展や人口の都市集中などから、労働者の職場環境や生活環境をめぐって解決を要するあらたな問題が生じております。

このような事態に対処して、私は、四六年度には次のような諸施策を重点的にすすめてまいります。

まず、第一は、職場の内外を通じ、健康で快適な生活を営みうるような条件をつくりだすことであります。

現在労働者の生活は、経済のめざましい発展によって、消費面では著しく向上してきましたが、住宅、貯蓄等の資産の面での立ち遅れがめだっています。このため、今後は、経済の成長にみあいつつ、資産の充実をはかり、安定した勤労者生活をおくれるように、持家の取得、長期預貯金等の勤労者の自主的な努力による財産づくりを、国および事業主が奨励援助するための勤労者財産形成促進制度をあらたに発足させることとし、関係法案を今通常国会に提出することとしていますので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、勤労青少年の福祉対策につきましては、第六三特別国会において制定されました勤労青少年福祉法に基づき、勤労青少年福祉対策基本方針を策定し、諸施策を総合的、計画的に進めてまいる所存であります。

次に、現在、労働災害による被害者は年間一七〇万人にもおよび、このうち六千人にものぼる尊い人命が失われています。これらの災害の防止のため、科学的な労働災害防止対策の一層の徹底をはかるとともに、職業病の予防、治療にとどまらず広く労働者の健康づくりをすすめるため産業医学総合研究所を設置することといたしました。また、産業公害による社会環境の悪化が国民生活をおびやかしていることにかんがみ、

昨年秋には関係事業場の一斉点検を行なったところでありますが、今後とも事業場における有害物質の排出規制等労働行政の立場からも公害防止のための対策を強化していく考えであります。

第二は、深刻化しつつある労働力不足に対処して、積極的な雇用政策を展開していくことであります。

今後の雇用政策の方向については、四五年一二月の総理大臣に対する雇用審議会の答申「労働力需給の長期的展望およびこれに対応する雇用政策について」の意図するところを十分くみいれて四六年度に雇用対策基本計画を改定し、それに基づいて今後の労働力需給の動向に即応した雇用政策の刷新をはかっていく方針であります。とくに、その際には、国民経済および国民生活の指向するところに対応し、労働生産性が高く、その成果が勤労者生活に還元されるような雇用構造の実現をはかることとし、このため、職業紹介機能や雇用情報サービス活動等を強化して労働力流動性の向上、中高年令者、家庭婦人等の就業の円滑化をすすめていくとともに、あわせて、総合農政の進展に対応する農村の雇用機会の増大や駐留軍関係離職者に対する援護措置を充実してまいります。

さらに、労働者一人一人の能力を高めるため、職業訓練の充実につとめてまいります。四六年度は、新規学校卒業者に対する養成訓練の拡大をはかるほか、とくに、在職労働者に対して向上訓練、再訓練を行なう成人職業訓練の制度をあらたにもうけ、いわゆる生涯訓練の制度の確立につとめてまいります。

現行の失業対策事業については、最近における雇用失業情勢の著しい改善にもかかわらず、なお十九万人余の者がこの事業に固定化している等制度本来の趣旨と著しく相違する状況がみられ、このような状況に対して種々の批判も聞かれるようになってまいりました。そのため、現行の失業対策制度のあり方について抜本的な再検討を行なうこととし、昨年学職経験者七名を失業対策問題調査研究委員に委嘱し、客観的、専門的立場からの調査研究を依頼したところ、昨年一二月その調査結果の報告を受けましたので、その趣旨を十分に尊重して検討した結果、今後の失業対策制度に関する基本構想をまとめました。すなわち、今後の失業対策は、現行の失業対策事業に依存することなく、中高年令失業者に対して通常の雇用に就職することを促進するため、求職手帳制度の創設等特別の対策を講ずることによって対処するとともに、一方現在の失業対策事業就労者については、とくに手厚い援護策を講じて、その自立を強力に促進し、これによってもなお自立し得ない人々については、引き続き失業対策事業に就労させることとする考えであります。この基本構想を目下雇用審議会に諮問しているところであり、その結果をまって早急に関係法律案を作成し、今国会に提出する所存でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

第三は、労働外交の積極的展開であります。

私はアジアを中心とする対外協力の強化という政府の基本方針にのっとり、就任以来、アジア諸国に対する技術協力に努めてまいりましたが、とくに、四六年度には、アジア諸国からの技能研修生の受入れを中心としてこのための諸般の措置を講ずることとしたところであります。

第四は、発展の遅れた分野に働く人々の労働条件の改善であります。

近年、労働条件は全般的には向上してまいりましたが、いまなお、中小下請企業等には、めぐまれない労働条件で多くの人々が働いています。このため、最低労働条件の確保という視点にたって監督指導をすすめていくとともに、昨年成立した家内労働法の周知と遵守の指導に努めてまいります。

最低賃金制度については、昨年九月中央最賃審議会から「今後における最低賃金制度のあり方について」答申をいただきましたので、今後はこの答申の趣旨を十分に尊重して効果的な最低賃金行政をすすめてまいります。この際長年の懸案であったＩＬＯ二六号条約の批准にふみきるべきであると考え、今通常国会において最低賃金制度に関する条約等三つの条約の批准の承認を求めることといたしました。

最後に、合理的労使関係の確立であります。

現在、労使関係の動向は、ひとり労使間の問題にとどまらず、政治、経済、社会の各般に大きな影響を及ぼすようになっております。もとより労使関係の基本は、労使がその諸問題を話し合いにより自主的、合理的に解決していくことにあります。賃金についても物価問題が極めて重要となっている時にあたり、労使双方が国民経済の実態を考慮しつつ、

自主的に良識をもってその決定を行なうことを望むものであります。

以上、当面する労働行政の重要事項について、私の所信の一端を申しあげました

各位の一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

第143表　昭和46年度労働省関係予算の概要

I　予算規模　（単位：百万円）

会計区分	70年度予算額	71年度予算額	比較 増△減額
一般会計	118,115	128,710	10,595
労災保険特別会計	234,351	292,190	57,839
失業保険特別会計	273,573	325,501	51,928
石炭対策特別会計	8,553	9,539	986
所管総計	634,592	755,940	121,348

II　主要事項　（単位：百万円）

事項	70年度予算額	71年度予算額	比較 増△減額
I　豊かな勤労者生活の形成の促進	2,595	4,716	2,121
(1)勤労者財産形成促進制度の創設	13	605	592
(2)健康問題に対する積極的取組み	29	880	851
(3)安全衛生行政の一環としての公害対策の推進	133	183	50
(4)勤労青少年・婦人福祉対策の推進	2,420	3,037	617
(5)豊かな勤労者生活のビジョンの策定	0	11	11
II　労働力不足下における雇用対策の展開	109,803	138,031	28,228
(1)労働力流動化の促進	19,407	20,873	1,466
(2)近代的労働市場の形成	3,135	3,637	520
(3)勤労青少年雇用対策の拡充	2,027	2,599	572
(4)失業保険金受給者の再就職の促進	34,439	56,079	21,640
(5)心身障害者総合対策の充実	1,070	1,491	421
(6)農村労働力に対する総合的雇用対策の展開	409	653	244
(7)駐留軍関係離職者及び沖縄軍関係離職者対策の推進	431	576	145
(8)炭鉱離職者対策の推進	8,553	9,539	986
(9)失業対策事業の刷新改善	40,332	42,584	2,252
III　生涯訓練の体系的展開と技能向上対策の積極的展開	15,576	17,829	2,253
(1)公共職業訓練の拡大と内容の充実	13,044	14,816	1,772
(2)事業主等の行なう職業訓練の積極的振興	621	694	73
(3)成人職業訓練の推進	10	33	23
(4)職業訓練大学校の拡充	1,508	1,924	416
(5)技能検定の拡充と技能尊重機運の醸成	393	362	△ 31
IV　発展する経済社会に対応した労働条件の改善促進	1,201	1,383	182
(1)労働災害防止対策の推進	1,024	1,185	161
(2)近代化の遅れた分野に働く人々の労働条件の改善	177	198	21
V 経済社会の動向に即応した労使関係の形成	378	407	29
VI　アジア労働技術協力の推進	0	320	320
VII　行政体制の充実整備	72	498	426
(1)労働統計処理体制の整備	46	77	31
(2)労働保険の徴収一元化実施準備	26	421	395

3　雇用政策の基本方針

鉱工業生産の停滞、設備投資の鈍化等「景気の鎮静化」と呼ばれる経済情勢が進行し、労働力不足基調がいぜん強調されながらも、景気変動の影響はジリジリと雇用情勢に反映してきている。

七一年春から夏にかけて、景気は上昇に転ずるであろうという政府の見通しも、現実にはほとんど望めないままに推移している。

政府の雇用政策は、それにもかかわらず、「労働力の流動性の向上」、「労働力需要の年齢別不均衡の是正」、「近代的労働市場の形成」等の基本線になんらの修正も加えていない。政府の失業対策が、既存の離職者対策立法の枠内ですべて解決しうるという一貫した姿勢を取りつづける以上、その実態を失業労働者のみならず雇用労働者自身の手によって点検、再検討の場に引き出す必要が、今日ほど痛感される時期はないであろう。

雇用政策の重要な柱の一つである職業訓練についても、従来ややもすれば技能労働力不足対策としてのみ把えられ、労働者自身の関心の薄い傾向が散見される。しかも、このまま推移するならば、成人訓練の推進、生涯訓練体制の展開を通じて、労働者というよりは職業人・産業人としての養成が持続的に進むであろうことは、新しい職業訓練基本計画（七一・四・一三閣議了承）からも充分うかがい知ることができるであろう。

【昭和四六年度職業安定行政の基本方針】　昭和四十六年度の雇用情勢は、大局的には労働力需給がひっ迫する方向の下にあって、駐留軍関係離職者、炭鉱離職者の集中的発生等の事態が特定の地域に生ずるものと予測されるほか、景気変動の影響による求職の増加など一部に微妙な変化がみられる。

このような労働力需給のひっ迫傾向と一部における雇用情勢の変化に直面して産業、労働の各界では今後の雇用情勢の見通しおよび雇用対策の方向について、従来に増して強く注目しているところであり、また、行政の直接の対象となる個々の求人者および求職者からも今後の動向についての明確な指針とサービスの向上を求める声が高まっている。

職業安定機関としては、これら国民の期待にこたえることがその責務であり、したがって職業安定機関自体が今後の雇用の動向について確たる見通しをもち、行政方針を確立するとともに、その施策の展開を通じて求人者、求職者に対する適切なサービスと適確な指導力を発揮しなければならない。

四十六年度は現行雇用対策基本計画の計画期間の最終年度にあたっている。現行雇用対策基本計画が完全雇用への地固めを目指して昭和四十二年に策定されて以来、同計画に基づいて各般の施策を実施し、着実な成果をあげてきたが、雇用情勢の全体的改善が進んだなかにあって、中高年齢者の就職がなお容易でないこと、季節労働者をめぐる諸問題があることなど、いくつかの課題がなお残されており、四十六年度にはこれら残された課題の解決にあたらなければならない。

それとともに、現行雇用対策基本計画の策定後労働力需給のひっ迫が急速に進み、今日では労働力不足にどう対処するかが雇用対策の主要な命題となるに至り、この傾向は今後とも一層強まるものと見込まれている。こうした雇用情勢の見通しおよび、これに対応する施策の方向については、四十五年五月に策定された新経済社会発展計画あるいは、同年十二月の雇用審議会による「労働力需給の長期的展望およびそれに対応

する雇用政策について」の答申においても明らかにされており、今後の雇用情勢に即応する雇用対策の確立が早急に必要とされているので、四十六年度中に新たな雇用対策基本計画を策定することとする。

以上の観点から、四十六年度における職業安定行政の運営にあたっては、労働生産性が高く、かつ、その成果が勤労者の福祉に還元されるような雇用構造の実現を基本的目標に、労働力の流動性の向上、労働力需給の年齢別不均衡の是正、近代的労働市場の形成等による労働力不足への対処と、これにあわせて景気の鎮静化、産業合理化等に伴う離職者の発生への対処を考慮しつつ、次の施策を重点的に実施することにより、長期的な雇用の動向に基づく諸課題と当面する諸問題の解決を図り、もって本行政に対する国民の期待にこたえるものとする。

一　総合的な中高年齢者雇用促進対策の確立とその推進

労働力不足が進展し、しかも、今後、労働力人口の年齢構成が高まる中で中高年齢者等の就職がなお容易でない状況にかんがみ、中高年齢者向け適職の開発、確保を進めるとともに、職業紹介、職業訓練等就職促進に必要な措置を総合的、計画的に実施する体制を整備強化し、中高年齢者がその能力に適合した職業につくことを積極的に促進する。

二　農村地域への工業導入の促進と農業者の他産業就業の円滑化

総合農政の進展に対応し、また、労働力の産業間移動の円滑化が必要とされる状況にかんがみ、離農転職者、出稼労働者等他産業就業を希望する農業者について、地元における雇用機会を確保するため、関係行政との連携の下に農村地域への工業導入を計画的に促進するとともに、農業者転職対策の一層の充実、雇用情報サービス活動の強化、農村地域における労働環境の整備等を図ることにより、農業者の導入工業への円滑な就業を促進する。

三　新規学卒者の需給調整の適正化

新規学卒者をめぐる需給の一層のひっ迫に対処し、職業指導と職業紹介体制を充実することとし、とくに高校卒業者について早期選考防止の徹底、職業適性検査の全員実施等に努め、新規学卒者の需給の適正な調整を図る。

四　離職者の多発地域における雇用対策の総合的展開

駐留軍関係離職者および炭鉱離職者、その他産業合理化による離職者が特定地域に集中的に発生するとともに、これに随伴して地域経済の地盤沈下、関連産業からの離職者の併発等の事態が生ずることに対処するため、駐留軍または炭鉱の各離職者対策を機動的に実施することはもとより、中高年齢者の雇用促進対策等関連のある雇用対策を総合的に展開することにより、これら地域における離職者の早期再就職を促進する。

五　職業紹介機能の刷新と近代的労働市場の形成

、労働力需給のひっ迫に対処し、職業安定機関による職業紹介の効率化を図るとともに、非雇用者の雇用労働力化を促進するため、職業紹介のリアルタイム化の拡充、人材銀行、ターミナル職業相談室の増設等職業紹介機能を強化するとともに、新規情報機器の導入等雇用情報サービス活動の強化、浸透を図り、今後における雇用対策推進の基盤となる近代的労働市場の形成に資する。

六　業務運営体制の確立

産業技術のめざましい進展、求人者、求職者の意識、態様の変化等に対応して適確な業務運営を図るため、これら産業事情等のは握に努めるとともに、日常の業務運営が惰性に流れることのないよう業務運営の実態を点検し、各地域の行政課題の実情に即した計画的、効率的な業務運営体制を確立する。

【職業訓練基本計画の概要】

一　総説

(1)　計画の期間

昭和四六年度を初年度とする五カ年計画とする。

(2)　計画の趣旨

この計画は職業訓練および技能検定についての基本的方向を明らかにして、政府の職業訓練推進の施策を充実強化するとともに民間に対しても職業訓練の自主的な推進体制の確立を促すことを目的とし、この計画に基づき都道府県が策定する都道府県職業訓練計画と相まって、政府、都道府県、民間が一体となって職業訓練振興の実をあげようとするものである。

(3)　職業訓練および技能検定の課題

今後に予想される労働力不足の深刻化と技術革新の急速な進展に対処して労働生産性の向上をはかるとともに、労働者が職業の変化に円滑に対応し得るようその職業能力の維持向上をはかるために職業訓練は今後ますますその重要性を高めるものと考えられる。また、適性と希望に応じて個人の能力の開発向上をはかることにより、青少年の個性の発現と人間形成に資する上で職業訓練の果たすべき役割は大きなものがある。さらに、労働者の技能を高め、その技能の程度を公的に確認し、ひいては技能を労働者の社会的、経済的地位の向上をはかることも職業訓練および技能検定の重要な課題である。

二　技能労働力の需給の動向

計画期間中わが国経済は、年率一〇・六％の成長が見込まれ、また、産業構造の高度化の過程で技能工、生産工程従事者の比重の高い産業の比重が高まるものとみられるため、技能労働力需給は引き続き高水準に推移する見通しであり、質の面でも、技術革新の進展に伴い、高度の技能に加え、総合的な判断力、適応力をそなえた技能労働者が求められるようになる。

このような需要動向に対し、供給面では、新規学卒就職者の減少と学歴構成の高度化に伴い、新規学卒者から技能労働力への供給が減少するため、技能労働力の需要のうち新規学卒就職者によって充足し得る割合は、これまでの五年間に五〇％であったものが、計画期間中は四〇％程度へ低下する見込みである。

したがって、その充足については、第二次、第三次産業において未だその能力を十分に発揮していない既就業者からの転職や配置転換に期待する割合が増大するほか、中高年家庭婦人、農業就労者等についても単に無技能労働力として就業するのではなく、その有技能化に対する期待が高まることとなる。

三　職業訓練および技能検定の実施目標

以上のような技能労働力不足の深刻化と技術革新の進展に対処して、人的能力の開発向上と労働者の適応性の増大をはかるため、労働者が職業生活の全期間を通じて必要な段階で適切な職業訓練を受けられるよう、生涯訓練の体制を実現していくことが必要である。すなわち新規学卒就職者に対しては、技能系、事務・サービス系いずれに就職するを問わず、また、性別にかかわらず、入職時に将来の基幹的労働者としての素地を付与するための養成訓練を行ない、また、成人労働者に対しては、職業人としての能力の維持、向上あるいは再開発を行なうことを目的とした成人職業訓練を実施するなど、労働者が生涯にわたって、必要な段階で各種の訓練を体系的に受けられるようにすることが必要である。

このため、公共職業訓練施設の行なう訓練のほか、国が定めた訓練基準に従い、民間の事業主等が行なう訓練を含め、養成訓練および成人職業訓練ならびに技能検定の実施目標を次のように設定する。

(1)　養成訓練の三倍増

新規中学、高校卒就職者のうち男子については全員に対して養成訓練を行なうことが理想であるが、ヨーロッパ諸国の例をみても全員訓練の達成は事実上困難であるため、男子就職者の八〇％を要訓練人員と考える。また女子については相当期間、雇用を継続する見込みのある者を要訓練人員とする。さらにこの目標を短期間に完全に達成することは困難視されるため、昭和五〇年度において、技能系就職者については要訓練人員の約七〇％に相当するものを実施目標として養成訓練を行なうものとする。また、事務・サービス系就職者については、訓練実施体制が現段階では整備されていないこと、商業高校、各種学校等がこの分野においてはかなり訓練需要に対応して行なわれていること等の事情を考慮し、昭和五〇年度までに技能系就職者について現在行なわれている養成訓練の実施率程度（約二五％）に到達することを当面の目標として養成訓練を行なうものとする。

以上により昭和五〇年度における養成訓練の規模は、技能系、事務・サービス系就職者を合わせ、昭和四四年度の訓練人員（約七万人）の約三倍となる。

(2)　成人職業訓練の拡充

技能系在職労働者に対して現在事業内で行なわれている向上訓練、再訓練等成人職業訓練の実施率をみると、五〇〇人以上の大規模事業所においては約一七％となっているのに対し、五〇〇人未満の中小企業では約九％にとどまり、事業所規模によってかなり格差があるので、当面、

この格差の縮小をはかりつつ、実施率を引き上げることを目標とし、昭和五〇年度において在職労働者の一五～二〇％程度にあたるものを実施目標として成人職業訓練を行なうものとする。

なお、求職者に対する能力再開発訓練については、近年、失業保険金受給資格者、失業者とともにほぼ横ばい傾向にあるので、農業就業者その他今後国の政策により必要となる特別な施策の対象者に対する転職訓練を除き、これらのものに対する能力再開発訓練の規模はおおむね現状程度とする。

(3)　技能検定職種の飛躍的拡大

技能検定の目的は、労働者の有する技能の程度を検定してこれを公的に証明することにより、技能および職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上をはかることにある。技能検定がこの目的を達成するためには、すべての労働者がその従事する職種について技能の程度に応じて受検することができる体制になっていることが望ましい。このため、技能検定の実施職種を、おおむねイギリス、スイスなみの、二〇〇職種にまで拡大することを最大目標とする。

四　職業訓練および技能検定推進の基本的施策

(1)　生涯訓練の有機一体的推進

生涯訓練体制を推進してゆくためには、公共職業訓練施設の行なう職業訓練と事業主等の行なう職業訓練が相互補完的に実施されるようにしていく必要があるが、両者の実施分担については次のように考えられる。

事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行なうよう努めなければならないのは当然であるが、養成期間については、幅広い適応力を付与するための基礎訓練の充実は国民的要請となっていること、また、深刻な技能労働力不足に直面している中小企業における技能労働者の養成確保について国民経済的見地から十分配慮する必要があること等の事情を考慮し、国や都道府県は公共の立場でわが国の職業訓練を望ましい方向へ牽引し、推進し、誘導してゆくため事業主および業界と並んで養成訓練の推進について積極的な役割りを果たすことが要請される。

また、在職労働者に対する成人職業訓練については、主として事業主がこれを推進し、国等は必要に応じ、これを補い、あるいは技術面、資料面等について援助することが適当であろう。

職業訓練と学校教育との連携も重要である。近年、高校進学率の上昇に伴い生徒の能力、適性等に多様な分化がみられるにもかかわらず、現在の高校教育では、実技、実習よりもいわゆる座学に多くの時間がさかれる傾向にあるため、実践的な側面が得意な青少年の能力開発に対する配慮が十分であるとはいい難い。技能的教科を得意とする生徒に対しては、実技や実習に重点をおいて教育訓練を行ない、これによって生きた理論や知識を習得させるとともにその適性を伸ばし、個性を伸ばし、ひいては人間形成に大きく寄与することができるものと考えられる。

このような観点から高校の教育内容やカリキュラムの弾力化等を進める過程で職業訓練との連携の下に、実技、実習を重視した新しいタイプの高校教育を行なうことについて検討する必要がある。

(2)　養成訓練の拡充、とくに高卒訓練の推進

技能の高度化に対する要請と高校進学率の上昇等の事情を考慮し、従来の中卒者を主たる対象とした養成訓練の拡充に加えて、高卒者を対象とする養成訓練を公共職業訓練校において新たに実施、推進することとし、このために必要な施設、設備の拡充、整備に努めるものとする。

(3)　成人職業訓練の推進

技術革新の進展に対応し、在職労務者に対し、より高度の技能を習得させ、あるいは陳腐化する技能を補充させるための成人職業訓練を推進することとし、公共職業訓練施設においても新たに成人訓練コースを開設する等その実施体制を整備し、養成訓練、成人訓練を一体とした生涯訓練体制の確立をはかる。

(1)　事業内職業訓練の積極的な振興

事業主等の行なう職業訓練は、事業所規模等によって訓練の実施率、訓練内容等に大きな格差があり、中小企業における労働者は能力開発の面でも不利な立場におかれている。

このような状況にかんがみ、事業主等の行なう職業訓練の自主的な訓練体制を確立するとともに、職業訓練の実施体制を国全体として望ましい姿に整備してゆくため、今後、国および都道府県等は、事業主等の行なう職業訓練について、指導員の派遣、必要な情報の提供、受託訓練

の実施、施設の貸与等指導援助体制の強化に努め、公共職業訓練施設を関係地域における職業訓練の振興に資するよう運営するものとする。

また、近年における労働移動の活発化等の点も考慮し、関係事業主が企業をこえたより広い基盤に立って職業訓練に積極的に参加するよう促すため、諸外国の費用負担の制度等を参照し、職業訓練に用する費用の事業主負担の合理的なあり方についても検討すべきであろう。

(5) 職業訓練の受講促進

職業訓練の受講促進と訓練受講中の生活の安定をはかるため、公共職業訓練受講者に対して行なわれている各種の保護措置を充実し、また、在職労働者に対する成人職業訓練についてはその受講の便をはかるよう実施方法等について配慮するものとする。

(6) 職業訓練指導員養成確保とその地位の向上

公共職業訓練、事業内職業訓練を通じて、適格な職業訓練指導員の養成確保をはかるため、職業訓練大学校における指導員養成の拡充を行なうとともに、指導員および指導員免許保持者の研修の拡充に努める。また、優秀な職業訓練指導員を確保するため、その処遇、地位の向上について配慮する必要がある。

(7) 調査研究体制の整備

職業訓練の効率的な推進をはかってゆくためには、職業の動向を的確に予測し、職業訓練に対する経済社会の要請を把握するとともに、職業訓練の対象、方法、効果等について科学的、総合的な調査研究を行ない、その成果を職業訓練の実際に活用してゆくことが必要である。

このような諸要請に対処するため、職業訓練大学校等における調査研究を充実し、研究体制の拡充整備に努めるものとする。

(8) 特定層に対する職業訓練の拡充

イ 心身障害者に対する職業訓練

心身障害者の能力を積極的に開発し、これらの人びとの社会参加を援助し、その福祉の増進をはかるため、心身障害者の実情に適合した機能回復訓練、職業訓練、職業紹介、アフターケア等の関連施策を緊密な連携の下に推進する必要がある。このため、心身障害者に対する職業訓練のあり方について基本的な研究を進めるとともに、これらの人びとのための職業訓練施設の拡充整備に努めるものとする。

ロ 農業者転職訓練

他産業への就職を希望する農業就業者の移動を円滑にするため、また、出稼ぎ労働者に対しても技能を付与しその雇用の安定をはかるため、既存の公共職業訓練施設を活用するとともに簡易訓練施設を設置する等機動的な訓練の実施体制を整備し、合わせて訓練受講の促進に努めるものとする。

ハ 中高年齢者等に対する職業訓練

産業再編成等により転離職を余儀なくされる中高年齢者等に対しては、職業転換に必要な新たな技能を付与して転職、再就職を容易にするため、それぞれの必要に応じ適切な施策を行なうとともに援護措置の充実について配慮する。

また、社会的事情等のために安定的な職業を得ることが困難な人びとに対してもその能力を積極的に開発するため、特別な配慮を行なうものとする。

ニ 婦人に対する職業訓練

新たに職業に就こうとする中高年齢婦人および長期にわたって労働市場から引退していた婦人で再就職しようとする人びとに対してはその能力を開発し、適応性の増大をはかるため、実情に即し、職業訓練の拡充に努めるものとする。

また、女子の就業分野の変化に対応して養成訓練のあり方についても検討する必要がある。

(9) 技能検定制度の拡充と技能尊重気運の醸成

イ 技能検定制度の拡充

技能検定職種数の拡大をはかるとともに、検定制度、検定内容が現場の技能の実態に即応するよう、絶えずその改善に努めるものとする。

また、技能検定合格者が、関連する免許、資格の取得につき試験免除を受けるよう、技能検定と他の国家試験等との連携の強化をはかる必要がある。

ロ 技能尊重気運の醸成

わが国においては社会全般に、現在なお技能労働軽視、ホワイトカラ

ー偏向の風潮が根強く残っており、このことがまた現在の技能労働者の著しい不足の一因ともなっている。このような風潮を改め、技能労働者が正しく評価され、職業訓練の結果が処遇に反映されるようにするため、職業訓練と技能検定の積極的な実施と並んで、あらゆる機会をとらえ、種々の方法で技能尊重気運の醸成に努める必要がある。

(10) 職業訓練を通ずる国際協力

発展途上国から教育訓練による人的能力開発向上のための技術協力の必要性が高まってきている実情にかんがみ、政府ベース、民間ベースを問わず、職業訓練を通ずる技術協力を積極的に推進する必要がある。

4　昭和四五年労働白書の公刊

昭和四五年労働白書（七一・六・二九発表）は、過去一年間の労働経済全般についての労働省恒例の分析を行ない、わけても実質賃金の伸びが鈍化してきたこと、総実労働時間が引きつづき減少傾向をみせていること、労働災害の大型化、重篤化が依然として続いていること等を明らかにした。

また、労働力需給の変化と展望、賃金上昇の加速化と春闘、物価上昇の内容と背景、勤労者生活をめぐる問題の四つをテーマとして長期的、構造的な分析を試みた後、この白書は労働生産性の向上、労働力流動化、国民経済や産業の長期的展望の上に立った賃金決定等、まさに労働政策の追求している諸目標への誘導をその結びとしている。

しかも、大幅賃金引上げを前提として勤労者生活の将来のビジョンづくりを試みる一方で、賃金引上げ批判が従来になく前景に出ていることは、今年の白書の特徴の一つとして把えておく必要があろう。

【昭和四十五年労働経済の分析（労働白書）（概要）】

昭和四十五年労働経済の推移と特徴

わが国経済は、昭和四十四年秋以降の金融引締め措置にもかかわらず、四十五年前半は拡大基調を維持したが年後半は停滞に転じた。労働経済面では、前年に引き続き労働力不足や賃金の大幅上昇など長期的な動きには変化がみられないが、年後半景気停滞の影響が若干あらわれた。

1　労働市場と雇用の動向

(1) 労働市場の動向

昭和四十五年においても基調的には労働力不足が続いたが、年後半や需給の緩和がみられた。四十五年三月卒の新規学卒者の求人倍率は中学卒五・八倍、高校卒七・一倍といずれも四十四年を上回った。これは求職者が減少を続けている反面、若年労働力の需要がますます強まっているためであり、四十六年三月卒についてもひっ迫基調が続いている。

他方、新規学卒以外の層についても年平均では労働力需給の引締まりが続いたが、年後半から求人の減少、求職の増加など景気の停滞の影響があらわれ求人倍率も若干低下して需給はやや緩和した。

(2) 雇用、失業の動向

雇用も年平均では三・一％増と堅調な伸びを示したが、景気の停滞に伴って年後半以降製造業を中心に伸びの鈍化がみられた。

製造業の中では年前半は各種とも順調な伸びを示したが、後半は景気停滞の影響の大きかった電気機器をはじめとし、次第に伸びの鈍化する業種が多くなった。規模別には大企業ほど年後半における増勢の鈍化が大きい。

他方、失業関連指標では、企業倒産の増加など景気停滞の影響により完全失業者数、失業保険受給資格決定件数などが四十五年後半からやや

増加した。

2　賃金および労働時間

(1)　所定内給与を中心とした定期給与の堅調

昭和四十五年の賃金は名目で一七・〇％増と四十四年の伸びを上まわったが、消費者物価の上昇が大きかったため、実質では八・七％増と四十四年の伸びをやや下回った。

賃金上昇の動きを給与種類別にみると、定期給与は年後半以後の生産活動の停滞による超過勤務給の減少がみられたものの所定内給与が堅調に伸び続けたため四十四年の一三・六％増から四十五年には一六・四％増へと伸びが大きくなった。しかし、特別給与は一九・一％増と四十四年の二二・四％増を下まわり、とくに景気停滞による企業収益の低下を反映して年末の特別給与の伸びの鈍りがめだった。

昭和四十五年の賃金上昇が大幅であったのに対し、労働生産性は、景気停滞の影響をうけて年後半の伸びが著しく鈍った。製造業についてみると四十四年に引き続き賃金上昇率が労働生産性上昇率を上まわり、その上まわる程度も一段と強まった。

(2)　労働時間は引き続き減少

昭和四十五年の総実労働時間は引き続き所定内労働時間が減少したほか年後半以後所定外労働時間がかなり減少したため、四十四年比〇・七％減と減少の傾向が続いた。企業の労働時間制度をみても、週休日の増加など所定労働時間の短縮をはかるものが引き続き増加している。

3　労働災害の動向

昭和四十五年も労働災害は減少傾向を続け、四十四年にくらべ延べ労働時間に対する災害発生の割合を示す「度数率」は一一％、災害の強さを示す「強度率」は九％低下した。しかし、死傷者三人以上の重大災害の件数や死亡者数はあまり減少せず、四十年代に入ってからめだってきた労働災害の大型化、重篤化の傾向はいぜんとして続いている。

4　勤労者生活の状況

消費者物価は、昭和四十五年平均で前年に比べ七・七％高となり、騰勢を強めた。しかし、四十六年に入ってからは若干落着きがみられたため、四十五年度平均では七・三％高となった。

勤労者家計では実収入、名目可処分所得とも対前年比一五～一六％増となり、物価変動を除去した実質可処分所得も七・一％増と大幅な伸びを示した。黒字も増加し、黒字率（実収入と実支出の差の実収入に占める割合）も一八・六％とこれまでの最高となるなど家計の改善が進んだ。一方、支出面では四十五年の消費支出は名目で一三・七％増と大幅に増加したが、消費者物価上昇が大きかったため実質消費水準では四十二～四十四年なみの増加にとどまった。

労働経済の長期的諸問題（略）

むすび

以上の分析の結果、今後解決していかなければならない課題としては、第一に、労働力供給増勢鈍化、その質的な変化に対応して、産業、企業の適応を促進するとともに、限られた労働力の能力が有効に発揮される条件を整備することがある。今後は、労働力人口の増勢鈍化や労働時間の短縮がいっそうすすむとみられるので、農業、商業、中小工業などの部門における低生産性分野が多く残っている現状からこれらの分野の改善を含めて個別の産業、企業の省力化、労働生産性向上の努力が長期的に要請される。

このような産業構造の革新などの基本的問題に加えて、最近の労働力需給や年齢などの労働力構成の変化からみると、限られた労働力の能力の有効発揮のためには、まず労働力需給内部にみられるアンバランスへの対応が必要である。そのためには産業間、職業間の労働力移動を円滑にする施策など労働力需給面での施策の充実とならんで、労働力需給の地域的相違を考慮した産業立地政策の検討や奢侈的消費に支えられている部門の過度な膨張の抑制が必要になろう。

また、労働力の活用体制の整備やその質的向上をはかることが必要である。今後増加が予想される中高年労働者の能力をいかすためにも、年功的な雇用慣行や学歴別の人事管理など、従来の雇用、賃金慣行の変更について本格的な検討が行なわれるべきであり、また、中高年労働者が、技術革新の中でその能力を維持向上してゆくための成人訓練や中高年労働者の流動化のためその能力の再開発をはかる職業訓練を積極的に進める必要がある。

課題の第二は、物価などとの関連で、賃金問題を検討する必要性が増大していることである。最近の賃上げ傾向をみると賃金決定について産業内部や部分的には産業間の相互関連性が強まっており、それに伴って賃金の相場設定について影響力の強い産業や企業の労使の責任も高まっている。四十年代にはいってからの物価の上昇には需給の緊張、価格形成上の制度的要因、低生産性部門における生産性上昇の遅れなど各種の要因が影響しているが、賃金上昇の加速化による影響も消費関連産業においてはしだいに大きくなっている。賃金は、元来労使が自主的に決定するのが原則であるのはいうまでもないが、以上のような状況からして、労使が国民経済や産業の長期的展望の上に立って賃金決定を行なう必要性は増大している。

課題の第三は、勤労者生活全体について、その総合的な検討をおこなう重要性が高まっていることである。経済の高成長の持続過程で、勤労者の賃金や消費はいちじるしく改善され、また雇用機会、能力開発の機会も拡大されたが、反面職場環境や私的生活の面における改善が十分でないなど、勤労者生活全体のなかでの不均衡の面が浮きたってきた。しかし勤労者生活の総合的な改善を同時的に行なうことは困難で、各分野の改善についてその優先度の設定が必要になるが、これには国民各層の生活に関する多様な意識を踏まえて国民的目標をどのように設定するか、という大きな問題がある。国民的福祉ないし勤労者福祉の総合的把握という考え方は、各方面で今後さらに検討が進められるべき段階にあるが、その過程で労使などの間で経済の発展と生活問題一般の総合的改善との関係について論議が進み、相互の理解と幅広い合意への道が開かれることが期待される、また国としても、勤労者生活の将来のビジョンなどについてコンセンサスを確立する努力を行なう必要がある。

5　第六五国会の労働立法

七〇年の経済白書は、勤労者の賃金水準は大幅に上昇している反面、貯蓄や住宅等の資産保有の面が貧弱であることを強調し、賃金収入（フロー）より財産（ストック）をという政策方向を示している。こんど制定された「勤労者財産形成促進法」は、まさにそのような発想のもとで作られているが、法律そのものによれば勤労者の財産形成はまず勤労者みずからの自主的な努力によって行なわれるべきものであるとし、これに対する国の援助はほとんどあってなきに等しい内容である。政府は、この点について、この制度は小さく産んで大きく育てるものであり、将来のこの制度の発展が楽しみだと述べるに止まり、結果的には金融機関の預金集めの一手段となるにすぎないことも予想されている。労働福祉対策という名の対策の一面を明らかにしている点で興味深いともいえよう。

「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」は、いわゆる失対打切り法案と呼ばれ、六五国会最大の重要法案として国会審議の混乱さえ予見されていた。ところで、実際には、緊急失業対策法の効力を有する期間を「当分の間」としていた原案の部分を削除し、失対労働者に対する夏期・年末の手当を支給

するとした与野党共同の修正が行なわれたことにより、激突法案が一転して全会一致賛成（共産党棄権）の法案となって成立した。

このような与野党共同修正が、この法律を制定するだけの価値をもつか否かは、なお慎重に考える多くの余地を残したといえる。少なくも、この法律の実施に際して労働省当局が、「当分の間」という表現を修正削除するなどのことは「われわれの考えていた中高年齢者の就職対策に関する基本方針に何ら抵触することなく、むしろ、これからの行政運営方針をさらに明確化している」（全国職安主務課長会議における労働省失業対策部長訓示）と強調している意味を検討しておく必要があろう。

右のほか、六五国会においては、中労委の各側委員の定数を一名増加することを内容とする「労働組合法の一部を改正する法律」と、農村労働力対策と密接な関連をもつ「農村地域工業導入促進法」が成立をみている。また、最低賃金に関するILO第二六号および第一三一号条約が批准された。

【勤労者財産形成促進法の概要】

1　国及び地方公共団体は、勤労者について、貯蓄の奨励及び持家の取得を促進するための施策を講ずるように配慮するとともに、労働大臣、大蔵大臣及び建設大臣は、勤労者財産形成政策基本方針を定め、これを公表するものとすること。

2　勤労者が金融機関等と勤労者財産形成貯蓄契約を締結し、賃金から控除する方法により、事業主を通じて、預貯金等の預入等を行なったときは、租税特別措置法の定めるところにより、所得税の課税について特別の措置を講ずるものとすること。

3　雇用促進事業団は、事業主及び事業主で組織された法人並びに日本勤労者住宅協会に対し、勤労者分譲住宅の建設資金等の貸付けを行なうものとすること。

4　雇用促進事業団は、貸付けに必要な資金を調達するため、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に対し、協力を求めることができるものとすること。

5　労働省に、勤労者財産形成政策基本方針その他の重要事項を調査審議するため、勤労者財産形成審議会を置くものとすること。

6　公務員等及び船員に関する特例について規定するものとすること。

7　この法律は、公布の日から施行すること、ただし、勤労者財産形成貯蓄契約に係る課税の特例に関する規定は、昭和四十七年一月一日から施行するものとすること。

【中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の概要】

㈠　中高年齢者に対する特別措置

1　国は、中高年齢者の雇用の促進に関し必要な事項について調査、研究を行なうとともに、職業紹介等の施設の整備に努めるものとすること。

2　公共職業安定所は、事業主に対して、年齢その他の求人の条件について指導するとともに、中高年齢者の雇用に関する技術的事項について、必要な援助を行なうことができること。

3　労働大臣は、中高年齢者に適した職種について中高年齢者の雇用率を設定することができ、また、事業主は、その達成に努めなければならないこと。

4　公共職業安定所は、雇用率を達成していない事業主が中高年齢者でないことを条件とする当該雇用率設定職種に係る求人の申込みをした場合には、これを受理しないことができること。

5　労働大臣は、雇用率を達成していない事業主に対して、雇用率達成のために必要な措置をとることを要請することができること。

6　国及び都道府県は、中高年齢者の雇用を促進するための職場適応訓練を行なう事業主に対しては、当該訓練に係る給付金の額について特別の配慮を加えるものとすること。

7　雇用促進事業団は、福祉施設の設置等に要する資金の貸付けにあたっては、中高年齢者の雇用を促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとすること。

(二)　中高年齢失業者等に対する特別措置

1　公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であって、一定の要件に該当するものに対して、中高年齢失業者等求職手帳を発給すること。

2　手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有することとし、労働省令で有効期間又は延長期間を定めるにあたっては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができること。

3　労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、就職促進の措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとすること。

4　公共職業安定所長は、手帳の発給を受ける者に対して、就職促進の措置を受けることを指示するものとすること。

5　国及び都道府県は、就職促進の措置を受ける者に対して、手帳の有効期間中、手当を支給することができること。

6　労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとすること。

7　労働大臣は、特定地域において必要があると認めるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業について、失業者吸収率を定めることができ、また、国、地方公共団体等は、これを達成しなければならないこと。

(三)　施行期日及び緊急失業対策法の効力

1　この法律は、一部の規定を除き、昭和四十六年十月一日から施行するものとすること。

2　緊急失業対策法は、この法律施行の際現に失業対策事業に使用されている失業者についてのみ、その効力を有するものとすること。

【参考資料】(1)自民党大会宣言・決議「政策月報」(自由民主党)四六年二月号、(2)経団連定時総会決議「経団連月報」四六年六月号、(3)昭和四六年度労働省重点施策、労働省七〇年八月二八日発表、(4)労働大臣所信表明「第六五回国会衆議院社会労働委員会議録」第一号(七一年一月二五日)、(5)昭和四六年度労働省関係予算の概要、労働省七一年一月一一日発表、(6)昭和四六年度職業安定行政の基本方針「職業安定広報」四六年四月一一・二一日号、(7)職業訓練基本計画の概要「労働時報」四六年六月号、(8)昭和四五年労働経済の分析(概要)、労働省七一年六月二九日発表

Ⅱ　政府の賃金政策

概要□人事院の公務員給与勧告──最低賃金制の答申──最低賃金制の実施状況

概要

一、政府の賃金政策において中心的な役割を果たしている人事院の公務員に対する給与勧告は、一九七〇年八月一四日、国会と内閣に公示された。この勧告の内容は、俸給表の改善一〇・七%、諸手当その他の改善による分一・九七%、合計一二・六七%（平均八〇二三円）であり、戦後最高の賃金引上げであった。このように大幅引上げの勧告となったのは、民間給与が上昇し、いわゆる官民賃金格差が一二・六七%にも及んだからである。また民間との格差の大きい初任給、技術者、医師、中途採用者の賃金についても是正が加えられた。

一、六八年九月に改正最低賃金法が施行されて以来、最低賃金の決定は業者間協定にかわって審議会方式が採用されるようになったが、しかし将来の最低賃金制のあり方についてはなお検討の余地が残されているということで、中央最低賃金審議会の小委員会において審議が行なわれ、七〇年九月八日に答申が決定された。その内容は、わが国の最低賃金制のあり方としては、労働市場に応じ、産業別、職業別又は地域別に最低賃金を決定することを基本とすべきだということであり、全国全産業一律制については、なお地域間、産業間等で賃金格差がかなり

大きく存在しているという事実を確認せざるを得ず、現状では実効性を期待できないという結論になった。

一、一九七一年三月三一日現在における最低賃金制の適用労働者は一〇三五万五〇〇〇名にのぼり、最低賃金の中位数は九二九円である。最低賃金制の適用によって賃金をひきあげられた労働者は、全適用労働者の一〇～二〇％を占め、わが国の低賃金構造の改善のためにかなりの役割を果たしているといってよい。

1　人事院の公務員給与勧告

人事院は、一九七〇年八月一四日、公務員給与に関する報告および勧告を、国会と内閣に対して行なった。その内容は、俸給表の改善一〇・七％、諸手当その他の改善による分一・九七％、合計一二・六七％（平均八〇二三円）であり、戦後最高の賃金引上げを内容とする勧告になった。

この勧告は、例年のように四月における官民給与の比較にもとづいて行なわれたのである。すなわち人事院は一般職国家公務員の全員について実態調査をするとともに、企業規模一〇〇人・事業所規模五〇人以上の全国約七一五〇の民間事業所について、公務に類似する九一職種、約五三万人を対象として職種別民間給与実態調査を実施した。この調査結果にもとづく官民給与格差に、従来どおり春闘による遡及改定分を加えると、七〇年四月における官民給与格差は一二・六七％であることが明らかとなったので、この格差をうずめるため給与改訂が行なわれることになった。

給与改訂の内容は、第一に七〇年の民間における初任給の状況、職務の階層別給与の上昇傾向などを考慮し、初任給および世帯形成時の職員の給与改善に重点をおくとともに、指定職職員の給与についても民間企業における役員の給与を考慮して改善を加えた。第二に医師および研究員については、官民給与格差をとくに考慮して、給与上他の優遇措置をも講じながら、俸給表の改善について格別の配慮を加えた。第三に警察官、看護婦等の俸給についても、給与の格段の引上げを行なうことにした。第四に、初任給については、民間の支給額との均衡などを考慮して、一般の事務技術系の場合、大学卒四五二〇円、高校卒四一六〇円の引上げとした。またいわゆる中途採用者の初任給のきめ方を一部改善し、また自動車運転手、電工等の一般技能職員および守衛、用務員等の初任給の幅を拡大する等の改善を行なった。第五に調整手当については、地域別の官民給与格差等の状況にかんがみて、当分の間、甲地のうち民間給与のとくに高い地域に勤務する職員に対する支給割合を一〇〇分の八とした。さらに公務員宿舎の入居者との均衡および民間における住宅手当の支給状況等を考慮して、新たに住居手当を設けることにした。住居手当は、公務員宿舎に入居している職員を除いて、賃貸住宅に居住し、家賃、間代を支払っている職員のうち

一カ月当たりの家賃・間代が三〇〇〇円をこえる者に対し、そのこえる額の二分の一の額を三〇〇〇円の限度で支給することとした。通勤手当については、調整手当の支給されない地域または官署に在勤し、交通不便のため自転車等を使用して片道一〇キロメートル以上通勤する者に対する支給月額を一四〇〇円（現行は、自転車七〇〇円、その他九〇〇円）に引き上げることとした。期末・勤勉手当について、民間における賞与等特別給の平均支給月分との均衡を考慮して、〇・二月分増額することとし、六月に支給される期末手当および勤勉手当をそれぞれ〇・一月分増額することとした。

以上のような給与の改善は、俸給で一〇・七〇％、諸手当で一・三六％、その他で〇・六一％、計一二・六七％（平均八〇二二円）である。また改定時期については、この勧告の基礎となっている官民給与格差が四月を基準としているので、七〇年五月一日とした。

給与勧告はつぎのとおりである。

【人事院の公務員給与勧告】 次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）を改正することを勧告する。

一、改定の内容

(一) 俸給表

現行の俸給表を別記第一のとおり改定すること。

新俸給表への切替えは、別記第二の切替要領（略）によること。

(二) 諸手当

1 調整手当について

ア 当分の間、甲地のうち、民間給与の特に高い地域に在勤する職員に対する支給割合を、百分の八とすること。これに関連して官署指定の途を設けること。

イ 異動保障の期間を三年間とすること。

ウ 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師および歯科医師等については、当分の間、支給区分にかかわらず、百分の八を支給すること。

2 新たに住居手当を設け、賃貸住宅に居住し、家賃、間代を支払っている職員（公務員宿舎の入居者を除く。）のうち、一か月当たりの家賃、間代が三〇〇〇円をこえる者に対し、そのこえる額の二分の一の額を三〇〇〇円を限度として支給するものとすること。

3 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額の限度を四五〇〇円とし、その支給期間の限度を二〇年とすること。

4 通勤手当について、調整手当の支給されない地域または官署に在勤し、交通不便のため、一定距離以上を自転車等を使用して通勤する者に対する支給月額を一四〇〇円とすること。また、自転車使用者でこれに該当しない者に対する支給月額を九〇〇円とすること。

5 隔遠地手当について、その名称を特地勤務手当に改め、生活の不便な地に所在する官署に勤務する職員に対し、俸給および扶養手当の月額の合計額の百分の二五の範囲内の額を支給する手当とすること。

右の官署に赴任した職員に対しては、さらに俸給および扶養手当の月額の合計額の百分の四の範囲内の額を、一定条件のもとに特地勤務手当として支給することとすること。右の官署に準ずる官署に赴任した職員についても同様とすること。

6 宿日直手当について、支給額の限度を、勤務一回につき、通常の宿日直勤務は六二〇円、管理または監督の業務を主とする宿日直勤務は一二〇〇円（土曜日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ九三〇円、一八〇〇円）、常直勤務は月額四四〇〇円とすること。

また、商船高等専門学校等における学寮当直および皇宮警察本部等における事件当直など特殊な宿日直勤務に対する支給額の限度を管理または監督の業務を主とする宿日直勤務と同額とすること。

〔別記第一〕　行政職俸給表

イ　行政職俸給表 (一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	115,900	86,000	——	——	——	39,800	34,500	26,200
2	121,600	90,100	75,300	62,100	50,100	42,100	36,100	27,300
3	127,300	94,300	78,600	65,200	52,900	44,400	37,900	28,400
4	133,100	98,700	81,900	68,300	55,700	46,900	39,800	29,500
5	138,900	103,100	85,300	71,400	58,500	49,400	41,900	30,700
6	144,700	107,500	88,700	74,500	61,300	51,900	44,000	31,900
7	150,500	111,900	92,100	77,700	64,200	54,400	46,100	33,200
8	156,300	116,300	95,500	80,900	67,100	56,900	48,200	34,500
9	162,100	120,700	98,900	84,100	70,000	59,400	50,000	35,700
10	167,900	124,800	102,300	87,300	72,900	61,900	51,800	36,900
11	172,200	128,900	105,500	90,500	75,800	64,200	53,600	38,100
12	175,500	132,300	108,600	93,400	78,500	66,500	55,400	39,300
13	178,800	135,200	111,700	96,100	81,200	68,800	57,200	40,400
14	181,500	137,600	114,800	98,800	83,400	70,800	58,300	41,500
15	184,200	140,000	117,000	101,500	85,200	72,800	59,400	42,500
16		142,400	119,200	104,200	86,600	74,300	60,400	43,400
17			121,400	106,200	87,900	75,500	61,400	44,300
18			123,600	108,200	89,200	76,700	62,400	
19				110,200	90,500	77,900	63,400	
20				112,200	91,800	79,100		
21					93,100	80,300		

〔編注〕　行(二)俸給表以下の各俸給表は省略した。

7　期末手当および勤勉手当について、六月に支給される額をそれぞれ〇・一月分増額すること。

(三)　その他

五六歳以上で人事院の定める年齢をこえる職員のいわゆる普通昇給の昇給期間については、そのこえることとなった日以後の最初の昇給にあっては一八月を下らない期間、その後の昇給にあっては二四月を下らない期間とすること。

二、改定の実施時期

この勧告の基礎となっている官民給与の較差が、昭和四十五年四月を基準としていることにより、この改定は同年五月一日から実施すること。(二)の6については昭和四十六年一月一日から、(三)については同年四月一日から実施すること。

2　最低賃金制の答申

わが国の最低賃金制は、一九六八年における最低賃金法の改正によって、業者間協定にもとづく最低賃金を廃止し、審議会方式を中心として推進されることになった。このようにわが国の最低賃金制は一歩前進することになったが、しかし将来の最低賃金制のあり方についてはなお検討の余地が残されており、また改正法案の国会審議においては、六九年三月末までに最低賃金制のあり方についての結論を得るように努めるという要請もあり、ひきつづき基本問題についての審議はつづけられた。

中央最低賃金審議会の小委員会がその審議にあたったが、六九年三月までにはまとまらず、七〇年一月に八月頃までに結論を得ることを目途に努力することを決定し、審議を再開した。その結果、九月八日の小委員会で結論に達し、同日開催された中央最低賃金審議会の総会に報告決定され、労働大臣に答申が行なわれた。その内容はつぎのようなものである。

【今後における最低賃金制度のあり方について】 本審議会は、昭和四〇年八月一三日、労働大臣から最低賃金制のあり方について諮問を受け、じ来、最低賃金制基本問題特別小委員会を設置して検討を続け、その間昭和四二年五月一五日、中間的に「現段階における最低賃金制の取扱いについて」の答申を提出したが、その後引き続いて本審議会を九回、特別小委員会を二一回開催して審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので、答申する。

昭和四五年九月八日

中央最低賃金審議会
会長　有沢広巳

労働大臣　野原正勝　殿

〈別紙〉

【今後における最低賃金制度のあり方について】 わが国の最低賃金制は、昭和三四年法制定以来、経済、労働事情に即しつつ普及がすすめられ、この間、業者間協定方式中心から審議会方式中心へと決定方式の整備がみられるなど着実な歩みを続けている。この結果、今日までに最低賃金は、中小企業労働者を中心として七〇〇万人をこえる労働者に適用されるに至り、最低賃金制はわが国経済社会の中にようやく定着しつつある。

他方、労働経済の推移をみると、昭和三〇年代後半以降、わが国の労働力需給関係は供給不足基調に転換し、賃金は大幅に上昇するとともに、各種賃金格差の縮小、労働力の流動化、賃金制度の合理化への動き等労働経済は近代化の方向をたどっている。このような近代化の趨勢は今後一層強まるものと考えられる。

右のような最低賃金制の実績と労働経済の展望に立って、今後の最低賃金制が如何なるものであるべきかについて検討を行なってきたが、次のような考え方について結論を得た。

一、基本的考え方

㈠ 今後の最低賃金制は、前述のような労働経済の変ぼうのなかでこれに即応し、なんらかの原因でなんらかの形で存在する不公正な低賃金に対処し、有効に作用するものでなければならない。このためには、労働市場の相場賃金と密接に関連した実効性ある最低賃金でなければならない。

従って最低賃金は、労働市場の実態に即しかつ類似労働者の賃金が主たる基準となって決定されるようなあり方が望ましく、それは低賃金労働者の保護を実効的に確保する面でも現実に適応するものであると考える。

さらに、これからのわが国においては、賃金等の労働条件の改善向上を通じて労働力の質的向上とその有効発揮を図るとともに、企業の公正な競争の確保と経営の近代化、合理化をすすめることにより企業体質の強化改善を促進することが要請されるところである。前述のような最低賃金制は、このような要請にも対応し得るものであると考える。

㈡ わが国における最低賃金の適用は、現在中小企業労働者の約三分の一に達しているところであるが、最低賃金はすべての労働者が何らかの形でその適用をうけることが望ましい。従って、まだ適用をうけていない労働者についても適切な最低賃金が設定され、全国全産業の労働者があまねくその適用をうける状態が実現されるよう配慮されるべきである。これが推進に当っては㈠の考え方に則り、労働市場に応じ、産業別、職業別又は地域別に最低賃金を設定することを基本とするべきである。この場合、低賃金労働者が多数存在する産業、職業又は地域から逐次最低賃金を適用し、すべての労働者に包括的に適用を及ぼすという姿勢が肝要である。

㈢ 全国全産業一律制については、なお地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在しているという事実を確認せざるを得ず、現状では実効性を期待し得ない。

二、具体的考え方

(一)　労働市場に応じ、産業別、職業別又は地域別に最低賃金を設定する方式を効率的、計画的に運用することによって、すべての労働者を包括するよう最低賃金の適用を図るものとする。

このため年次推進計画を中央最低賃金審議会の意見をきいて策定し、積極的にその推進を図るものとする。

(二)　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、つねに賃金等の実態を把握し、これらの動向に即し、中央又は地方の最低賃金審議会の意見をきいて、既に決定されている最低賃金の実効性が確保されるよう努めるものとする。

このため、政府は業種、職種の賃金の水準、賃金の構造、賃金制度等に関する所要の統計資料の整備拡充を図るものとする。

(三)　法第一一条の労働協約の地域的拡張方式については、使用者要件を緩和するものとする。

(四)　以上の趣旨を実行し得るよう、中央及び地方の最低賃金審議会の機能と権限等について必要な検討を加えるものとする。

総評は、中央最低賃金審議会の審議の過程において、全国一律最低賃金制を強く主張し、中立労連選出の委員とともに審議拒否の手段に訴えてきた。しかし答申においては、現状では実効性を期待できないということになったため、九月八日つぎのような声明を発表した。

【総評声明（九月八日、総評）】

一、本日中央最低賃金審議会が諮問以降五カ年を経て将来の最低賃金制のあり方について答申を行なった。

一、この答申はすべての労働者を包括して最低賃金制の適用を図ることとした点について一歩前進したものといえるが、本質的には現行法制度を踏襲したものである。

一、総評は結成以来一貫して政府に対し全国全産業一律制を要求して今日まで交渉をつづけ、労働大臣自身中賃に対し〝全国全産業一律制を含め答申を賜わりたい〟と諮問しているにもかかわらず、中賃委がこれにこたえ得なかったのは全く遺憾である。

一、総評は、日本の全労働者の賃金の向上の為、今後とも全国全産業一律制を追求してたたかっていくものである。

3　最低賃金制の実施状況

労働省基準局の資料によると（第144表）、一九七一年三月三一日現在における最低賃金制の適用労働者は、一〇三五万五〇〇〇名にのぼっており、これを国際的に比較すると、アメリカ四〇〇〇万、フランス一〇二〇万、イギリス三五〇万、西独二〇〇〇万となっている。最低賃金制の適用によって、適用労働者中一〇％～二〇％を占める最賃以下の賃金支払を受けていた労働者の賃金が引き上げられ、それによって賃金構造にはかなり大きな影響を与えることになった。

次に第145表によって最低賃金の産業別適用状況をみると、適用労働者がもっとも多い産業は金属・機械製品等製造業五〇七万四〇〇〇であり、ついで繊維産業が一四二万九〇〇〇、卸売業・小売業一〇二万七〇〇〇、食料品製造業八二万一〇〇〇の順となっている。

都道府県別の最低賃金決定状況を第146表によってみると、適用率の府県別アンバランスがめだっている。すなわち適用率がもっとも高いのは、岐阜六八％、ついで埼玉六六％、茨城六二

第144表　決定方式別最低賃金決定状況

（1971年3月31日現在）

区分		計			最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金			労働協約に基づく地域的最低賃金		
		決定件数	適用使用者数	適用労働者数	決定件数	適用使用者数	適用労働者数	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
70年12月末		件 366	千 568	千人 9,433	件 362	千 568	千人 9,424	件 4	千 —	千人 9
71年1月～3月	新設 A	39	69	1,131	39	69	1,131			
	改正 B	22	(2) 30	(—) 986	22	(2) 30	(—) 986			
	廃止 C	25	16	209	24	16	206	1	—	3
	A＋(B)－C	14	55	922	15	55	925	△ 1	—	△ 3
71年3月末		380	623	10,355	377	623	10,349	3	—	6

（労働省労働基準局）

〔備考〕1）改正欄の（　　）は改正に伴う増加数を示す。
2）適用事業場数および適用労働者数は，最低賃金決定時における「実態調査」によるものである。

第145表　産業別最低賃金決定状況

（1971年3月31日現在）

産業		決定件数	適用使用者数	適用労働者数	適用率（適用対象労働者数に対する適用労働者数の割合）
合計		件 380	千 623	千人 10,355	% 35
製造業	計	289	378	8,824	79
	食料品製造業	46	50	821	79
	繊維産業	40	85	1,429	92
	木材・木製品・家具・装備品製造業	57	53	605	82
	パルプ・紙・紙加工品製造業	18	5	130	40
	出版・印刷・同関連産業	38	22	378	81
	化学工業	4	1	24	4
	ゴム製品製造業	1	—	8	4
	窯業・土石製品製造業	31	15	301	53
	金属・機械製品等製造業	45	145	5,074	101
	その他の製品製造業	9	2	54	8
非製造業	計	91	245	1,531	8
	鉱業	3	1	74	31
	卸売業・小売業	14	174	1,027	16
	自動車整備業	37	34	324	11
	理容・美容・クリーニング業	36	36	103	
	その他の非製造業	1	—	3	—

〔備考〕1）適用使用者数および適用労働者数は，最低賃金決定時における「実態調査」によるものである。
2）適用率計算に用いた適用対象労働者数は，1969年7月「事業所統計調査」（総理府）によるものである。

第146表　都道府県別最低賃金

(1971年3月31日現在)

都道府県	決定件数	適用使用者数	適用労働者数	適用率（適用対象労働者数に対する適用労働者数の割合）
合計	380件	623件	10,355千人	35 %
北海道	14	20	268	18
青森	7	5	66	24
岩手	6	4	64	22
宮城	1	1	29	7
秋田	2	1	11	4
山形	6	5	87	32
福島	6	4	93	22
茨城	10	26	260	62
栃木	8	10	158	41
群馬	7	12	198	45
埼玉	10	36	509	66
千葉	9	8	221	35
東京	7	66	1,410	29
神奈川	6	52	914	56
新潟	6	8	124	20
富山	10	5	120	37
石川	7	8	102	34
福井	10	13	114	53
山梨	10	8	74	51
長野	12	13	247	43
岐阜	12	27	318	68
静岡	12	45	555	60
愛知	2	21	626	34
三重	9	9	175	43
滋賀	13	10	124	55
京都	9	14	228	37
大阪	2	34	791	27
兵庫	10	17	517	40
奈良	8	5	57	40
和歌山	8	5	80	33
鳥取	11	8	77	54
島根	11	8	85	46
岡山	10	23	273	56
広島	12	13	315	42
山口	9	7	101	25
徳島	9	5	60	35
香川	11	11	140	54
愛媛	9	6	81	24
高知	8	11	70	41
福岡	5	6	182	16
佐賀	4	2	39	22
長崎	10	14	139	41
熊本	7	5	55	17
大分	7	4	46	19
宮崎	8	4	35	17
鹿児島	8	5	43	15
中央決定	2	1	74	

〔備考〕　第146表備考1，2に同じ。

第147表　金額階級別最低賃金決定状況

(1971年 3 月31日現在)

金額階級	決定件数	適用労働者数	構成比	
			件数	労働者数
	件	千人	%	%
合計	495	10,355	100.0	100.0
600円未満	8	11	1.6	0.1
600～ 699	110	997	22.2	9.7
700～ 799	125	1,464	25.3	14.1
800～ 899	128	1,775	25.9	17.1
900～ 999	75	2,644	15.2	25.5
1000～1099	38	2,248	7.6	21.7
1100～1199	7	1,139	1.4	11.0
1200～1299	1	1	0.2	
1300～1399	2	74	0.4	0.8
1400～1499				
1500円以上	1	2	0.2	

〔備考〕　1）1件の最低賃金において，2以上の金額を定めているものについては，それぞれの金額階級に1件として計上した。したがって，決定件数は，145表～146表の決定件数とは一致しない。
2）適用労働者数は，最低賃金決定時における「実態調査」によるものである。

%、静岡六〇%、神奈川五六%、岡山五六%の順となっている。逆に適用率が低い府県は、秋田四%、宮城七%、鹿児島一五%、福岡一六%、宮崎一七%、熊本一七%などである。

最低賃金の金額の分布を第147表によってみると、最も件数が多いのは八〇〇～八九九円の一二八件（二五・九%）、また最も適用労働者数が多いのは、九〇〇～九九九円二六四万四〇〇〇（二五・五%）となっている。決定件数および適用労働者数ともにその七～八割は、七〇〇円から九九九円の間に分布しており、中位数は九二九円となっている。

【参考資料】(1)「賃金と社会保障」労働旬報社、(2)「賃金通信」労働法令協会、(3)「労政時報」労務行政研究所

Ⅲ 社会保障

概要□健康保険政策と医療政策＝＝医療保険制度の抜本改正／政管健保の赤字解消策／健保保険料の実質値上げ方針（七一年一一月実施）／健保改正案と社会保険・社会保障制度両審議会の答申／国会審議と健保改正案の廃案／医療費適正化に関する厚生省の〝審議用メモ〟と日本医師会側委員の中医協引上げ／日本医師会の保険医辞退と諸団体の反発／保険医辞退突入／**年金保険および福祉年金政策**＝＝社会保険審議会の意見書と厚生年金法の改訂／中央社会福祉審専門分科会報告と国民年金の支給開始／社会福祉施設の整備と福祉年金の引上げ／**児童手当制度の発足**＝＝**生活保護政策**＝＝生活保護世帯と保護基準／社会福祉審の生活保護基準引上げに関する中間報告

概要

一、一九七一年度の社会保障予算総額は一兆三四四〇億（厚生省の一般会計予算のほか、労働省所管の失業対策関係費をふくむ）と、七〇年に比べて一七・八％の伸びだが、前年度の同じ伸び率二〇・一％をはるかに下回り、また、七一年度の国家予算全体の対前年度比伸び率一八・四％にも及ばなかった。児童手当の新設、厚生年金の引上げ、貧弱な社会福祉施設の緊急整備などが、社会保障関係予算にもられたいわば〝目玉商品〟である。「昭和四五年度厚生白書」は、老齢者問題を前面におし出し、老人問題を七〇年代の課題として、①老齢者の機能回復のためのリハビリテーション（社会復帰）体制の確立、②年金積立金を運用しての老人向けの住宅建設の推進、③年金、生活保護の改善・充実、④老齢者医療保障制度の確立などを進める必要があると強調したが、こんどの予算では老人問題にとくに重点をおいたという形跡はみられない。

一、政府は、政府管掌健保の保険料実質値上げや再診料一〇〇円の新設などを内容とする赤字対策を決定し、それにともなう健康保険法改正案と船員保険法改正案要綱を、七〇年一月社会保険および社会保障制度審議会に諮問した。しかし、同要綱

に対しては、被保険者の負担による赤字対策にとどまり、政府がかねがね公約していた抜本改正に手をつけていないという不信感が強く、審議は難行し、社会保険審議会の答申は、二月一六日から一七日にかけての徹夜審議の結果、ようやく賛否両論を併記した形で提出せざるをえない状態だった。両審議会の答申をうけて、厚生省原案のまま健保改正案が国会に提出され、自民党は社会党を通じ野党に対して非公式修正案の大筋を示したと伝えられている。その修正案についても、野党側の主張と自民党の考え方の間にはかなりのへだたりがあり、歩みよりは期待できないとの判断で、野党側は修正には応ぜず、廃案に追いこむことで一致した。かくして修正折衝の不成立も決定的となり、政府・自民党は同法案の成立を事実上断念せざるをえないこととなった。

一、七〇年二月に開かれた中央社会保険医療協議会では、厚生省が各方面の意見をとりまとめた医療費体系の適正化に関する資料、いわゆる「審議用メモ」が審議のたたき台として提出されたのに対し、日本医師会および日本歯科医師会では「医師以外のものが勝手な批評をするのは問題だ」として強く反発し、同協議会からの委員引揚げを行なった。さらに、日本医師会は具体的な抗議行動を各都道府県医師会に指令するなかで、五月に入って会員の保険医師辞退書を知事宛に提出する方針を明らかにした。辞退戦術の特色は、全部の保険医を辞退の対象とするのではなく、市町村が運営している国民保険については「医師と地方自治体の協力関係はくずさない」として、その保険にはとどまる方針をとっていることだ。さらに、保険医を辞退しようとしている被保険者健保のなかでも、政管健保や各種共済組合健保などの患者には現行の医療料金しか請求しないが、組合健保の患者はそれと区別して扱い、独自の料金を請求することになっていて、とくに組合健保を差別する姿勢がはっきりと示されている。

一、児童手当審議会が、七〇年九月ようやく同手当についての中間答申を行なったのちも、自民党内に反対論があって難行するかにみえたが、月額三〇〇〇円の支給が七二年一月から実現することになった。受給資格者は義務教育終了前の第三子以降児童で七一年度はそのうち五歳未満の児童に限られ、七四年四月以降には受給資格児童全員にゆきわたるように段階的に実施される。一方、社会保険審議会厚生年金保険部会の意見にもとづく、同年金の平均一〇％引上げが、七一年一一月から実施と決まった。従来厚生年金額の引上げは五年ごとの財政再計算期に行なわれてきたが、この改定措置は前年に引きつづき行なわれるもので、厚生省としては「これによって厚生年金にスライド制を導入する足がかりができた」としている。

1　健康保険政策と医療政策

医療保険制度の抜本改正

一九六九年の第六一通常国会の重要法案の一つにあげられていた健

保特例法の延長案は、延長国会にはいってからは大学運営臨時措置法案と並んで与野党対決の焦点となり、法案の成立までに自民党の無理おしと野党の徹底的な抵抗にぶつかって、国会史上にもめずらしい異常事態がつづいた。この法案審議のなかばに、自民党は暫定措置としての二年の時限をはずし、法案の基本的性格をかえる修正を行なった。そして、健保法そのものの改正が成立したことによって、同年九月一日から患者の薬代一部負担が廃止され、分娩給付も改善されたが、同時に、二年間の期限を切って引き上げられたはずの政府管理健康保険の保険料率一〇〇〇分の七〇が恒久化されることになり、健保問題の焦点は、政府が公約した医療制度の抜本改正の行方に移った。そこで、斎藤厚相は公約にしたがい、八月五日社会保障制度審議会と社会保険審議会に医療保険制度の抜本改正について諮問を行なった。その諮問の内容は、つぎの方針にしたがって医療保険制度を再編成することについての意見を求めたものであった（本年鑑第41集参照）。

(1)国民の健康管理体制に医療保険制度の確立
(2)社会保険方式を今後とも医療保険制度の中核とする
(3)保険料負担の均衡をはかる
(4)給付の漸進的合理的改善とその格差是正をはかる
(5)財政の長期的安定をはかるとともに医療給付の適正化をはかる措置を講ずる

なお、諮問は、①将来の基本構想、②さし当り実施すべき事項に分かれており、あわせて厚生省としての医療保険制度改革要綱試案が提示され、さしあたり実施すべき事項については一年をメドに答申が期待されていた。

この諮問が行なわれて以来、両審議会は問題が多岐広範にわたっているため、それぞれまず検討項目の整理が行なわれ、それにしたがって審議がすすめられた。すなわち、社会保険審議会では、第一を国民皆保険下における医療保険を前提とし、これを、①健康管理体制、②医療供給体制、③医薬制度、④公費医療に区分、第二を医療保険とし、これを、①制度の体系、②保険給付、③保険財政、④診療報酬体系、⑤支払い制度、⑥医療保険と行政、⑦老齢保険に区分した。一方、社会保障制度審議会は、第一を前提問題として、①国民医療問題全体のなかでの抜本改正問題の位置づけ、②健康管理体制、③国民の医療水準を規定する供給側の諸要因、④医療供給体制のあり方、⑤医療制度に、第二を医療保険一般の問題として、①医療保険の位置づけ、②医療保険の保険者の責任の内容、③医療行為と療養給付との関係、④医療保険の対象外の費用、⑤社会保険医療と公費医療との関連、⑥救急医療、⑦老齢者医療、⑧公害医療に、第三を保険制度の各論として、①制度の体系と組織、②保険給付、③診療報酬、④保険財政、⑤被用者保険をはなれた者の対策、⑥被用者の家族と国保移管、⑦プール制、⑧医療保険と行政に区分し、審議がすすめられた。

こうした検討項目にしたがい、審議が行なわれたものの、両審議会とも問題の核心に至らないままに、諮問以来一カ年を経過し、七〇年七月内田厚相は、両審議会に対し政府管掌健康保険をめぐる赤字情勢を説明するとともに審議の促進化を依頼し、政府予算の要求期限に間にあうような答申を要望した。

政管健保の赤字解消策

厚生省は、七〇年一〇月三一日に開かれた社会保険審議会に対し、政府管理健保財政の赤字は、このままますすむと今年度は単年度五三四億円、来年度は同八〇七億円を記録し、来年度末の累積赤字は約三〇〇〇億となる見込みであり、このような赤字増を放置すると医療保険財政がはたんするとして、保険料率の引上げや財政調整などの施策をぜひ七一年度から実施する方針で、赤字見とおしについて説明するとともに、保険料を引き上げた場合の赤字解消策についての資料を提出し、審議を依頼した。同資料によると、政府管理健保の保険料率は、財政に余裕のある組合管理健保からの援助をうけるという財政調整を行なう場合、現行より三・七引き上げて一〇〇〇分の七三・七とする。財政調整を行なわない場合には一〇〇〇分の八一・五まで引き上げないと赤字解消は不可能であり、財政調整は、各保険財政の医療給付費の二分の一を対象として収支のデコボコをならす、残る二分の一については経営努力の差として認めるという考え方に立っている。これにより、組合管理健保から五二三億円、公務員が加入している共済健保から一六五億円を、政府管理健保、日雇労働者健保などへの援助に回すことになり、各組合管理健保の保険料率も、現行より平均一〇〇〇分の八・三引き上げられる計算となっていた。

同省は、資料提出にあたって、保険料率の引上げなどの施策は、医療保険制度の抜本改正の一環だと説明したが、これに対し、社会保険審議会は、一一月四日今後の審議のすすめ方を話しあうなかで、七一年度予算編成に間にあうよう、とりあえず、政府管理健保を中心とする当面の対策をもりこんだ中間答申を出してほしいという厚生省の要望を受け入れないこととし、審議会独自の考え方にそって抜本改正そのものにとりくむ姿勢を確認した。そこで、厚相は同月一三日に開かれた社会保障制度審議会では、「医療制度の抜本改正についての中間答申が、七一年度予算編成前に出ない場合には、政府の責任で来年度に実施すべき緊急対策を立てて再諮問する」と公式に言明し、つぎの五項目からなる緊急対策を示したが、こうした厚相の考え方に対し、同審議会の委員の間では、「医療保険制度の抜本改正といっても、事実上その九〇％は政府管理健保の赤字対策にすぎない。現行制度では、医者は遠回りした治療をし、手間をかけるほど金がもうかる仕組みになっている。なぜ医療費が毎年ふえつづけるかの原因に手をつけないでは抜本改正とはいえない」(学識経験者)、「医療費急増の原因追求と、六七年度以来二二五億円にすえおかれたままになっている政管健保への国庫補助を引き上げることが先だ」(労働団体代表)、「組合健保や共済組合からの政管健保への財政調整を、医療保険制度の抜本改正もしないうちに行なうのは反対だ」など、厚生省の方針が赤字対策にかたよっていることを指摘して、否定的な意向が強く示されていた。

(1)被保険者の家族の医療給付を現行の五割から七割(患者負担三割)に引上げる。
(2)組合管理健保の余裕財源を、赤字をかかえる政府管理健保へ回すなどの財政調整(保険料率の引上げをともなう)
(3)再診料など、患者の一部負担の実施
(4)保険料をきめるさいの標準報酬月額の最高限度の引上げ
(5)各市町村でばらばらの国民健保料を統一するため標準保険料を新設す

る

こえて、一九日社会保障制度審議会は、右の政府管理健保赤字対策に関する意見をまとめ、総会後内田厚相に提出した。この意見では、「厚生省が七一年度から実施したいとしている施策は、これまでと同じその場しのぎの赤字穴うめ策のくりかえし」であるとしながらも、①施策のうち保険料を決める基礎となる標準報酬月額の最高限度引上げはよい、しかし、②財政にゆとりのある組合管理健保から政府管理健保への財政調整は、現段階では採用すべきでないとしている。さらに意見は、厚生省のこれまでの医療保険行政を批判して「医療費の支出面に対してはほとんど無策に近い。医療費のムダを大幅に少なくすることは可能であり、医療機関からの医療費請求に対する監査の励行、医師に領収書を発行させること、薬の効果の再検討と結果の公表などは政府が決意さえすれば来年度からでも着手できるもの である」と指摘している。

健保保険料の実質値上げ方針（七一年一一月実施）

厚生省は、七一年度予算編成の一焦点となった政管健保の赤字対策に関し、自民党社会部会、政調審議会での了承をえ、一二月三〇日の内田厚相と福田蔵相との折衝で、健保の標準報酬月額の最高限度引上げによる保険料の実質値上げと再診料一〇〇円の新設など、被保険者の負担増を七一年一〇月から実施することをきめた。のちに、厚生省は「今回の改正は、健康保険の保険料率（現行の一〇〇〇分の七〇）を一〇〇〇分の八・八引き上げることに相当する」とのべている。この日の閣僚折衝では、そのほか、①政管健保のこれまでの累積赤字はタナ上げして七二年度から一般会計の負担で計画的に解消する、②政管健保への国庫補助を、これまでの年間二二五億円の定額補助から、年間保険給付額の五％補助（平年度換算で約三三〇億円）という定率補助方式に改めることになった。内容の詳細はつぎのごとくである。

保険料算定の基礎となる標準報酬月額の最高限度は、現行の十万四千円から二十万円に引上げられる。十万四千円以上の収入がある人は、これまで十万四千円分の保険料しか払わないですんでいたが、標準報酬二十万円までの範囲で保険料が引上げられることになる。また、これまで標準報酬の対象からはずされていたボーナスも、前年のボーナス額の三分の一を標準報酬の中に加えることになった。さらに、被保険者本人の一部負担は再診料百円の新設のほか、入院時の負担も値上げされる。現在は入院すると初めの一カ月間は一日五十円だが、新しいやり方では、六カ月の間一日百五十円となる。また、政府管理健保の月収に対する保険料率は現在千分の七十と健康保険法に定められているが、これを四十七年度からは「千分の七十から千分の八十の範囲」とし、社会保険庁長官が財政収支の状態に応じて弾力的に決められることになった。

定率五％の国庫補助は、四十六年度は実施が十月からのため、実際の補助額は半年分百六十億円前後になるとみられる。厚生省は、四十六年度は平年度換算で四百億円の国庫補助を要求していたので、国庫補助額が要求をやや下回る結果となったが、いまのように医療費の増加が続いている状態だと、定率補助の方が長期的には有利だ、としている。なお①七十歳以上の老人の医療給付を現行の五割から七割に引上げる②五十五歳以上で定年退職した人に、一定期間、勤めていたときと同じ十割給付を行う、という医療給付の改善も四十六年十月から実施されることとされていた。

健保改正案と社会保険・社会保障制度両審議会の答申

右のように、保険料の実質値上げや再診料一〇〇円の新設などを内容とする政管健保の赤字対策が決定されたが、それにともなう健康保険法改正案と船員保険法改正案が、社会保険（一月一二日）および社会保障制度（一月一五日）両審議会に諮問されることになった。しかも、「七一年度予算案と関連するため、七一年二月一五日までに答申をほしい」という厚生省の要望が付けられていた。政府は、両審議会の答申をえて、ただちに閣議決定し、国会に提出する手順だった。

しかし、この諮問については、「政府管理健保の赤字を一方的に労働者や経営者の負担にしわよせし、医師に支払われる医療費の適正化対策が全くないのは片手落ちである」などの意見が強く出され、政府が同法改正案の国会提出期限とした一六日までに答申がまとめられるかどうかの見とおしはきわめて困難な情勢であるといわれた。かくして、一六日夜から徹夜審議をつづけていた社会保険審議会は一七日午前一一時すぎ再開した総会で、各側の賛否両論を併記した形で、答申をようやく決定し、内田厚相に提出した。一方、同様に徹夜体制で答申とりまとめにあたっていた社会保障制度審議会も午後一時すぎ答申を正式決定し、佐藤首相に答申した。このように答申のとりまとめが難行したのも、今回の改正案が被保険者の負担による単なる赤字対策にとどまり、政府がかねがね公約していた抜本改正にほとんど着手していないという強い不信感があったためである。両審議会の答申要旨はつぎのとおり。

【社会保険審議会の答申要旨】

本審議会は、一致した意見を得るに至らず、結局、各側の意見が分かれるところとなった。これを要約すると次のとおりである。

政府は各側意見と合わせてこれに十分な配慮を払われたい。

（1）被保険者事業主の負担を主とする財政対策の色彩の強い本案が諮問されるに至ったことはまことに遺憾であること。

（2）抜本改正における車の両輪の一つとして、物と技術の分離、技術料の適正評価などの診療報酬の適正化、薬価基準の適正化、医薬品についての添付禁止などの販売姿勢の是正、指導監査の強化などのいわゆる支出対策について、政府は断固たる姿勢をもって取り組むべきであると同時に、本審議会としても小委員会を設置する等の方法により、今後集中的にこの課題の検討を行なうこととすべきこと。

（3）政府はすみやかに公費負担医療の全体構想を確立し、その中における保険と公費負担の関係、位置付けを明らかにしつつ、老人医療、社会的、地域的に不安を与える病気については特に配意し、国民の期待にこたえる努力を払うべきこと。

一、一部負担に関する事項　公益代表委員は、再診時一部負担については各診療科別のバランスに配意し、入院時一部負担についてその期間および低所得世帯における患者の負担能力との関係に配意すべきという意見であった。

事業主代表委員は、改正の意図には賛成であるが、急激な負担増とならないようその期間につき配慮すべきものであるとの意見であった。労組代表委員は、患者一部負担の増大は実質的に本人十割給付の大幅な後退であり、受診率を抑制するものであるので全面的に反対であった。

二、標準報酬制度の合理化に関する事項　上限引き上げについては公益代表委員は賃金の上昇に照らし賛成であり、事業主代表委員は上限は一挙に二倍近い引き上げであり、急激な負担増をきたすので、漸進的に引き上げるべきであるとし、被保険者代表委員は抜本改正まで見送るべきであるが、一部に厚生年金の上限改定に見合う額とすべきであるとの意見があった。ボーナスの算入については、公益代表委員は標準報酬制度の根幹にふれるものであり、さらに慎重な検討を要するとの意見であ

り、事業主代表委員は現行制度の大変革であり、なお多くの問題の存する項目であるので今後抜本改正のさい十分検討のうえ判断すべきであるが、仮に財政収支の都合から算入せざるをえないとしても、三分の一は多きに過ぎるし、賃金との性格の相違からしても、前年に本人がうけた分に限るべきであり、四十七年度以降のものについても同様の額とすべきであるとの意見であった。労組代表委員は基本的には抜本改正のさいに議論すべきことであり、諮問案は疑義も存するので反対との意見であった。

三、保険料率の弾力的調整に関する事項　公益代表委員は、この改正は被保険者および事業主代表が運営に参加する短期保険の制度論として理解されるが、政管健保の現状においてはその運用について極度に慎重に扱うべきものという意見であった。事業主代表委員は、医療費をめぐる諸問題が合理化されておらず、保険財政が不安定な現状において、行政措置による保険料率の変更措置は行なうべきではないという意見であった。被保険者代表委員は、本問題は保険制度の根幹に触れ、安易な保険料値上げに走るおそれがあり、保険の民主的運営を阻害するものであるので全面的に反対であった。

四、退職者継続医療給付制度、被扶養者給付率の引き上げ、埋葬料およびその他に関する事項　公益代表委員および事業主代表委員は賛成であった。被保険者代表委員は、その趣旨には異論がないが、一部の給付改善を見返りとして諮問全体を容認することはできないという意見であった。

【社会保障制度審議会答申要旨】

一、本審議会は一昨年八月諮問を受けて以来医療保険の抜本改正について鋭意その検討を進めてきた。しかるに政府は今回この問題について本審議会がまだ結論に達しない際に、抜本改正の一部を含むと称する医療保険の改正案を諮問してきた。抜本対策についての本審議会の検討がようやく軌道にのり、政府の希望した期日を考慮におきつつ、審議を続けている矢先にかかる形で諮問してきたことはまことに遺憾である。

一、医療保険の問題については、本審議会は昨年末予算編成段階の最終時期において厚生大臣から強く求められた事情のなかで中間的に意見を述べた。その際最も重点を置いたのは、現下の医療保険の改革問題を財政対策の側面だけから見て処理しようとすることは事の核心にふれるものではなく、医療の供給面における合理化の問題をもあわせて解決しなければならないということであった。

一、しかるに今回の諮問案は本審議会の最も重きを置いた点について何ら具体的な対策を提示したものでなく、その内容からみても赤字対策の域を出たものとは認めがたい。かりに今回の案を赤字対策として考えても、国庫補助の定率化、累積赤字の完全タナ上げ等にみるべきものがないではないが、全体を通じ被保険者および事業主の負担における収入増加の対策に傾いているだけでなく、あまりに大幅な保険料率の弾力条項、一部負担のあり方、標準報酬の範囲の決め方等、疑点のあるものが少なくない。政府の再考を求める。

国会審議と健保改正案の廃案

両審議会の答申をうけて、政府はただちにもちまわり閣議で健保改正案を、厚生省原案どおり国会に提出した。しかし、野党側は①「一六日中に国会提出」と言明した厚相の公約が果たせなかったこと、②答申に全面反対の意見が折りこまれていたことを重視し、一七日の予算委員会をはじめ各委員会で政府を追求するかまえであった。社会党は改正案が「医療制度のひずみの結果である赤字を労働者、患者の負担におしつけようとするものだ」と批判し、同日「広く国民諸階層の力を結集して政府案を廃案においこむ決意である」という赤松副委員長の談話を発表した。公明、民社、共産各党とも原案撤回を要求する基本的態度はほぼ同じで、同改正案は与野党の大きな対決点としてうかびあがってきた。衆院社会労働委員会は一四日厚生年金法改正案、児童手当法案をいずれも原案どおり可決し、このあと懸案の健保法改正案の審議にはいることになり、内田厚相の提案

理由の説明が行なわれた。しかし、一九日午後になっても、同委員会での質疑がすすまないまま、今国会で審議未了となることが確実となった。自民党は一八日夜、社会党を通じ公明、民社両党に対して、非公式に修正案の大筋を示したと伝えられている。その内容は明らかにされていないが、骨子は、改正案のなかの、①「一〇〇円の再診時負担の新設」の部分を削除する、②社会保険庁長官が一〇〇分の八〇を限度に政府管理健保の保険料率を操作できるとする弾力条項の限度率をある程度引き下げる、③政管健保に対する国庫負担を五%にとどめず、さらに増額するなどといわれている。しかし、この修正案について、社会、公明、民社の三野党は、一九日修正に応じるかを協議した結果、野党側の主張と自民党の考え方の間にはかなりのへだたりがあり、歩みよりは期待できないとの判断で、修正には応ぜず、このまま廃案に追いこむことで一致した。このため修正折衝の不成立は決定的となり、政府・自民党は今国会での、同法案の成立を事実上断念せざるをえないことになった。

医療費適正化に関する厚生省の〝審議用メモ〟と日本医師会側委員の中医協引上げ

七〇年一月における診療報酬の緊急是正後、中央社会保険医療協議会は診療報酬の適正化問題にとりくむことを明らかにしており、当初、厚生省側は医療保険制度の抜本改正と併行して診療報酬体系の適正化についても関係審議会に諮問を行なうものとみられていたが、この問題は中医協自体の審議にまかされることになった。東畑会長辞任後、円城寺会長になってからの中医協は、まず、薬価基準の改正問題について結論をだし、薬価基準は予定どおり七〇年八月一日から約三%（医療費に対する比率では一%余）の引下げが行なわれることになった。

七〇年二月一八日に開かれた中医協では、厚生省から、診療報酬つまり医療費体系の適正化について今後の審議のたたき台となる資料が提出され、そのなかで、①これまで医師の「潜在技術料」とされていた薬の多用を再検討する、②そのかわり技術のウェートの高い診療行為を重点的に再評価する、③病気によっては、検査や薬の投与ごとに点数を計算せず、病気一件の医療費としてまとめて計算するなど、医師の技術を正当に評価する考え方が強調された。これに対し、日本医師会、日本歯科医師会などは「医師以外のものが勝手な批評をするのは問題だ」と強く反発する声明や文書を出し、中央協から委員を引き揚げる構えもみせるに至った。その資料は厚生省が各方面の意見をまとめ「審議用メモ」として中医協の会合に提出したもので、中医協はこれをたたき台に診療報酬体系適正化の具体策を検討することになっていた。第一にあげられた「技術の適正評価」については、「薬剤多用の整理」や「医師の技術の再評価」などのほか、①外来患者数の多少に応じて診察料に格差を設ける（患者の多いところは点数単価を下げ、少ないところは上げる）、②医師間の技術差を評価する方法として診察料について全額患者負担または差額徴収制を導入する（患者の了解をえたうえ対象からはずせるようにする）、③診察行為の難易度の変化に対応した評価を行なうため、技術の進歩に応じて常時、点数を評価しなおす、などの意見をあげている。これは現在の診療報酬体系では医師の技術より薬などが高く評価されている結果、薬を使えば使うほ

どもうかるようになっている欠陥を改めようというもので、技術の問題につづいて、資料は「薬剤の適正使用」、「甲、乙二表の点数表の不合理是正」、「ドクターズ・フィー（医師の技術料）とホスピタル・フィー（看護婦の人件費などをふくめた診療所に対する料金）の分離」などの項目をかかげ、それぞれ具体的な意見をのべている。これに対し、医師会は項目ごとにきびしい反論を加えた文書を医療関係議員らに配り、また歯科医師会でも二五日「権威ある中医協が、医療を破壊し医学を無視する無責任な案を審議することはできない」との声明を発表した。医師会は、たとえば「外来患者が多いところは点数を下げる」という意見に対し、「医師は診療を拒否できないのだから、患者の多いところはむしろ医療点数を加重する方式を考えるべきだ」としているわけである。中医協は、診療担当者側八人、支払い側八人、公益四人の計二〇委員で構成されているが、診療担当者側委員はすべて医師会、歯科医師会、薬剤士会から出ているので、この八人が実際に中医協から引き揚げることになれば、中医協の審議は事実上不可能となることが考えられ、中医協の審議が大幅におくれる情勢となった。

日本医師会の保険医辞退と諸団体の反発

日本医師会（武見太郎会長、会員数八万七〇〇〇人）は、中医協委員の引揚げについで、三月四日具体的な抗議行動として、各都道府県医師会に対し、①市や郡の規模で抗議集会を開き、場合によってはその日に一斉休診を行なえ、②一斉休診を行なった場合、救急患者に対する措置に支障をきたさない手配を行なえとの指令を文書で出した。さらに、四月二八日医師会は、「五月二〇日までに会員の保険医登録まっ消請求書（保険医辞退書）をとりまとめるよう」指令し、五月三一日に各都道府県医師会長が会員分をとりまとめた保険医師辞退書を知事あてに出す方針を明らかにした。

医師会が実施しようとしている辞退は、被用者保険である政府管理健保、組合健保、各種共済組合健保、船員保険、日雇健保の「保険医」を対象としていたが、国民健保の「保険医」、結核予防法、精神衛生法などによる「指定医」は対象から除かれていた。この保険医辞退が実施されると被保険者とその家族約六〇〇〇万人が保険で医者にかかれなくなる。ただ医師会は、保険医辞退戦術のなかでとくに、大企業の従業員を対象にした組合健保に攻撃のマトをしぼっており、組合健保については、医師が独自の医療料金表をつくって、料金を請求することになっている。中小企業の従業員を対象とした政管健保などの場合は、これまでどおりの料金を請求するという方針である。患者への影響としては、①保険診療から自由診療となる結果、患者は医者の窓口で医療料金を全額支払い、領収書をもらったうえ、社会保険事務所や組合で払戻しをうけねばならなくなる、②組合健保の患者は、保険で定められている料金を何倍も上回る料金を請求された場合でも、その上回った分は組合から払い戻してもらえず、自分で負担しなくてはならないなどがあげられる。これに対し、厚生省では、①さしあたり、保険医辞退が発効するまでの間、辞退書を出した個々の医者に対して辞退を思いとどまるよう再考を求め、できるだけ辞退者を減らす努力を行なう、②公的医療機関の勤務医に対し辞退書を取り下げるよう管

理者に説得を依頼する、③保険医辞退にはいった場合、患者に対し、保険がつかえる公的医療機関などで診療をうけるようよびかけるなどの対策が考えられていた。

七月一日から実施する保険医辞退をめぐり、関係審議会、市民団体などでもあわただしい動きをみせはじめた。いずれも医師会の態度が一方的であるとして反発したもので、支払い団体の一つである日本経営者団体連盟は六月一八日の常任理事会で、つぎのような見解をまとめ発表した。これによると、日経連は、①政府筋、政党筋に対する安易な妥協策を排し、全面的に医師会の決定どおり保険医辞退を実行させるほかはない、②保険医辞退にはいり、医師が自ら医療料金の領収書を発行することになれば、保険者も被保険者も医師の診療方法を比較検討し、〝乱診乱療〟の事実があるのかどうかはあくできるなどとしている。

【保険医辞退に対する日経連見解の要旨】

一、現在の保険医が保険医たることを辞退し、保険医の数が減ることは、被保険者として不便である。しかし「医師は保険医たるべし」という法的規制のない限り、それはやむをえないことである。むしろ医師が保険医になるか、ならないかは、医師自らの判断できめるべきことであり、今回の日本医師会の辞退決定は、保険医各位の自覚をうながし、医道の確立、医療制度と医療行政の新しい進展の道をきりひらく得がたい機会となることを期待する。

一、こういう見地にたつわれわれは、伝えられる政府筋、政党筋の日本医師会にたいする安易な妥協で当面をごまかすことなく、抜本的改善への一歩を踏出すことを強く要望する。

一、保険医の辞退によって生ずる被保険者の不便については、われわれはなしうる限りの善処策を講ずる。

一、日本医師会が今回決定した「領収書」の発行によって、世上伝えられる乱診乱療の有無が、国民の目の前に明らかにされ、三K赤字のひとつである政府管理健康保険の解決への一歩をふみだすことに大きな期待をもつ。

社会保障制度審議会は、六月二二日佐藤首相に対し「辞退とりやめの代償として、医師会に特別な約束をすべきでない」と申し入れることをきめた。一方、全国サラリーマン同盟など市民運動の五団体でも、二三日「医療をよくする市民の会」を結成し、武見会長ら日本医師会幹部と対決する姿勢を明らかにした。

社会保障制度審議会（長谷部忠会長臨時代行）としては、対策を協議した結果、保険医辞退によって健保の患者側がうける不利・不便にくらべて、保険医側は、税制、金融、集金などの面でより大きな不利益をこうむる、などの見方で意見が一致し、佐藤首相に対し「政府の医師会に対する説得は、無条件の辞退撤回か、関係審議会への復帰という行政秩序を守ったものでなければならず、特別の言質や約束めいたものは絶対に避けてほしい」と申し入れることになった。同審議会が医師会に言質や約束めいたものを与えるなとしているのは、医療保険制度の抜本改正について政府の諮問をうけ、七一年八月末をメドに答申をまとめようとしているからである。この点、社会保障制度審議会は政府が医師会に対して、抜本改正について具体的な方向づけをしたり、新たな審議会の設置を約束したりすると、同審議会の審議がそれによって制約されるとの判断で、もし、政府が申入れを無視した場合は、政府の諮問をいっさい返上すべきだ

との強い意見も出されていた。そして、医師会の態度について、①国民の健康保持のため大変なことになるというのを大義名分に、政府、与党の首脳部が乗出してくることをソロバンに入れている、②患者よりも医師会側に困難な事情が多く、③現行医療保険制度の長所、短所が表面化するまたとない機会になる一方、抜本改正を阻んでいたカベをつきくずすのに役立つなど、医師会にかなり手きびしい意見が続出したといわれている。つまり、同審議会の考え方は、医師会の全面的な譲歩以外に、筋のとおった問題解決はありえないという立場にたつもので、その点、乱診乱療の事実を明るみに出すためにも、医師会に保険医を辞退させる外ないという日経連の見解とも共通する部分があるといえる。

保険医辞退突入

日本医師会は予定どおり七月一日から、政府の収拾工作もむなしく保険医辞退に突入した。医師会側は「医療保険制度に対する政府の態度に抗議する」としているが、これで一九六一年に発足した国民皆保険制度は、医師の側からはじめてつきくずされる事態に直面したわけで、今後に与える影響は大きい。政府と医師会との折衝は内閣改造後にもちこされ、収拾のメドは全くたっていない。

厚生省は、保険医辞退の一日午前〇時現在の見とおしを、第148表のごとく発表したが、これによると、医師会の指令どおり全面的辞退にはいったのは、宮城、栃木、東京、長野、宮崎、鹿児島の六都県、また患者が余分な現金を支払わずにすむよう医療料金の代理請求（受領委任方式）を行なう医師が、辞退医の

第148表　保険医辞退の見通し（厚生省調べ，1日午前零時現在）

	県名	当初辞退数	撤回数	医師数
影響のない県　突入しない県	秋田	（1週間突入を延期）		1,052
	愛知	（15日間突入を延期）		5,039
	岡山	（当分の間突入延期）		2,263
	島根	（1カ月間突入延期）		919
	山口	（12日から辞退発効）		1,852
影響のない県　全員が代理請求する県	三重	980	65	1,543
	滋賀	504	0	862
	京都	2,183	0	3,688
	広島	2,101	0	3,175
	徳島	602	0	1,010
影響の少ない県　代理請求を行う医師が半数以上	北海道	2,622	97	4,579
	青森	783	19	1,308
	岩手	741	36	1,453
	山形	739	9	1,086
	福島	1,043	52	1,812
	岐阜	991	26	1,576
	長崎	1,202	36	1,937
	高知	670	16	924
影響の大きい県　全面突入	宮城	1,228	45	2,153
	栃木	999	12	1,353
	東京	9,996	93	20,518
	長野	1,430	16	1,906
	宮崎	677	8	888
	鹿児島	1,240	18	1,767
影響の大きい県　代理請求を行う医師が半数以下	茨城	1,176	37	1,615
	群馬	1,129	1	1,650
	埼玉	2,041	24	2,726
	千葉	1,894	27	2,733
	神奈川	3,290	92	5,326
	静岡	1,743	34	2,684
	山梨	490	20	678
	新潟	1,388	17	2,398
	富山	769	6	1,114
	石川	727	5	1,293
	福井	516	20	733
	大阪	6,130	77	9,747
	奈良	534	18	1,030
	和歌山	718	17	1,201
	兵庫	3,675	39	5,353
	鳥取	398	7	724
	香川	709	0	1,040
	愛媛	972	29	1,348
	福岡	3,515	30	5,722
	佐賀	705	2	917
	大分	973	17	1,272
	熊本	1,408	13	2,092
計		65,631	1,080	118,059

半数に達しないところが、群馬、和歌山、佐賀など二二県あった。こうした地域ではその影響がかなり大きいものとみられる。しかし、反面辞退医のすべてが代理請求するところが三重、滋賀、京都、広島、徳島の五府県、さらに代理請求を行なう医師が半数をこえる見とおしのところが北海道、青森、岐阜、長崎など八道県あり、そうしたところでは影響が比較的少なく、また、山口は辞退書の提出がおくれた関係から、七月一二日まで辞退が発効しない。一方、愛知、岡山、島根、秋田の四県では、知事と地方医師会の話しあいで、一週間～一カ月間辞退への突入が延期されることになった。個々の医師による辞退書の撤回も少しずつふえており、辞退に突入しない山口など五県分を除き一〇八〇人に達した。この結果、当初、辞退書を提出したおよそ七万二〇〇〇人のうち、約六万四〇〇〇人が辞退に突入することになったとみられる。この調査結果は、厚生省がはじめに予想したより保険医辞退の影響がかなり大きいことを示すもので、同省は「たしかに初めの見とおしは甘かったようだ。政府と医師会の折衝が内閣改造後に行なわれ、辞退の期間がそう長期にならないと判断して、辞退書の一括取下げや代理請求を行なわないところがふえたのではないか」と説明している。

2　年金保険および福祉年金政策

社会保険審議会の意見書と厚生年金法の改訂

社会保険審議会の厚生年金保険部会（五島貞次郎会長）は、七〇年八月一五日「厚生年金額は激しい物価上昇のため実質価値が下落する傾向なので、物価の上昇率などにあわせたスライド制を実施すべきだ。来年度は応急措置として年金額の暫定的な増額をおこなう必要がある」という趣旨をもりこんだ「厚生年金保険制度の緊急改正に関する意見」をまとめ、内田厚相に提出した。厚生省は、この意見にしたがって八月末までに来年度予算におりこむ具体的施策をまとめ、大蔵省に要求する方針だが、暫定的な年金額の増額には強い反対も予想されていた。

厚生年金は勤労者を対象としており、五年ごとに物価上昇や生活程度の変動とあわせて年金額を改定する仕組みになっている。最近では、六九年一一月に改定が行なわれ、いわゆる二万円年金（七〇年一〇月実施）が実現した。しかし、最近の物価上昇のスピードがかなり早いため、五年ごとの改定では年金額が実際の生活費の上昇においつけないとの非難があり、同部会では、七〇年四月から対策を検討していた。その結果、物価上昇や生活水準の向上などの変動にあわせて年金額を毎年改定すべきだという意見は一致した。しかし、「ではどんな形式でスライド制を実施するか」といった具体的な結論が出されるまでにはまだかなり時間がかかる見とおしのため、さしあたり来年度の暫定増額が必要だとしている。また、同部会の意見は、現在大蔵省の資金運用部資金に組込まれて財政投融資につかわれている年金積立金について、被保険者の意向を反映させる方法を考

えるべきだとし、「年金積立金は被保険者のために活用すべきだから、①保険料を支払う労使代表を中心に自主運用する、②資金運用部資金の中で他の資金と区別して管理運用する、③管理運用面に労使代表を参加させる、④現在年六分五厘の運用利子を引上げる、のうちどれかを実施すべきだ」とのべている。

一方、大蔵省は七一年度予算編成にあたって、七一年一一月から所得の高い人の厚生年金保険料を引き上げるかわりに、年金額を一〇％程度引き上げる措置をとる方針を固めた。厚生年金の支給額引上げは、厚生省の要求によると年金算定の基礎になる定額部分を一カ月についていまの四〇〇円から四六〇円に引上げ、勤続年数や退職前の月収によって動く定率部分とあわせて全体で平均一〇％程度引き上げるというものであったが、大蔵省ははじめ「厚生年金の支給額は六九年一一月に改めたばかりだ」として、引上げには難色を示していた。しかし国家公務員や地方公務員の共済組合年金が物価にスライドさせて年々支給額を引き上げる仕組みになっているため、保険料をかける基準になる月収の最高限を現在の一〇万円から共済組合並みの一五万円程度に引き上げ、財源を確保することを条件に引上げを認めることになったものである。つまり、従来の慣例にしたがえば、次期の財政計算期である一九七四年に財政再計算を行ない、その際年金額の引上げが同時に行なわれる建前となっていたが、これをまつことなく、さきの社会保険審議会の「厚生年金保険制度の緊急改正に関する意見」にもとづいて、現在支給されている年金額の価値維持を図るため、最近二年間の物価上昇に合わせて応急的に年金額を引き上げることを目標とする厚生年金法の改正が行なわれることになったのである。

中央社会福祉審専門分科会報告と国民年金の支給開始

明治、大正、昭和の三代を生き、今日の繁栄の基礎づくりにつくしてきたわが国の老人たちが、経済繁栄の恩恵に十分浴していないと中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会（安田巌会長）が、九月一四日「老人問題に関する政府の総合的諸施策」を同審議会に報告した。報告は、約六一万人のひとり暮しの老人の半数以上がさびしがっており、手助けが必要なのにそばにはだれもいない老人が約一九万人もいると悲しい現状を指摘し、政府は五年以内に少なくとも厚生年金などの公的年金の引上げ、高齢者の適職さがし、老人医療費の軽減、老人ホームの増設、ホームヘルパー、保健婦の大幅増員などの施策を実施すべきだとのべている。

この報告は、六九年五月厚相が同審議会に対して行なった諮問に対して出されたもので、その主な内容は次のごとくである。

【老人問題に関する政府の諸施策(要旨)】

一、老人問題の現状　六〇歳以上の人はいま約一一〇〇万人、うち六五歳以上の老人は約七三〇万人、このうち、ひとり暮しの老人（男六五歳以上、女六〇歳以上）は約六一万二千人いる。この「独居」老人の五七％はさびしさを訴え、三九％が病気がち、または、床につきっきりでいる。生活にはだれかの手助けを必要としながら、だれもそばにいない人、近所の人に面倒をみてもらっている人をあわせると三一％近い約一八万九千人いる。老人ホームは有料のものをふくめて約七万三千人を収容しているにすぎない。世界の老人自殺死亡率は（一九六七年の世界保健機関報告、六五歳以上の人口一〇万人に対して）日本の女性が四五・九で一位、男性は五六で九位、老人のおもな死因は脳卒中、ガン、心臓病で、いずれも定期検診で早期発見が必要とされながら、健康診断に対

する老人の受診率は二〇％と低い。これは療養の費用がとぼしいため病気を発見されるのがこわいのだと、みることもできる。

二、必要な施策　①年金など―激しい物価上昇の中で、厚生年金、国民年金など公的年金の実質的な価値が暴落している。物価上昇に見あった年金額の措置を急がねばならない。また、一九〇六（明治三九）年四月一日以前に生まれた六四歳以上の老人は国民年金できょ出制年金の被保険者になれず、また七〇歳になるまで無きょ出の老齢福祉年金ももらえない。国はこれらの人たちに年金権を与えるべきだ。老齢福祉年金は大幅に引上げ、所得制限を緩和しなければならない。②くらし、労働―五五歳という低い定年を延長し、高齢者の適職さがしをすすめるべきだ。③健康―健康診断の受診率を向上させると同時に、身体障害者の更生医療や児童の育成医療と同様、老人にも安んじて治療をうけられるような医療費軽減対策が必要である。早い機能回復訓練で、かなり元気になれる脳卒中のためにリハビリテーション医療施設を各地に設けなければいけない。④住宅など―老人、子供夫婦、孫の三世代世帯のうち一〇％の約五〇万世帯が手狭な借間、借家住いをしている。公営、公団住宅に老人同居を考慮に入れた部屋数の多い住宅を建設し、一九六四年からの六年間にやっと三〇〇〇戸つくられた第二種老人世帯向け公営住宅を大幅にふやす必要がある。⑤老人サービス―寝たきり老人、ひとり暮し老人へのサービス量をふやすため、ホームヘルパー、介護人、保健婦を大幅にふやさなければならない。

ところで、商店主や農民など、勤労者以外の人に対する国民年金制度のきょ出制による月額五〇〇〇円の老齢年金支給が七一年四月からはじまった。だが、右の社会福祉審議会の報告でも指摘されているごとくこれをきっかけに、この制度のきょ出制と無きょ出制とのつなぎの不備が表面化し、大きな社会問題となりそうだ。国民年金制度が一九六一年四月に発足した際、二〇歳以上五〇歳未満の人は、他の公的年金制度に加入している者とその妻などを除いて、強制加入となったが、五〇歳から五五歳未満の人たちには任意加入が認められた。このため、当時五五歳で七一年度中に六五歳になる任意加入の被保険者約二〇万人が経過措置としてとられたいわゆる〝一〇年年金〟の月額五〇〇〇円をもらえることになる。しかし、七一年度に六五歳以上七〇歳未満になる高齢者や、六五歳になっても任意加入しなかった老人たちは年金をまったくもらえない。無きょ出制による老齢福祉年金月額二〇〇〇円の支給開始が七〇歳になっているからである。きょ出制の年金には、最低一〇年の加入が必要だとされている。この建前のために、制度ができたときにはいりたくてもはいれない人たちが多かった。このうち、七一年度中に無きょ出による老齢福祉年金の支給開始年齢に達しないものは約三〇〇万人もいる。また、制度発足の際、〝一〇年年金〟制の対象となった約三〇〇万人のうち加入したのは約一〇〇万人だった。七〇年の上半期に〝五年年金〟制ができて、新たに約七四万人が加入したが、残りの約一二六万人は、六五歳になっても年金が給付されないのである。〝国民皆年金〟の実現というスローガンにもかかわらず、それだけの人たちが国民年金制度の谷間に残されることになる。

社会福祉施設の整備と福祉年金の引上げ

寝たきりの老人や重度心身障害児、同障害者のうち、家族の世話をうけられない人を今後五年間で収容するため、施設の増設、整備をするという社会福祉施設整備五カ年計画が、七〇年一二月二九日の内田厚相、福田蔵相の折衝で、七一年度から実施されることにきまった。これにより、いまの四万一〇〇〇人の収容力のほか、さらに約二〇万人できることが見込ま

れている。五カ年計画は、①老人、身障者施設を増設、整備する、②保育所をふやし、とくにこれまで民間まかせだった企業内保育所に対して指導と援助を行なう、③戦時中あるいは戦争直後に建てられた老朽社会福祉施設の建替えをすすめ、不燃化と近代化を図るの三点を柱とし、厚生省ではその総事業費を三五六〇億円、初年度一般会計で前年度より三二億円増の八八億円を要求していたが、この日の折衝で八三億円が計上されることになった。このほか、老齢福祉年金額を月額三〇〇円引き上げて月額二三〇〇円とし、七一年一一月分から実施すること、また、障害福祉年金、母子年金も同月から三〇〇円引き上げられ、それぞれ月額三四〇〇円、同二九〇〇円とすることもきまった。所得制限の緩和については、本人の子どもなど扶養義務者の所得限度額が、扶養親族五人の場合一三五万七七〇〇円から一八〇万円（三三％増）に引き上げられ、また、受給者の所得限度額は三二万円から三五万円（一〇％増）へ引き上げられることになった。

3　児童手当制度の発足

児童手当制度の創設について厚相の諮問をうけていた児童手当審議会の有沢会長は、七〇年八月一七日、その試案を提示した。有沢会長は、審議会の小委員会が六九年一一月にまとめたメモにもとづき、一八歳未満で義務教育終了前のこどもが三人以上いる場合の第三子以降を対象とする二つの案を示した。第一案は、被用者には事業主のきょ出方式をとり、所得制限をつけずに月額三〇〇〇円、自営業者・農民には無きょ出方式で、所得制限をつけないか、あるいは福祉年金程度の制限にして月額三〇〇〇円または二〇〇〇円を支給する。第二案は、一律に無きょ出方式とし、所得制限をつけて月額三〇〇〇円を支給するというもので、両案とも財源などからみて実現可能で、しかも二九〇近い地方自治体がすでに実施している児童手当制度の実績を下回らぬように考慮したものであった。この児童手当制度は、すでに六二カ国で実施されている。主要国の実施状況を調べてきた調査団の中間報告も指摘しているように「この制度の維持発展をはかるという方向は世界の大勢である」といえる。ところが、わが国には所得税の扶養控除、被用者の年功賃金および家族給、生別母子世帯を対象とした児童扶養手当制度、重度心身障害児に対する特別児童扶養手当制度があっても、公的な制度としては統一性が欠け、それぞれの制度に限度があり、児童養育費が家計の大きな負担になっていることはいなめない。児童手当審議会は、この有沢会長試案を基礎にして審議し、九月一七日「月額三〇〇〇円の児童手当を、義務教育終了前の子どもが三人以上いる家庭の第三子から支給するのが望ましい」とのつぎのような中間答申をまとめ、内田厚相に提出した。この中間答申により、一〇年以上論議されてきた児童手当問題はようやく一つの区切りをむかえたわけだが、佐藤首相や歴代の

厚相が「答申が出れば検討する」と言明してきているにもかかわらず、自民党と財界にはなお消極論が強く、七一年度実施までにはなお曲折が予想された。

【児童手当審議会の中間答申「児童手当制度の大綱」】

一、目的　児童手当制度は児童養育費の家計負担の軽減をはかることにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、次代のにない手である児童の健全な育成と資質の向上を期することを目的とする。

二、制度のたて方　制度は単一のものとし、被用者と被用者以外の者につきそれぞれ別個の収支によるものとする。

三、給付　①児童手当の支給対象児童は、義務教育終了前の児童が三人以上いる場合の年齢順に数えて第三位以降の児童とする②児童手当は支給対象となる児童を養育する者に対して支給する③児童手当の額は月額三千円とする④児童手当の支給に当っては、所得制限は行わない。

四、費用　①被用者に対する児童手当の財源は事業主のきょ出及び国の負担による②被用者以外の者に対する児童手当の財源は、被用者以外の者のうち一定限度以上の所得を有する者のきょ出及び公費の負担による。

審議会は、すでに実施されている生別母子世帯を対象とした児童扶養手当や重度心身障害児に対する特別児童扶養手当などとの関連について、いっしょに支給するか、児童手当一本にするかといった技術的な問題をにつめたうえ、最終答申にまとめるが、有沢会長は「制度の大綱は今回の中間答申につきる」とのべた。かりにこの中間答申によって、児童手当が実現するとすれば、それをうけることになるのは、厚生省の推計によると、七〇年一〇月一日現在で二二六万八〇〇〇人、義務教育終了前の子供は約二五〇〇万人だから、一一人に一人の割合となる。しかし、自民党内には、①財政硬直化の原因となる、②月三〇〇〇円を第三子から支給するのでは効果がうすい、③中間答申によると財源負担の方法が複雑で不公平だ、などの理由をあげた消極的な意見が多く、水田同政調会長などははっきりと反対をとなえていた。また、財源の一部を負担することになる財界は「児童手当の考え方には反対ではない」としながらも、「財源は企業に片寄らず国民が公平に負担すべきだ」として、こんど示されたような制度の発足には不満を示し、経団連は一四日の正副部長会議で反対を確認していた。

内田厚相自身は、佐藤首相の「来年度実施」の指示をうけて、七二年一月から三カ年計画で完全実施する方針を固め、これに必要な予算を大蔵省に要求することになった。ただし、自民党社会部会の意向をうけ入れて、①児童手当審議会の中間答申にある「自営業者、農民のきょ出制」は実施しない、②中間答申にはふくまれていないが、支給にあたって所得制限をする、など中間答申を手直しして実施する方針を固めたものである。また、段階的に実施するとしたのは、大蔵省が財政硬直化を理由に七二年度からの完全実施に難色をしめしたためであって、自民党社会部会がきめた財源負担の割合と実施細目のあらましはつぎのとおりである。

【自民党社会部会の財源負担の割合と実施細目】

一、給付　①十八歳未満の子どもが三人以上いる場合に、義務教育終了前の第三子から月額三千円を支給する②支給にあたっては、所得制限をし、支給の対象は、老齢福祉年金と同じく「六人家族で前年の収入が二百万円未満」とする③公的年金、恩給、生別母子世帯向けに、現在支給されている児童扶養手当など他の公的制度とはすべて合わせて支給する④児童手当は非課税とする。

一、費用　①勤め人の児童に対する児童手当と、勤め人以外の自営業

者、農民の児童手当の収支は別々にする②勤め人の児童の場合の財源は事業主きょ出を七割とし国が二割、都道府県と市区町村が各五分の割合で負担する③自営業者、農民の場合の財源は、国が六分の四、都道府県と市区町村が各六分の一ずつの負担割合とする。

一、実施　①きょ出金の徴収は国が行い、給付は市区町村が行う②徴収と給付は四十七年一月からとし、支給は段階的に実施する。

一方、大蔵省も、自民党社会部会がまとめた要綱を手直ししたうえで、児童手当の新設を認めざるをえないとの意向を固め、同制度の七二年一月からの実施が確実となった。ただし、右の規定中第二の児童手当の支給要件中「義務教育終了前の児童」とあるのは、附則に関する規定事項において、次のごとくよみかえられ、段階的に実施されることになっている。

(一)一九七二年一月一日から七三年三月三一日まで	一九六七年一月二日以後に生まれた児童
(二)一九七三年四月一日から七四年三月三一日まで	一九六三年四月二日以後に生まれた児童

4　生活保護政策

生活保護世帯と保護基準

一九六九年度（月平均）の保護人員は一三九・九万人、人口一〇〇〇人に対する保護率は一三・六で微減傾向となっている。地域別に保護率をみると、東海地方の六・四％を最低に、北陸、関東、近畿で低く、高い方では九州北部の三八・五％を最高に九州南部、北海道、四国、東北の順で全国平均を上回っていた。保護世帯数は同じ六九年で約六六・一万世帯、保護人員の漸減傾向に反して、前年比で約一％増加し、なかでも母子、老人など稼得能力のない世帯の比重が年々高まっている。また、増加をつづけて注目される医療扶助受給人員も入院で一八・六万人、外来で五一・七万人あわせて七〇・三万人（前年比〇・四％増）となり、この増加は一九六三年以来顕著で教育扶助人員や住宅扶助人員を追いこして、保護受給者の二人に一人が医療扶助をうけているという状態になっている。

保護基準は、要保護者の最低生活需要の尺度となるもので、年齢、性別、世帯構成別にかつまた扶助の種類ごとに詳細に定められている。この基準は、国民全体の消費水準に応じてとうぜん改善されなければならないが、そのうち生活扶助基準についていうと、一九六〇年まではマーケット・バスケット方式により計算され、毎年度の引上げもわずかであったため、一般世帯との格差が拡大しつつあったが、六一年度から国民一般の生活実態を反映させるために、エンゲル方式に基準作成の計算方式が改められ、それ以後一般世帯との格差縮小を目標に毎年改訂されているとはいえ、なお、五〇％程度にしかすぎない。一九七〇年度では一四％引上げが行なわれ、東京など一級地の生

活保護標準世帯（夫婦と子供二人の計四人）に対する支給額は月額三万四一三七円となっている（第149・150表）。

社会福祉審の生活保護基準引上げに関する中間報告

低所得層の所得保障として行なわれている生活扶助基準額は、ここ数年来一三％前後の引上げが行なわれてきた。一九六五年一二％、六六、六七年一三・五％、六八、六九年一三％、そして七〇年には一四％引き上げられた。しかし、この扶助基準額の引上げ率は必ずしも物価の上昇や消費水準に対応しうるものでなく、その結果、一般世帯との格差もいぜん縮小しないままである。このため、六九年一一月厚生省は、中央社会福祉審議会に「国民生活の変化に対応した保護基準の引上げの方向および被保護階層の質的変化に対応した処遇の充実改善について」諮問した。諮問をうけた同審議会は、審議を生活保護専門分科会におろし、約一年にわたって審議した結果、七〇年一一月二五日に、土地や貯金などの資産が少しくらいあっても、実際に困っている人は生活保護の対象にすべきだとする主旨の中間報告をとりまとめ内田厚相に提出した。従来の生活保護については、被保護世帯に資産や基準以

第149表　生活扶助基準額（標準４人世帯，一級地）

区分	実施年月	基準額	対前回比	指数
	年　月	円	%	
第16次	1960. 4	8,914	—	100.0
第17次	61. 4	10,344	116.0	116.0
補正	10	10,862	—	—
第18次	62. 4	12,213	118.0	137.0
米価補正	12	12,460	—	—
第19次	63. 4	14,289	117.0	160.3
第20次	64. 4	16,147	113.0	181.1
米価補正	65. 1	16,446	—	—
第21次	—	18,204 (18,084)	112.0	—
米価補正	65. 4	18,548	—	204.2
第22次	66. 1	20,662	113.5	231.8
第23次	67. 4	23,451	113.5	263.1
米価補正	67. 10	24,095	—	—
第24次	68. 4	26,500	113.0	297.3
米価補正	68. 10	26,910	—	—
第25次	69. 4	29,945	113.0	335.9
第26次	70. 4	34,137	114.0	383.0

〔備考〕　1）第21次のカッコ内は，前年度との比較上，乳幼児加算分 120円を除いてある。

第150表　一般勤労者世帯と被保護世帯との消費水準格差（東京都）

区分	1人1カ月当たり消費支出				格差 (B)/(A)×100
	一般勤労者世帯		被保護世帯		
	実額(A)	指数	実額(B)	指数	
1960年度	9,039円	100.0	3,437円	100.0	38.0
61年度	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
62年度	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
63年度	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
64年度	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
65年度	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
66年度	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7
67年度	18,017	199.3	9,360	272.3	50.2
68年度	19,376	214.4	10,202	296.8	52.7
69年度	21,731	240.4	11,487	334.2	52.9

〔備考〕　1）一般勤労者世帯は総理府統計局「家計調査」結果また，被保護世帯は厚生省「同生活実態調査」結果による。

上の収入があれば適用されず、テレビや冷蔵庫などの耐久消費財も、その地域の住民の七～八〇％までに普及しているのでなければ、〝資産〟とみなされ、一般の消費生活における変化のはげしいこと数年は、そうした適用のきびしい制度のあり方についての批判が高まってきていた。そうした情況をふまえて、同中間報告は「最終的報告に達するには、なお相当の日時を必要とする」という観点から、とりあえず、七一年度予算編成に向けてまとめられたもので、その基本的方向について、①生活保護制度の位置、②生活保護をめぐる諸条件の変化、③今後の生活保護基準等改善の方向、④老齢者、身体障害者の処遇改善についての考え方、⑤今後の研究項目、と内容をわけてのべている。

まず、「制度の位置」としては、保護制度が社会保障制度の基底をなすものとして、「一般国民の生活水準が上がれば生活保護の水準も上がらなければならない」としている。この点はすでにふれたように、六九年の実績において一般世帯と保護世帯との所得格差が五二・九％であり、ここ数年一向に縮小していないことがとりあげられ、中間報告の全体を通じて強調されていることであるといえる。つぎに「諸条件の変化」では、①大企業と中小企業との賃金格差は目立って縮小し、消費水準の伸び率も低所得層で比較的大きいが、②核家族化の進行で、家計費支出の内容変化が著しく、③最近の消費者物価の高騰が強い圧力となっていると、条件の変化をほぼ三つに分析している。さらに「改善の方向」では、①生活保護受給の前後を通じて、大きい断層を生ぜしめないような資産の取扱いを考慮する、②短期の失業・貧困を対象としてきたはずの生活保護制度がここ数年、本来社会的適応力の弱い老人と身体障害者にうつりつつあることに注目し、今後の生活保護の対象は、そうした適応力に弱く、経済成長にとり残された老人、身体障害者に向けるべきである、③平均階層との格差縮小解消は基準の大幅な改善なくしてはできないと指摘して、とくに、老齢・身体障害者の改善も大きな柱としてとりあげられている。

【参考資料】(1)小川政亮外「社会福祉審議会報告と日本の老齢保障」（「賃金と社会保障」第五四九号、七〇年一一月下旬刊）、(2)佐藤進「現代の貧困と生活保護法の問題点」（同上五三六号、七〇年七月中旬）、(3)同「失業保障の法制とその給付実態」（同上五三三号、七〇年六月中旬）、(4)同「今日の医療保障の現状とその問題点」（同上五二八号、七〇年四月下旬）、(5)小倉襄二「社会保障と人権」（汐文社、七〇年六月刊）、(6)菅谷章「社会保障の概念とその本質」（東北大学研究年報「経済学」九五号、七〇年七月刊）、(7)井上和衛外「農村における社会保障の実態と問題」（「労働科学」四六巻六号、七〇年六月）、(8)江見康一「財政と社会保障」（「季刊社会保障研究」二四号、七〇年五月）。

Ⅳ 経営者団体の労働政策

概要□日経連の現況と事業内容＝＝松崎専務理事の報告／日経連の見解と桜田代表理事の挨拶／労働情勢の分析＝＝労働情勢／労働戦線統一問題／統一地方選挙に対する態度／春闘の分析／七一年春闘対策＝＝労働者政策の特徴＝＝職場における経営権の確立／労働力政策と教育政策／司法反動化と保健医総辞退に対する態度

概要

一、「大学」「安保」「沖縄」の六九年をうけて、日米安保条約の再改定の年、七〇年を迎え、さらに七一年に入って、さまざまの国内外の情勢の急変のなかで、不況下の春闘といわれながら、労働組合の賃上げは一定の成果をおさめたとみられている。しかも、労働戦線の統一問題、地方選挙、参院選挙などが複雑にからみあいながら、まさに激動の七〇年代とよばれるにふさわしいいくつかの事態が、相次いで起こった。このなかで、日経連は、七〇年の状況については、かなり満足の意をあらわしながら、不況、景気後退問題を前面にうちだして、賃上げ抑止の強い態度をしめして春闘にのぞんできた。しかしながら、急テンポの情勢の推移は、かならずしも日経連の予測通りとはならず、むしろ予測をこえた事態に戸惑ったとさえみられる。労働情勢、労働組合を中心とする諸運動について、これまで、一定の見解を提案し、労務対策の総司令部的役割を果たしてきた日経連の位置は、短期的にではあるかもしれないが後退したとみることもできる。

しかし、それらの過程を通して、国際情勢によるいわゆる「外圧」ともからんで、経営合理化の線をつよくうちだし、その方

向にむかって、日経連は新たな対策をたてはじめており、企業の内外をとわず全面的な再編成にむかっている。その点で、きわめてきびしい姿勢がみられることになったのは、今年度の大きな特徴といってよい。

七一年から、七二年にかけこの激動を予測しての、企業内部での労働者の掌握が、教育、労務管理の強化となって現われ、いくつかの新しい試みをもふくんで、戦後二五年の反省と再編の方向にむかわせている。それは企業内部の問題にとどまらず、公教育の体系への発言や、司法官問題にまでおよび、国民福祉の領域にまでひろがってきている。そして労基法、公労法、最賃制をはじめ労働関係の法律の改正をも用意しており、今後の事態のなかでそれはスピード・アップされてくることも考えられる。こうした点で、日経連は経団連、産研などとの連携をふかめながら、財界、総資本の統一的方針の樹立と、それの具体的実施にむかって、再整備されていくものと思われる。人事面における変化はいっさいみられないが、その方針の樹立過程において日経連はこれまでと異なった方式や方法を、もとめられざるをえなくなったといってさしつかえないのであろう。

1　日経連の現況と事業内容

松崎専務理事の報告

七一年四月一六日の日経連第二四回定期総会において、日経連の現況および七〇年から七一年にかけての事業活動が、以下のごとく報告されている（松崎専務理事）。

会員数は七一年四月現在で、二万四八五〇会員、昨年に比して五一九会員の増である。活動としては、第一に賃上げ対策については業種別生産性基準原理の徹底につとめた。第二に教育活動では「経営教育委員会（委員長＝武田豊新日鉄専務）」を発足させ、各企業の経営教育に関する活動を行なったほか、人材開発センター富士研究所で第二回経営トップ・セミナーを開催、一一月には「フォアマン洋上研修」をはじめて開催した。これとあわせて、七一年五月の中教審答申の最終決定にあわせて日経連としての要望書を作製、配布した。

公害問題については、「公害問題シリーズ」を発行、七〇年代の労働問題の長期展望作業については、労働経済委員会を中心に検討している。労務管理面では、ひきつづき能力主義管理の普及につとめ、そのための賃金、組織の簡素化、多能工化教育などについて検討をすすめている。最賃、時短（週休二日制）、定年制延長の要求の増大にたいしては、「時間管理検討委員会」を設けて、この問題を取り扱う考えである。賃金体系の合理化については、職務分析センターで検討し、現在同センターの会員は五五社、賃金、組織、コンピューター部会に分かれて調査研究中で、欧米に研究チームを派遣した。

法律関係では、労災適用問題、最賃問題などを取り扱い、労働基準法のあり方について再検討するため、六九年一二月に日

経連に設置した労働基準法検討委員会で目下研究をすすめている。国際関係では、日経連の音頭で開かれたＩＬＯアジア使用者円卓会議が一二月に、アジア一五カ国、二八名の代表の参加で開かれ、アジア労働力計画などが討議された。

七〇年度に実施された日経連の事業の概略ではあるが、日経連がどのような問題に関心を払い、対策をたててきているかは推測することができる。こうした活動にもとづいて、七一年度にどのような方向を日経連がめざしているかを、代表常任理事あいさつ、「現段階に処するわれわれの見解」によってみておこう。

日経連の見解と桜田代表理事の挨拶

まず「現段階に処するわれわれの見解」では「第一、物価安定対策としての生産性基準原理の徹底、第二、新しい変革期における経営教育の課題、第三、経済成長と国民福祉の推進」をかかげている。これは、「近年におけるわが国の物価動向は、消費者物価が依然高騰を続けるのに対して、卸売物価もコスト上昇要因を内蔵する型に変りつつあるので、わが国におけるインフレの性格もようやく悪化するかに見られる」「経済社会の急激な変化に伴って価値観が多様化する傾向が認められるが、このような新しい局面に即応する実践的課題として、企業の全構成員の、能力発揮が、広く社会の福祉に通ずるという正しい価値観を樹立することが強く要請されている」「高度経済成長の持続は、その成果と同時にひずみともいうべき各種の国民生活上の変化をもたらした。これは急速な経済発展に対し、成長成果の配分が均衡を失したことに起因している。したがって国は今後の福祉政策の実施に当っては、六〇年代の反省の上に立って、綜合的、計画的な推進に努めねばならないが、その推進に当っては、国民個人の自己責任原理と相互扶助制を配慮して社会保障の充実が要請される」とする現状認識の上にたっている。ここから、三つの目標が設定され、賃金、教育、福祉についての企業内にとどまらぬひろがりをもった対策がのぞまれているのである。

総会の冒頭の桜田代表常任理事の「あいさつ」も、形をかえながら同様の趣旨をのべている。

【桜田代表常任理事の挨拶】

三つのポリューション対策

われわれが当面しておりまする解決を要する国内問題は、第一にポリューション公害といわれる環境汚染の防止。第二にモーラル・ポリューション、道義の汚染除去すなわち教育。第三にモネタリーポリューション、通貨価値の汚染、即ちインフレーションの防止の三つに要約されると考えます。

ところがこの難問題に取組む経営者を取りまく条件は昨年秋以来深まって参りましたところの不況の波のために一層きびしさを増しておる事は否定出来ませんが、道義の問題を除く二つは過去の高度成長に伴って生じた問題であり、これを克服する事に依ってさらに、将来の高度成長を計るべき責務を自覚し、われわれは経営の立場よりこの難問解決に全力を傾注致すべきと存じます。第一に公害の問題でありますが、これは一企業あるいは地方自治体だけで到底解決し尽されるものではありません。もちろん企業体より発生することの明らかな公害は企業の良心と責任においてこれを防止いたすべきは言をまちません。

しかしながら一般廃棄物の処理とか、自動車排気の害などは地方自治体の主たる責任で解決さるべきであり、またエネルギープラントの建設反対等の問題については、国を挙げこの施策、たとえばナショナル・プロジェクトの設定等によって公害と産業立地の問題を再検討することが

是非とも必要であると存じます。

その第二は教育の問題であります。日経連という団体は、つきつめると教育団体と申しても過言でないと私は考えているのでありますが、教育は一朝一夕にその目的を達し得るものではありません、戦後の二十五年は教育の根本をどこに置くか混迷を深めた時代と申せましょう。

それは単に学校教育の問題のみならず経営者教育を含めた社会教育全般の問題でありました。……

その第三はインフレーションの防止問題であります。……インフレーションは現に職場を持たない老齢者、母子家庭等にとって生活破壊を意味します。これが防止については労働組合を指導される諸君にも真剣に御協力を願わねばならぬ問題であります。……

結局「人間集団の協力体制」「労働条件の決定」ということは民主主義や全体主義、資本主義や社会主義を生き残る人間永遠の問題でありましょう。

われわれはこうした観点から今日の労働条件決定の方法を考えますとき、わが国人口の半数である就業者総数（五千百万人）の六割以上の三千二百万人が雇傭者であって、これが労使間で決定される現実を重視しなければなりません。……

ところがこの事を労働側から申せば限りなく好条件を獲得出来る可能性があることであり、またこのことを使用者側から申せば限りなく譲歩せねばならぬ事になります。

従ってこの面に於ては対立局面であって決定的解決はあり得ません。いずれかの側に不合理と不満とが生ずるのは必然であります。……

これらを通じて、七〇年後半からのわが国経済の下向を前提にしての強力な資本・経営による労働者、労働組合対策、さらに国民全体にもかかわる政策が、日経連によってもとめられていることがわかる。

激動の七〇年代といわれる時期がはじまって、それほどの時間も経過しないうちに、それが現実のものとなろうとするなかで、日経連の動向は、全体としてかなり本来の姿にそった強力なものになりつつあるといってよい。そこにこの一年の特徴がある。

2　労働情勢の分析

労働情勢

あらためてふれるまでもないが、一九七〇年は、日米安保条約再改定の年であり、中国国連加盟、沖縄返還問題がようやくクローズ・アップされてきた年である。それに先立つ六九年末の衆議院議員選挙において、三〇〇議席を獲得して、いわゆる安定政権が実現したが、国内外の情勢はかならずしも「安定」の方向にむかっているわけではなく、むしろ逆に流動・変動の傾向をつよめてきたといってよい。こうしたなかで、労働戦線における統一問題――それはひいては野党再編成といった政界の一大変動を生み出すものでもあるが――が大きくとりあげられ、夏の総評大会では、岩井事務局長の辞任、総評執行部体制の変化をうみだした。しかし、あけて七一年にはいるや、労働戦線統一の重要推進役の一人である宝樹全逓委員長をはじめ執行部の不信任が全逓中央委員会で可決され、労働界に少なからぬショックをあたえた。それだけではなく四月に行なわれた一斉（統一）地方選挙では、社共共闘方式

によって、東京都において美濃部氏が文字通り圧勝し、大阪に革新黒田府知事が誕生し、それにさきだつ京都府知事選でのすさまじいまでの選挙戦で、自民、公明、民社の連合戦線は敗退した。飛鳥田横浜市長のいう革新メガロポリス（東京、川崎、横浜、横須賀、鎌倉における革新首長の成立）の形成、そして六月の参議院議員選挙における自民党の退潮といった事態は、七〇年代にはいってのわが国の社会状況がいちじるしく変化しつつあることを如実に示した。

日経連の公式見解とはいいがたいが「経営者」七〇年八月号は、二つの興味ある論文を掲載している。その一つ「左翼勢力の動向と展望――七〇年闘争から七〇年代闘争へ――」（評論家阪木圭介）は、七〇闘争＝安保闘争をとりあつかい、六〇年安保との対比で、両者の動員数などを比較し、七〇年の特徴をあらいだしたのち「全体として質的に盛り上りを欠いたことは否めない」と結論している。しかし、今後の展望として、

「反安保諸勢力が先述のように悪条件下において、なお六〇年安保闘争の最盛期に匹敵する動員に成功したことは、決して軽視することはできない。特に日共勢力は今後もなお相当の増加傾向をますであろう。過激な学生の集団や、反戦派労働者・ベ平連の勢力も漸増の傾向にあると認められる。したがって、これら諸勢力が今後の政治・経済情勢の変化いかんによっては、六月闘争とは違った局面の生ずることも可能性なしとしない。

現在反安保の勢力は、いずれも闘争の時点を、これまでの一九七〇年から一九七二年あるいは一九七〇年代におきかえ、長期展望のもとに、その組織勢力の拡大張大に努めつつある。これらの諸勢力は、依然今後も安保・沖縄を闘争問題の中心とすることには変わりないが、最近では、①公害物価など日常生活に密着した問題を重視し、②安保・沖縄問題についても、沖縄返還の過程で生ずる基地撤去問題や防衛計画などで、より具体的な問題をとりあげることによって、大衆の関心をあつめる、など、闘争の停滞を打開しようとする姿勢がみられる。日共・社・総評はともに、いずれも七〇年代に安保廃棄通告を行なうそれぞれの政権構想を実現するため、公害・物価など新しい社会・経済問題に基地撤去問題などをからませた闘争を展開して、国民大衆を幅広く結集することに努めていくものとみられる」とのべ、かなり冷静な予測を行なっている。

労働戦線統一問題

いま一つの「労働戦線統一の焦点」（労働評論家中野二郎）論文では「宝樹全逓委員長が『労戦統一派』はすでに労働運動の大勢を制した……といっているのは、こうした意味であり、組織統一はなお遠いとしても、五年ごしの『統一』工作は、左右民同の平準化に大きな役割をはたしたといえるだろう。求心力は労線統一の大勢であり、遠心力はその大勢への技術的抵抗だが、しばらくは労線統一派が次第に同化力をまし、左派民同を融解してゆく過程がつづくという意味で〝実〟をとり批判派は〝形式的たてまえのなごり〟を保持する一種の均衡状態がつづきそうである」と結んでいる。これもまた注目してよい展望・予測であり、この時期における一定の判断といってよかろう。そして「日経連タイムス」（七〇・六・四）は「いずれにせよ現状は、一方における総評の階級的戦線統一論、他方に同盟、全民懇等の労働組合主義統一論が大

きく対立しているわけである。後者の足並みはなお不揃いであるが、大きな流れとしては、漸次これが拡大しつつあることは否定しえない。これによる機が熟するのは七一、二年になるとみられるか……」（「活発化する労働戦線統一論議」）とのべている。

統一地方選挙に対する態度

こうした記事や、論文が七〇年にはいくつもみられたにもかかわらず、また統一地方選挙では「統一地方選挙とわたしの考え」と題して（七一・四・二）「日経連タイムス」は五氏の意見をあつめ、「自らを物価の神様のように言い出して当選した人間が当選後はバス、水道の値上げをやる。これなどは突飛な議員よりなおタチが悪い」といったきわめて露骨な見解をのせ、「またとくにこんどの統一地方選挙の焦点と目される東京都知事選については、都市改造についての明確なビジョンと果敢な実行力を備えた人を選ぶべきだとする意見が強かった」とコメントするなどしているにもかかわらず、七一年にはいると、一般的な情勢の分析はにわかに減少し、統一地方選挙の結果についても、ほとんど公式の見解は発表されていない。

春闘の分析

情勢の分析はもっぱら春闘の問題にしぼられ、賃金問題に集中する。この点で、今年度はいささか例年と日経連の動きはその趣きを異にしているといってよい。七一年春闘については、「春闘をめぐる労組の動き」（日経連労政第二部田中利武）と題する論文で、「四六年春闘は、従来のそれと比較してかなりの際立った特色をもつものであり、ある意味において七〇年代労働運動、労使関係の先行きを占うものになりそうである」としてつぎのように予測している。

【本春闘の特色】　本年春闘の特色の第一は、景気後退、不況下の春闘であること、それにもかかわらず労組側は昨年を上回る大幅要求を掲げ、高姿勢で臨んでおり、きわめて厳しい局面が予想されることである。

特色の第二は、労組側の要求が「生活要求」を含め幅広くかつキメ細かくなっていることであり、ことに本年は公害対策要求を独立の項目として大きな柱に立てていることである。

第三は、ここ数年来みられた鉄鋼、電機等いわゆるパターン業種の交渉結果が他業種に影響を及ぼすという賃金決定の傾向があるいは後退し、〝総もたれ合い〟の春闘になる可能性があることである。

第四は、統一地方選、参院選挙を控え、労組側は両面作戦を余儀なくされると共に革新政党再編とその基盤となるべき労働戦線統一問題がからんで、かなり複雑な様相を加えるとみられることである。

第五に春闘を控えて所得政策論議が活発化してきたことも、特色の一つといえるであろう（「経営者」四十六年二月号）。

こうした予測にたった春闘が、のちにさらにふれるが長期化し、アップ率では昨年を下回ったが、実額においては昨年を上回った点を七一年春闘の反省点として、日経連はかかげているが、そうした結果の原因については、それをもっぱらいわゆる春闘方式の問題に帰している。しかし、いわゆる宝樹ショック、それをうけての一時的であるかも知れないが、少なくとも予定されたテンポをおくらさざるを得なくなった労働戦線統一問題、さらに統一地方選挙の結果が、春闘のみならず、全国民的にも、労働戦線にもかなりのインパクトを与えている点が、見落とされている。あるいは、それは故意にふれられないものになっているのかも知れない。よしんばそれを企業・経営外の問題とするにしても、そうした事態をみちびいた労働組合内部の変化については、より突込んだ情勢の分析があってよいはずである。若年・青年層の労働者の動向はひとり労働組合、幹部

にとっての問題だけではない。そしてそうした変化をつつんでいる国民諸階層の意識や生活の変化について、冷静な関心と分析があってしかるべきであろう。参院選を経て、野党再編問題や、日中問題について、これまでとは異なった側面から事態をとらえなおさなければならない情勢がすすんでいるが、それらに対して、日経連は必ずしも十分な方策・対応等を提示しえていない。こうした問題についてはいわゆる産研が方針を樹立することになっているのかも知れないが、あきらかに七一年前半期の日経連には若干のもたつき、情勢に対する立遅れがみられる。そして、それとは逆に、きわめてイデオロギー的性格がつよまっており、反共（主義）教育が、ちらちらではあるが、かなり強くうちだされてきているし、そのための技術指導が色濃くだされている。たとえば、司法官（裁判所人事）をめぐる問題については、明確に青法協を特定の思想団体ときめつけ、最高裁をバック・アップする姿勢を強くうちだしている。

これは、すでにふれた桜田常任理事の第二三回定期総会のあいさつにもみられる「力」をもって賃金問題を解決していこうとする方向に結びついているものである。こうした点からみて、事態の冷静な判断力や、労働者の情況についての分析に欠け、遊離している点がないでもない。それが、春闘をめぐる事態の評価についても、ある種の甘さとなって現われたとみることもできる。

3　七一年春闘対策

七一年春闘をめぐって、日経連が力点をおいたのは次の諸点であった。政治・社会情勢の分析をぬきにした第二三回定期総会の早川専務理事の労働情勢報告が、端的にそれをしめしている。

「業種別に生産性原理、初任給の過当競争自粛」を眼目とする同報告は、「本年の春闘の特徴は次の三つである。第一は、労使をめぐる経済環境が昨年来と一変していること。第二は労使の交渉態度が非常に慎重で、妥結の時期がおくれる見込みであること、第三は、経営者の意識と姿勢――マイルドというか、それが著しくいままでと変わっていることである」として、次のように強調している。

①今年の春闘では景気のいかんにかかわらず経営者間に不合理な従前の賃上げ慣行を打破しようとの意識がつよまっている。

②今年こそ他産業、他社追随の旧慣を排し、業種、業界ごとに一本筋の通った賃金決定を自主的に行なうべきだ。

③そのためには業績、環境、労働力事情をほぼ同じくする業種レベルで生産性基準原理を導入、経営者の意識統一をはかるべきである。

④初任給のシーソーゲームを自制するため、各企業が職安へ申し込みをする際、初任給の額は現行主義とすること。

ここでいう生産性基準賃金の「根本思想というか、考え方を一口で言うと、社会は自ら生産する以上に消費することはできないというのである。これは大原則である。賃金水準は各国まちまちである。……就業者一人当りのGNP、これが国の経済力をあらわすもので、その水準にほぼピタリと各国の賃金水準が合うのである。それがいま申した大原則のあらわれである。したがって、その国の賃金を上げるには、その国の国民生産性の向上がなければいかぬということに通ずる証明ができるわけである。また、その国の一国の購買力というか、貨幣賃金の増大率、すなわち賃上げの増大率は、その国の一人当り生産性の増大率をこえることはできない。こえさせてはならないという理論もここからでてくるわけである。もし貨幣賃金の増大率が国の生産性をこえたならば、そのときには物価が上るか、失業者が出るか、その双方が出るかということになるわけだが、これは生産性基準原理の基本的考え方であると思う。このように生産性の上昇の範囲内で賃金決定をすることは、国全体としてもそのとおり、また企業においても、あるいは個人の家計においてもそのとおりである。……現在は産業別、業種別に検討してある目安をつくっていく段階ではないかと思う。」ということになる。つまり、生産性に見あった賃金をということであり、それを拡大していけば所得政策ということになる。この考え方を基軸として、大々的な不況宣伝・攻勢によって賃上げを抑止しようとするところに、主眼目がある。七〇年秋以来、この方向で、徹底的な宣伝・教育がつづけられてきた。ここに今年度の最大の特徴があったといってよい。」□□□□□□□□□□□□

しかし、それにもかかわらず、春闘は日経連でさえも、「本年春闘は大手企業において現在九六%が解決、その妥結平均額九三七七円(昨年九〇四〇円)、アップ率一六・四%(昨年全平均一八・一%)、また中小企業でも若干額の上昇はあったが、アップ率は低下をみせ、ここ数年上昇をつづけたアップ率の低下というかたちで一応の転機を画したことはそれなりに評価してよいと思われる。しかしながら、不況深刻化のなかにあってすら、九千円台という高額、アップ率においても一六%台という世界にも余り例のない異常な水準を示したことは、もちろん満足すべき結果とはいえない。」と総括している(「春闘の反省と今後の課題」「日経連タイムス」七一・六・二四「主張」)。

しかし、日経連労政第一部次長藤井得三氏の論文「四六年春闘の後にくるもの――経済効率化への総合対策――」(「経営者」四六年七月号)では、「……アップ率においては一応の『くぎり』がつけられたものの、賃上げ額においても昨年実績を上回っていることは、今次春闘が経済的には中途半端なものに終ったことを物語っている。春闘始まって以来、その賃上げの推移をみると、不況下ではいずれも率、額とも前年を下回っていたことがわかる。これと比較すれば、今春闘は賃上げには十分な節度が貫かれたとはいえず、『妥協色の濃い春闘』に終っている」とのべ、よりきびしい反省の上にたっている。そのうえでさらに「生産性の伸び」に比して、賃金は大幅に上昇しているとみており、今後の「効率化戦略」の必要をといている。そこで人件費吸収の具体案として、①少数精鋭化、②資本費の節約、③コスト・ダウン、④資本効率の向上をあげ、全面的な合理化の必

要性を強調している。

「経営効率化の動きは、早くも今春闘下で進行している。いまから六年前、四十年不況のときにも経営合理化の波があったが……しかし、経営合理化の第二段階ともみられる現在は、大分ようすが変っている。賃金水準にして、当時より二倍以上も高く、賃金コスト面では八％高に及んでいるとみられるからである。その上、作業方法の改善とか工程合理化のみでは、すでに限界があり、根本的な経営の改革が必要になっている。つまり、かつての合理化においてはまだまだ『手持ち駒』が多く、跡始末でこと足りる面が多かった。しかし今日はそうではない。根本的な省力投資、新分野への進出、あるいは合併合同といった、経営の質的変革をともなう対策が必要となっているのである。」

「今回の景気後退をきっかけとして経営効率化があらゆる面から押し進められるであろう。またそうあらざるをえない厳しい経済環境に今日の経営はたたされているといってよい。この観点からみると、春闘の経験はまた新しい出発点である。労使が覚悟をきめこのような効率化に取りくむことが必要であり、その成果のいかんが今次春闘がほんとうにターニング・ポイントであったか否かの評価を決めることになろう。」

七一年春闘にさきだって、日経連は賃金白書「転機をむかえる賃金問題と日本経済」を発表し（七一・一・一九）、そのなかで、①転機としての様相を深める賃金問題、②今春闘下における経済情勢、③中期的に予想されるわが国経済の四つの問題点、④四十六年度春闘における賃金対策の基本方向をまとめた。

それは、これまですでにふれてきたところであるが、①日本経済に進行する中期的屈折、②インフレ問題の深化、③人件費高騰と企業収益力低下、④成長理念のフローからストックへの転換を日本経済の中期的展望とし、①業種別賃金の確立、②経営効率化の促進を対策としてあげている。その基調は、賃上げがインフレにつながり、スタグフレーションをうみ、企業収益を低下させて危機を招くとするところにある。かつて「熊谷報告」によって解明された賃金と物価の関係を否定する考え方に立っており、賃金対策については、一貫性、総合性のある合理化を強調している。

そして他方では、労働者の「財産づくり」政策をとり、「勤労者持家協会」を設置するなどして、付帯的要求に対応することにしている。

しかし、労働者の日常的な生活要求にねざした賃上げは、日経連がストの多発といい、「迷惑スト」となずけたにもかかわらず、多くのストライキをうみ、争議、春闘参加の労働者は前年をはるかにこえた。国鉄、私鉄などのストライキは、労働者や国民の多くにまもられて行なわれたのも、今年の労働情勢の一つの特徴であった。所得政策については、春闘前に、労働省などの否定的見解がだされ、鉄鋼の一発回答によって前年やや停滞した春闘ではあったが、日経連の分析でもみとめているように、後段に至って高額回答を労働組合はひきだすことに成功した。これをもって、組合側の全般的な前進とはいえないが、しかし、不況下では弱いといわれながらも労働組合側としては、かなりの成功であったといってよい。

しかし、経営合理化の第二段階といわれる経営・資本の対応がまっており、多くの企業で長期計画がたてられ、人員削減が打ち出されてきている。それゆえ、今春闘における経営の一定の譲歩・妥協は、経営合理化の路線へ労働組合をさそいこむことであり、それを梃子にして生産性基準原理の徹底化をはかっていくワン・ステップであったともみられないことはない。正

にその意味で、今後の動向が、七一年春闘がターニング・ポイントであったか否かを決める鍵といってよいであろう。

4　労働者政策の特徴

職場における経営権の確立　桜田代表常任理事が、日経連は究極のところ教育団体であるといっていると同時に、日経連がその設立の当初から力点をおいてきた職場における経営権確立の方針が、きびしいといわれている情勢のなかで、今年度の徹底化をもとめる目標にかかげられている。

「小集団教育」「全員経営」といった言葉が随所でもちいられ、それを適用した各社の事例が数多く機関紙・誌に報告されているのが本年度の特徴になっている。たとえば、「経営者」の特集に「ヤル気を起こさせる人使いのコツ」(七一年三月号)、「人事・労務管理を見直す」(四月号)、「産業訓練の新展開」(六月号)といった具合に、矢つぎ早にこの種の問題が取り扱われている。

その一つである「人事・労務管理を見直す」では、「採用・配置・昇進」「能力開発」「賃金制度」「付加給付」「人間関係管理」などが取りあげられている。そして戦後の職場の条件を歴史的に区分し、そのそれぞれの時期にみあった労務管理の技法のあり方を整理し、アメリカ式労務管理の導入の功罪が検討されている(同号中山三郎論文)。また、「環境変化に対応した訓練を――戦後二十五年産業訓練の反省」(日本産訓協会事務局長古谷慶寿、四六年六月号)では、

「高度成長期における産業訓練の課題

企業の当面しているつぎのような条件は、産業訓練に脱皮を迫る要因として、避けることのできない課題を提供せずにはおかない。

『技術革新の進展』

『国際競争の激化』

『高度産業社会における人間疎外』

『高学歴化』

産業界は、経済成長と学校教育一辺倒の中で育って来た次代の若者を迎え入れることになったが、彼等を企業の中で定着させ、有能な産業人として育成して行くためには、人事管理面や、教育訓練面でも、新しい課題の解決を図らねばならないであろう。

産業訓練の反省と今後の展望

戦後産業経済の成長と日米関係を保って、発展してきた産業訓練は、産業の著るしい高度化がもたらす課題に当面して、再編成を試みなければならない事態になると思われる。

昨年、日本産業訓練協会が、日経連と共同で産業訓練の実態調査をおこなったが、そこに見られる産業訓練の現状から、反省と将来の方向をさぐってみよう。

長期人材育成計画と生涯教育

経営に密着した訓練

自費学習を中心とした訓練

経営上層部への波及」

の必要をとき、最後に、

「今後の産業訓練はさらに次元をたかめて、企業目的の達成と、個人の自己実現を統合する方向を指向して、バラ色の未来社会実現に貢献しなければならない」としている。

そこから、「職場グループ・リーダー制度」が導入され、それが広められている。

「先輩・後輩一体の自己啓発（トヨタ自動車）」「管理者のよき補助者（興亜火災海上）」「女子従業員のモラール向上に一役（協和銀行）」「余暇の善用指導（富士重工業）」等々の「実例・効果をあげる職場のリーダー制度」が報告され（「経営者」四五年六月号）ている。これは、いうまでもないが、生産性向上運動の一環であり、資本の側からする職場づくりの実態である。

労働力政策と教育政策

これらをうけて、日経連としては、片方でフォアマン研修会を洋上で行なうといった新しいこころみを実施し、また他方では、「技術労働力不足の現状と対策の方向」を雇用政策研究会によってまとめるといった形で、実際的にも実態分析、理論的にも深めつつある。このなかで、①省力化対策、②採用対策、③能力開発対策、④人事管理面の対策について、具体的な方向を打ち出し、企業の最末端から最上層にいたるまでの教育体系を再編成しようとしている。そうしたなかで、注目すべきことは、「外国人労働力導入問題」を取りあげていることである。「現在は出入国管理令で『労働者』として入国することはきびしく禁止されており、また東南アジア諸国に、近代生産工程に投入して耐えられる労働力人口がどれほどいるか、余り大きな期待はできない現状である。しかしわが国が近い将来、国内労働力ではやっていけないことは明らかなので、当面まず技能研修生として受入れ、訓練して本国に還す方式を何らかの形で（民間ベースか政府ベースか）早急に確立する必要がある」とのべていることである。

すでに発表された労働力流動化政策などとあわせて、新しい職場実態、作業実態のなかで、企業内部における労働者の掌握のための努力が積み重ねられているわけであるが、それはとうぜん若手・青年層の問題への広がりをもっており、企業内教育にとどまらない、教育問題全般への日経連の働きかけとなってきている。生涯教育といった新しい言葉が用いられてくることになったのもこのためであり、また中教審答申についても、異常な熱意をもって対処している。

中教審試案から中間報告の段階に移ったとき、日経連は、「いわゆる開かれた大学のあり方を強調していることは、産業界のみならず広く社会一般の要請をうけいれたものである」と評価し、さらに「六・三・三・四制の教育制度については、教育の多様化等の要請に即応しえない欠陥に鑑み、とくに中等教育および高等教育のあり方について、抜本的な改革を行なうべきである。就業年齢を一年早めることを検討すべきである」との日経連の提言が、「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案」と完全に符合しているとのべている。そして、「単なる『作文』としての役割しか果しえなかった過去の『中教審答申』の轍をふむな」とこれの強力な推進をのぞんでいる（「日経連タイムス」七

○・六・四「主張」。こうしたことが、中教審の最終答申のなかで、いかに生かされているかは、はじめて答申が前例をやぶって予算措置についてまでふれていることによっても明らかである。

放送大学について七〇年六月一九日、教育特別委員会のまとめにしたがって「要望書」を政府、政党に提出し、大学改革についても提言を行なっている。日経連は戦後の教育体系についての抜本的変更をもとめており、それが「第三の教育改革」として中教審答申についに具体化したとみてさしつかえない。すでに戦後の教育制度・体系の生まれたときから、これに反対しつづけてきた日経連が、ようやくその初志を貫徹し、産学協同路線に教育体系を再編する緒をつかんだものでもある。

司法反動化と保険医総辞退に対する態度

教育についてのみならず、司法問題についても、一定のキャンペーンを行なっている。七一年四月一五日号および六月一一日号で「日経連タイムス」は「司法官の姿勢」を問題にしており、それにさきだって一九七〇年の回顧特集号のなかでも、司法官の姿勢に問題があり、とくに下級審の判決について、それがイデオロギー的であり、正常化すべき旨を訴えている。そして裁判官のあり方について改めて再検討が必要であるとしている。さきの二回のアンケートでは、もちろん最高裁の態度を支持する意見のみが掲載され、「石田発言を支持」(樋谷繁雄)、「青法協には問題」(矢野範二)、「偏向裁判をなくせ」(林信雄)、「拒否・ひ免は当然」(藤原弘達)、「青法協の排除を」(大槻文平)といった意見がならんでいる。

国民各階層の大きな疑惑と、ファッショ化への危惧をいだかせたいわゆる司法官、裁判の中立問題が、最高裁長官の高姿勢によって、世論をわき立たせたが、その高姿勢をバックアップしたものに、日経連をはじめとする財界の力があったことは見のがすことができない。

これとあわせて、社会問題から政治問題に発展した「保険医総辞退問題」があるが、これについては、「責任を忘れた暴挙」として批判的態度を日経連は打ち出した。これについての解説のなかで、

「今回の総辞退では、療養費払い、領収書発行をするというのであるから、それがやむを得ずとしても日医の方針は全くご都合主義といわざるを得ず、従来の主張が利己的な無理おしであったことが立証されたといえよう。おそらく患者の乱受診、医師の乱療や不正がなくなるであろう。また社会保険医療収入に対する七二％の経費控除を認める税制の優遇措置も適用されなくなる。こうした医師の利己的主張や、不当な優遇措置を今回自ら撤回、放棄し、それでよいというのであるから、今後医療保険の抜本改正にあたって、はなはだよい材料が提供されたものとの見方もある。……

日医はこれまでしばしば保険医辞退で圧力をかけ、そのつど政治的解決が図られ、このことが今日の医療制度に多くの禍根を残してきた。この際政府も与党も、政治介入による安易な妥協は絶対にさけ、過去の誤まちを繰り返さないよう、毅然たる態度で対処する必要があろう。」

ときわめて鋭い批判を日本医師会にむけている。しかし、事態は結局のところ、政治的解決をもって終わった。そして医

療費の値上げという負担を国民にのこしていったにすぎなかった。だが日経連は、その時なんの発言もなく、健保などの自己負担をいかに少なくするかのみが問題となっていたのである。公害についても、国民の生活と生命の問題についても、ついに積極的方向を見いだしえないままに、今年度をすごしたといってよいであろう。

【参考資料】(1)「経営者」「日経連タイムス」「企業内訓練のすゝめ方」など日経連弘報部刊行図書、(2)黒川俊雄「日本生産性本部」(青木書店)、(3)長谷川広「労務管理制度論」(青木書店)など。

V　ILO

概要□ILOの活動＝総会および重要会議の審議とその結果＝第五回ILO総会／最低賃金関係の条約と勧告／年次有給休暇条約／第五五回（海事）総会／米の分担金停止と諸会議の延期措置／ILO条約のわが国における批准

概要

一、一九七〇年六月の第五四回ILO総会では、最低賃金決定に関する条約（一九二八年の第二六号最低賃金決定制度条約を補完するもの）と勧告、有給休暇に関する条約、若年者訓練に関する勧告の四文書を採択した。また、一〇月の第五五回海事総会は、船員設備に関する条約と勧告等八文書を採択して国際海上労働法典に新たなページを加えることになった。この二回の総会で四条約、八勧告が採択されたことになり、条約・勧告の総数は、それぞれ一三四、一四二を数えることとなった。

一、ILO事務局は、米国の分担金支払い拒否によるILO始まって以来の財政危機に直面して、七〇年八月、九月に開催を予定されていた第九回金属工業委員会その他諸会議の延期を決定した。また、同理事会は財政委員会での討議の結果、この措置についての最終決定を七一年三月の理事会まで留保すること、その間一二五万ドルを節約することとし、ILOの活動はもっとも低い水準でとにかく最低必要なものだけに限定するなどの報告をとりまとめた。同時に来年三月までに、米国がその分担金支払いを保証するに必要な措置をとることについて、理事会として異例のよびかけが行なわれることになった。

一、わが国のこれまでのＩＬＯ条約批准数は合計二六件にすぎず、西欧の水準はもとより、加盟一二一ヵ国の平均批准条約件数約三一件にも達していない状態である。内外からの「日本の批准件数が少なすぎる」との批判に対して、労働省では「批准が立ちおくれているのは国内労働法規と条約との調整がむつかしいためで、……単なる批准件数の国際比較はしろうと的発想だ」と反発していた。しかし、最近になって、経営者や政府部内でも批准促進を主張する声が出始めている。しかも注目されるのはそうした論調の背景に、今後、欧米先進諸国による〝外圧〟が、これまでの貿易・資本の自由化攻勢から、次第に〝労働条件格差〟の問題に波及してくるおそれがあるとの判断が働いていることである。とくに最近の米議会や米労組の保護主義への傾斜は次第に日本製品をダンピングとしてヤリ玉にあげる方向にすすんでおり、わが国の〝低賃金〟〝劣悪な労働条件〟を指摘する声が強まってきていることはそのおそれを裏づけるものである。そこで、政府は、そうした米国を中心とする〝ダンピング容疑〟にこたえるねらいをもふくめて、一九二八年の最低賃金決定制度条約（第二六号）、七〇年の最低賃金決定制度条約（第一三一号）など三件の条約批准案件を国会に提出する意向をかためると同時に、労働省内でもＩＬＯの未批准条約を総点検しようという動きも生じている。

1　ＩＬＯの活動

条約、勧告の形式で国際的な労働基準を設定するというＩＬＯの伝統的な活動は、一九七〇年もひきつづき行なわれ、二回の総会で四条約、八勧告を採択し、条約・勧告の総数はそれぞれ一三四、一四二となった。まず、六月の第五四回総会では、最低賃金決定に関する条約と勧告、有給休暇に関する条約、若年者訓練に関する勧告の四文書を採択した。このうちとくに有給休暇条約は、一年勤務につき三労働週の年次有給休暇という基準を国際的に確立したものとして注目された。また、一〇月の第五五回海事総会は、船員設備に関する条約と二勧告、雇用問題に関する勧告、災害防止に関する条約と勧告、職業訓練に関する勧告、船員福祉に関する勧告の八文書を採択して国際海上労働法典に新たなページを加えることになった。

ＩＬＯは、この二つの総会のほかにも多くの会議を開催して専門分野での基準や新しい問題の考え方などを検討したが、主な会議をあげればつぎのとおり。第九回米州加盟会議、ＩＬＯ・ユネスコ合同教員地位勧告適用専門家委員会、ＩＬＯ・ＩＭＣＯ合同海上安全訓練委員会、第九回炭鉱委員会、第一四回アジア諮問委員会。以上のほか第九回金属工業委員会、労働者教育

専門家会議、合同公務員委員会、プランテーション労働委員会なども予定されていたが、米議会のILO分担金支払停止決定による財政困難のために延期された。

六九年の総会で確認された国連の第二次開発一〇年計画の戦略の中に全面的に組み入れられたILOの世界雇用計画は、七〇年においてつぎの二つの具体的成果を生んだ。その第一のものはコロンビア政府の求めに応じて同国の雇用計画につき勧告したものである。これは、ILOが中心となって開発問題の専門家二七名で編成されたチームが、コロンビア大統領の求めに応じて同国の実態調査を行ない、雇用促進について勧告を行なったものである。第二のものは、セイロン政府の要請にもとづいて、同国の総合的雇用促進計画の策定にILOが協力を提供しようとしているものである。ILOは、英国サセックス大学ダドレーシアーズ教授を団長とする使節団を七一年三月セイロンに派遣し、同国の分析を行なって、失業追放のための勧告をふくむ総合的な報告を作成することになっていた。

世界の三分の二を占める開発途上国へのILOの技術協力活動はますます強化されつつあり、専門家派遣、研修生資格供与、セミナー開催などが活発に行なわれた。日本関係でみると、まず専門家としては七〇年に次の三名の日本人がILO専門家として開発途上国に派遣された。山口誠哉（ガーナ・六カ月・職業保健）、竹内邦夫（イラク・六カ月・保険数理）、梅田浩（ベトナム・九カ月・経営訓練）。また、東南アジアその他の開発途上国から日本に派遣された研修生（フェロー）の数はこの年一九名を数えた。このほか、訓練用機械としての日本製品の買付額は一九七〇年に四五〇〇万円で、これまでの累計は四億四〇〇〇万円にものぼっている。

なお、五月の特別理事会は、かねて辞意を表明していたデビット・A・モース総長の後任として、首席副総長ウイルフレッド・ジェンクスを新総長として選出した。法律学者として著名な新総長は、国際法学会の有力メンバーとして国際法関係の著作も多く、世界人権宣言の草案執筆者の一人であったこともよく知られている。わが国との関係では、六五年のドライヤー委員会来日の際に、事務局代表として活躍したことがある。

2　総会および重要会議の審議とその結果

第五四回ILO総会

ILOの第五四回総会は、一二一の加盟国のうちから、日本をはじめ一一一カ国の三者代表・顧問、関係機関のオブザーバー千数百名を集めて、六月三日から二五日までジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開かれた。総会はまず理事会議長エスピエル氏（ウルグァイ政府）の開会あいさつにはじまり、議長選挙では投票の結果マレーシア労相マニカバサガム氏が選出され、また、副議長には政府側パクラル（ルーマニア）、使用者側バナマン＝メンソン（ガ

ーナ)、労働者側フォーガム(西カメルーン)の三氏が選ばれた。出席した代表・顧問の総数は一二五一名で、その内訳は政府代表二一六、同顧問四〇六、使用者代表一〇六、同顧問二〇三、労働者代表一〇七、同顧問二一三であった。国連および二一の国際政府機関からは四五名、国際的労使団体など三三の国際民間団体からは一〇四名のオブザーバーが出席した。

「貧国と最低生活基準」の問題をテーマとした一般討議には二〇〇名をこえる代表が参加した。ジェンクス総長はその一般討議に答えて、二三日午前の本会議においてつぎのような回答演説を行なった。

【第五回総会におけるジェンクス総長の回答演説】 今日における中心問題は、未曽有の規模、複雑性、そして変化のリズムの中で生きていくという問題である。そこには、法による変化と無法の変化のいずれをとるかという選択の問題がある。人類が法による変化という合理的な選択を確保する上でILOは極めて重要な役割をもつ。人類は、法が生活との調和を保つ場合にのみ、合理的な選択を行なうことになる。これは観念的な理解ではなく、今日の不満足意識の根源につながるものである。こうした基本的な理由があるからこそ、世界的基準における長期攻撃の策定というILOの伝統的機能の中でも最も伝統的なものが、先進国でも開発途上国でも生ずる事態に与えるわれわれの衝撃の有効性のために、なお極めて基本的なものとなる。十二日間の一般討議を通じてILOの今後の進路の検討に重点がおかれた。現段階では、ILOの発展において三つの基本的ニードがある。政策問題における創造的思考、優先順位の均衡、活動面での迅速・明確かつ確固たる決定、がそれである。

ILOは、その世界雇用計画を通じて、雇用政策に関する創造的活動に重要な寄与を果しつつある。この計画は、現在ある失業と不完全就業を削減し、世界の最貧困層の人々の生活基準を引上げ、人口増加の悪影響を相殺しようとするものである。

政策問題における創造的思考は、社会政策が世界経済政策という重大な問題の影響をうけるような領域ではとくに重要である。ILOの将来への責任を果すためには、国連その他の関係国際機関と一そう緊密な協力関係を保たねばならない。ILOにとっても国連体制にとっても、第一になさねばならないことは計画と活動のあらゆる段階で、開発における人間的要因、いかなる状況にあっても人間が中心であるという事実を認識することである。

総会で採択された二条約、二勧告からなる新しい国際文書はつぎのごとくである。

最低賃金決定制度―この問題に関しては条約と勧告が採択された。条約には二四八対四六、棄権四六(日本は政府、労働者が賛成、使用者は反対)、勧告は二五一対五、棄権七四(日本は政府、労働者が賛成、使用者は棄権)で採択された。この条約を批准する加盟国は最低賃金決定制度の創設を約束するものとされる。この制度の適用をうける労働者グループは、各国の権限ある機関が、関係ある代表的労使団体と十分協議のの ち決定する最低賃金は法的拘束力をもち、減額されるべきではなく、その適用を怠る関係者はしかるべく処罰される。勧告は条約にのべられた原則を実施する際の指針となる詳細な規定をもっている。

有給休暇―これについては既存の基準を改正する条約が採択された(二一三対六二、棄権六二、日本は労働者が賛成、政府・使用者が反対)。この条約は海員を除くすべての被用者に適用されるが、農業労働者については選択批准ができる。年次有給休暇は、一年勤務につき三労働週(五日制なら一五日、六日制なら一八日)とし、分割することはできるが、その場合も分割された一部は連続二労働週を下らないものとされる。祝日や慣習上の休日、病気やケガで勤務できない日などは休暇の中に算入することはできない。労働者は休暇の全期間につき、正規の報酬または平均報酬を支給される。

若年者訓練―これについては勧告が採択された(三一〇対〇、棄権二六、日本は三者とも賛成)。勧告によれば、いかなる制度も、人間の尊厳をまもり、個性をのばし、個人的および社会的責任感をうえつけるものでな

ければならない。そして、人種、皮ふの色、性、宗教、政治的見解などを根拠とする差別があってはならないものとされる。

また、採択された諸決議はつぎのとおり。

労組権と市民的自由―八七号、九八号条約の未批准国に対して、その批准と遵守を要請する。ＩＬＯ結社の自由委員会の決定を周知徹底させ、結社の自由および労組権に関するＩＬＯ諸原則の国内での遵守を確保するための機構を強化すること、また、企業および経済全般への参加権ならびにスト権をふくめ、労働権とこれに関連する市民的自由の完全尊重を確保する今後の活動を検討するために、ＩＬＯによる総合調査を求める。労組権行使の前提条件である市民的自由を考慮にいれて、労組権拡大を目的とする諸基準の採択を期待する。

民間代表の発言の自由―ＩＬＯの諸会議に出席する労使代表は、彼らおよびその団体の意見を表明し、団体の構成員に報告する自由のあるべきことが確認された。

職業病リストの追加―一九六四年の労災給与条約（第一二一号）付表一の職業病リストに、コンプレッサー作業に起因する聴力障害、医療機関職員の罹病する伝染病など追加することが求められた。

労働者教育―この分野におけるＩＬＯ活動の強化とくに開発途上国における労働者教育機関の助成により、労働者を訓練して国の発展に積極的に参加できるようにすることが要請された。

老齢労働者の雇用―技術変化に適応できるようにするための継続的な職業訓練または再訓練の調査、ある種の年金制度が老齢労働者の雇用に与える影響の検討をＩＬＯがおこなうよう求めた。

公害問題―公害問題の分野における活動の中で労使団体の協力を求める必要のあることにかんがみ、一九七二年の国連公害会議に三者構成のＩＬＯ代表団が有効に参加することを求めた。

産業安全モデルコード―一九四八年に初版の発行された表記書物を、新技術、新機械、新材料を考慮にいれて最新のものとし、定期的に再検討することを求めた。

右の諸決議のほか、この総会には事前にいくつかの決議案が提出されていたが、そのうち、ギリシャの結社の自由に関する決議案と多国籍企業から生ずる社会問題に関する決議案は賛否の投票が定足数に達せず不成立に終わった（前者の投票は一〇〇対〇、棄権一六三、日本は労働者が賛成、政府・使用者は棄権、後者の投票は一四六対一、棄権六一、挙手による投票のため内訳は不明）。また、スペインの労働事情および労働組合情勢に関する決議案は、委員会における採択で過半数を得ることができず、その旨を内容とする委員会報告が本会議でも承認されて、決議案は不成立に終わった。

最低賃金関係の条約と勧告

最低賃金決定に関する既存のＩＬＯ条約には、一九二八年の最低賃金決定制度条約第二六号がある。この条約は、協約その他の方法で賃金をきめることができない場合や、賃金がきわめて低い職業の労働者を保護するため、最低賃金率を決定する機構の創設を目的としたもので、すでに七七カ国によって批准されているが、わが国の場合は未批准である。なお農業関係では一九五一年の農業最低賃金条約第九九号がある。第五四回総会で採択された最低賃金に関する条約と勧告の内容はつぎのとおり。

【とくに開発途上国に関連した最低賃金決定に関する条約】

（前文略）

第一条　1、この条約を批准するＩＬＯ加盟国は、その雇用条件からみて適用範囲に含めるのが適当なすべての労働者グループに適用する最低賃金制度を確立することを約束する。

2、各国の権限ある機関は、関係ある使用者および労働者の代表的団体が存在する場合にはそれらの団体と合意の上または十分協議ののち、適用されるべき賃金労働者グループを決定しなければならない。

3、この条約を批准する各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条に

もとづいて提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、本条にもとづいて適用範囲に含められなかった賃金労働者グループをその除外の理由を付して列記するものとし、また、その後の報告において、適用範囲に含められなかったグループに関する法律および慣行の状況とそのようなグループについてこの条約がどの程度に実施されているかまたは実施されようとしているかについてのべなければならない。

第二条　1、最低賃金は法的効力をもち、減額されてはならず、また最低賃金の適用を怠ったときは関係ある者は適当な刑罰その他の処罰を受けなければならない。

2、本条1項の規定を条件として、団体交渉の自由は十分尊重されなければならない。

第三条　最低賃金の水準を決定するにあたり考慮されるべき要素は、国内の慣行および条件との関連で可能かつ適当なかぎり、次のものを含まなければならない。

①その国の賃金の一般水準、生計費、社会保障給付ならびに他の社会的グループの相対的生活基準を考慮にいれた労働者とその家族の必要

②経済発展の要件、生産性水準および高水準の雇用の達成と維持の望ましさを含む経済的要因

第四条　1、この条約を批准する加盟国は、第一条に従って対象とされる賃金労働者グループに対する最低賃金を決定し、かつ随時調整することができる国内の条件および要件に適合した機構を創設し、およびまたは、維持しなければならない。

2、このような機構の設立、運用および修正に関連して、関係ある使用者および労働者の代表的団体と十分協議するため、またはそのような団体が存在しないところでは関係ある使用者および労働者の代表と十分協議するための規定が設けられなければならない。

3、それが最低賃金決定機構の性質にふさわしい場合には、以下に掲げる者がその運用に直接参加するための規定を設けなければならない。

①関係ある使用者および労働者の団体の代表、またはこのような団体が存在しない場合は関係ある使用者および労働者の代表が、平等の立場で、

②国の一般的利益を代表するにふさわしいと認められており、かつ関係ある代表的な使用者および労働者の団体が存在する場合ならびにかかる協議が国内法または慣行に従っている場合にはそれらの団体と十分協議ののち任命された者。

第五条　最低賃金に関するすべての規定が効果的に適用されることを確保するために、他の必要な措置によって強化される適確な監督のような適当な措置がとられなければならない。

第六条　この条約は、いかなる現行条約をも改正するものとみなされてはならない。

【とくに開発途上国に関連した最低賃金決定に関する勧告】（以下略）

（前文略）

1、最低賃金の決定は、貧困を克服し、すべての労働者およびその家族の必要を満足させることを確保することを企図する政策の一要素となるべきである。

2、最低賃金の基本的な目的は、最低限許される賃金水準に関して、賃金労働者に必要な社会的保護を与えることにあるべきである。

II、最低賃金水準決定のための規準

3、最低賃金の水準を決定するに当っては、とりわけ以下の規準が考慮されるべきである。

①労働者およびその家族の必要

②その国の賃金の一般水準

③生計費およびその変動

④社会保障給付

⑤他の社会的グループの相対的生活基準

⑥経済発展の要件、生産性水準、高水準の雇用の達成と維持の望ましさを含む経済的要因

III、最低賃金決定制度の適用範囲

4、一九七〇年の最低賃金決定条約の第一条にもとづいて適用除外される賃金労働者の数とグループは、最小限にとどめられるべきである。

5、（1）最低賃金制度は、条約第一条にもとづいて適用される賃金

労働者に対し、一般的に適用される単一の最低賃金を決定するか、または特定グループの労働者に適用される数組の最低賃金を決定するかの、いずれかによってこれを適用することができる。

（2）単一の最低賃金を基礎とする制度は、

①生計費の差を考慮するため異なる地域または地区において異なる最低賃金率を決定することと矛盾するものではない。

②特定グループの労働者に対する一般的最低を上回る最低賃金を決定する過去または将来の決定の効果をそこなうべきではない。

Ⅳ、最低賃金決定機構

6、条約第四条に定める最低賃金決定機構は、次のものによる最低賃金決定のようなさまざまな形態をとることができる。

①法令

②他の機関からの勧告を考慮することにつき公式の定めのあるまたはない、権限ある機関の決定

③賃金審議会または賃金委員会の決定

④産業裁判所または労働裁判所

⑤団体協約の規定に法的効力を与えること

7、条約第四条2項に定める協議は、とくに以下の事項に関する協議を含むべきである。

①最低賃金水準決定の規準の選択と適用

②決定されるべき最低賃金率（単数または複数）

③最低賃金率の随時調整

④最低賃金立法の施行に当り遭遇する諸問題

⑤最低賃金決定当局のためのデータ収集と調査の実施

8、権限ある機関に最低賃金について助言する機関が設立されている国、または政府がかかる機関に最低賃金の決定について職責を委任している国においては、条約第四条第3項に言及した最低賃金決定機構の運用に参加するものとしてこのような機関を含めるべきである。

9、条約第四条3項❷に定める最低賃金決定機構の運用に参加する国の全般的な利益を代表する者は、適切な資格を有する者――適当な場合には労使関係または経済社会計画もしくは政策決定の分野において責任を有する公務員であってもよい――でなければならない。

10、国情からみて可能な限度まで、関係ある経済的要因としてこの勧告の3項にのべるものおよびそのありうべき進展の分析的研究のため必要とされる統計およびその他のデータの収集のため、十分な資源がわり当てられるべきである。

Ⅴ、最低賃金の調整

11、最低賃金率は、生計費および他の経済条件の変動を考慮にいれて随時調整されるべきである。

12、この目的のために、生計費およびその他の経済条件との関連で最低賃金率の再検討を定期的に、または生計費指数の変動にかんがみてこのような再検討が適当であると考えられるときに実施することができる。

13、（1）この勧告の11項の適用を助けるために、一人当り所得、生産性、雇用、失業、不完全就業の趨勢を含む国民経済の諸条件の定期的な調査を、国内資源の許す限度まで実施すべきである。

（2）かかる調査の頻度は、国内の諸条件にてらして決定されるべきである。

Ⅵ、実　施

14、条約第五条に定めるように、最低賃金に関するすべての規定の効果的な適用を確保する措置は、以下のものを含むべきである。

①必要ある場合は文盲者の必要に適合し、保護を必要とする労働者が理解できる言葉もしくは方言によって最低賃金に関する規定を周知させるための措置

②その職責を遂行するため必要な権限および便宜をうけた十分な数の監督官の採用

③最低賃金に関する規定に違反した者に対する適確な刑罰

④法的な規定および手続きの簡素化ならびに支払われた賃金が定められた額よりも低い場合にその不足額を回復する権利をも含め、最低賃金に関する規定にもとづく権利を労働者が効果的に行使できるような他の適当な方法

⑤労働者の酷使を保護するための努力についての労使団体間の提携

⑥不利益取扱いに対する労働者の適確な保護　（以下略）

年次有給休暇条約

有給休暇条約の実質的な審議は、この議題のために設置された総会委員会でまず行なわれた。同委員会では、六九年の第一次討議をもとにして事務局の作成した条約草案を中心に審議がすすめられ、その過程で七五もの修正案が提出され、いくつかの修正が加えられたが、その主な点は以下のとおりである。

まず、第二条1項で農業労働者の適用除外が削除された。農業労働者の差別待遇は好ましくないという論拠である。もっとも妥協案として、第一五条に農業と非農業にわけた選択批准の可能性が規定されることになった。次に第六条1項の祝日の取扱いを定める規定のうち、後半のただし書き部分が削除されることになった。ただし書きによれば、祝日のうち年に六日をこえる部分を年休に計算してもよいこととされていたが、削除によって祝日と年次休暇の相違が明確にされた。また、第七条の2項が新たに加わって、休暇中の給与は休暇をとる前に支給されることが規定された。このほか、草案の第一二条のあとに新たに一カ条が挿入されて第一三条となり、草案の第一三条以降が一条ずつくり下がった。新たな第一三条は、休暇中に有償雇用にたずさわる場合について特別の規則を設けることができる旨を規定したものである。この条約は二カ国が批准した一年後に発効するものとされており、その内容はつぎのとおり。

【有給休暇条約】

（前文略）

第一条　この条約の規定は、団体協約、仲裁裁定、裁判所の決定、法定賃金決定機構により、もしくは国内事情の下において適当な国内慣行に合致するその他の方法により実施しない限り、国内法令によって実施しなければならない。

第二条　1、この条約は、船員を除くすべての被用者に適用する。

2、限られた種類の被用者であって、その者の雇用につき、実施に関連してまたは立法上もしくは憲法上の事項に関連して性質上実質的な問題が生ずる者については、この条約の適用を除外するため、関係のある使用者団体および労働者団体が存在する場合にはそれらの団体と協議の上、各国内の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて、必要な限度において措置をとることができる。

3、この条約を批准する各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条にもとづいて提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、本条2項にもとづいて除外した種類の者をその除外の理由を付して列記するものとし、また、その後の報告において、除外した種類の者に関する法律および慣行の状況とそのような種類の者についてこの条約がどの程度に実施されているか、または実施されようとしているかについてのべなければならない。

第三条　1、この条約の適用をうけるあらゆる者は、特に定めた最低限の長さの年次有給休暇に対し権利を有する。

2、この条約を批准する各加盟国は、その批准に付する宣言において、休暇の長さを特定しなければならない。

3、休暇はいかなる場合も一年の勤務につき三労働週を下回ってはならない。

4、この条約を批准する各加盟国は、その後の宣言により、批准の際に特定したものよりも長い休暇を特定することを、国際労働事務局総長に通告することができる。

第四条　1、ある年の勤務期間が前条に定める完全休暇を受ける資格に必要な期間に満たない者は、その年について、その年の勤務期間に比例した有給休暇を受ける権利を有する。

2、本条1項の「年」とは、暦年または関係国の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて決定される同じ長さのその他の期間をいう。

第五条　1、年次有給休暇を受ける資格を得るためには、最低勤務期間を要求することができる。

2、そのような資格期間の長さは、当該国の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて決定されるものとするが、六カ月をこえてはならない。

3、休暇への資格を目的とする勤務期間の計算方法は、各国の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて決定されるものとする。

4、各国の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて決定される条件に従って、病気、傷害または出産などのような当該被用者の責に帰さない理由による欠勤は、勤務期間の一部として数えなければならない。

第六条　1、祝日および慣習上の休日は、それが年次休暇期間中に当ると否とを問わず、この条約の第三条3項に定める最低年次有給休暇の一部として数えてはならない。

2、各国の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて決定される条件の下に、疾病もしくは傷害に起因する労働不能の期間は、この条約の第三条3項に定める最低年次有給休暇の一部として数えることはできない。

第七条　1、この条約に定める休暇をとるあらゆる者は、その休暇の全期間について、各国の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて決定される方法で計算された少なくとも正規の報酬または平均報酬(現物ではない報酬の部分に相当する現金を含む)を受けるものとする。

2、本条1項にもとづく支給額は、その者および使用者に適用される協約に別段の定めがない限り、休暇に先だってその者に支給されるものとする。

第八条　1、年次有給休暇の分割は、各国の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて許すことができる。

2、使用者および当該被用者に適用される協約に別段の定めがない限り、かつその者の勤務期間がそのような期間の休暇への資格があることを条件として分割された一部は少なくとも中断されない二労働週でなければならない。

第九条　1、この条約の第八条2項にいう年次有給休暇の中断されない部分は、その休暇への資格が生じた年の終わりから一年以内に、付与されかつとられたものとする。

2、所定の最低限をこえる年次休暇の部分は、当該被用者の同意により、本条1項に定める期間をこえかつさらに特に定める期限まで延期することができる。

3、【休暇の】最低限および本条2項にいう期限は、関係ある使用者団体および労働者団体と協議ののち権限ある機関により、または団体交渉により、もしくは国内事情の下で適当な国内慣行に合致するその他の方法により決定されるものとする。

第十条　1、休暇がとられるべき時期は、それが規則、団体協約、仲裁裁定または国内慣行に合致したその他の方法により定められる場合を除き、使用者が当該被用者もしくはその代表者との協議ののち定めるものとする。

2、休暇がとられるべき時期の決定に当っては業務上の要件ならびに被用者の利用しうる休息およびくつろ（寛）ぎの機会を考慮にいれるものとする。

第十一条　この条約の第五条1項の下に要求されうる期間に相当する最低勤務期間を完了した被用者は雇用の終了に際して、まだ休暇をうけていない勤務期間に比例する有給休暇、もしくはその代償としての補償、またはそれに相当する休暇権（クレジット）をうけるものとする。

第十二条　補償金その他によって、この条約の第三条3項に定める最低年次有給休暇への権利を放棄しまたはそのような休暇なしですませる合意は、国内事情に応じて無効とされるかまたは禁止されるものとする。

第十三条　被用者が休暇中に休暇の目的に反する有償活動にたずさわる場合については、各国の権限ある機関によりまたは適当な機構を通じて、特別の規則を定めることができる。

第十四条　有給休暇に関する規則もしくは規定の本来的な適用および施行を確保するために、適切な監督またはその他の方法により、この条約の規定が実施される方法にとって適当である効果的な措置がとられるものとする。

第十五条　1、各加盟国は、

（a）農業以外の経済部門における被用者

（b）農業における被用者、について個別に、この条約の義務を受諾することができる。

2、各加盟国は、批准に際して、本条1項（a）により適用される者、本条1項（b）により適用される者、もしくはその両者の、いずれについて本条約の義務を受諾するかを明記しなければならない。

3、批准に際して、本条1項(a)に包含される者または本条1項(b)に包含される者のいずれかのみについてこの条約の義務を受諾した各加盟国は、その後、国際労働事務局総長に対して、この条約の適用するすべての者について条約の義務を受諾することを通告することができる。

第十六条　この条約は、以下の条件により、一九三六年の有給休暇条約および一九五二年の有給休暇（農業）条約を改正する。

（a）一九三六年の有給休暇条約の当事国による農業以外の経済部門の被用者についてのこの条約の義務の受諾は、当然その条約の即時の廃棄を伴う。

（b）一九五二年の有給休暇（農業）条約の当事国による農業の被用者についてのこの条約の義務の受諾は、当然その条約の即時の廃棄を伴う。

（c）この条約の発効は、一九五二年の有給休暇（農業）条約のその後の批准を閉鎖しないものとする。

（以下略）

なお、ＩＬＯの資料から加盟諸国の有給休暇に関する最低基準の現状をみれば以下のとおりである。すなわち、まず四週間の国には、フランス、ノルウェー、ポーランド（非筋肉労働者）、スウェーデンの四カ国のほか、中南米の三カ国（キューバ、ニカラグア、ペルー）がある。三週間の国には、先進国グループでは、オーストラリア、デンマーク、西ドイツ、ルクセンブルグ、フィンランド、オランダ、スイス（一部の県）、ソ連など、アフリカ地域ではカメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ（ブラザビル）、ダオメー、ガボン、コートジボアール、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、セネガル、トーゴ、オートボルタなどがある。その他の国は一週間ないし二週間だが、中にはポルトガルの四日、マレーシアの五日などというのがある。

これらはいずれも最低期間で勤務年数に応じて延長される国が多い。たとえばオーストリアの非筋肉労働者は、最低は一二日だが二五年勤務で最高の三〇日に延長される。またユーゴスラビアでも、二五年勤務で三〇日になる。このほか若年労働者については一般基準を上回る休暇を定めるのが通則である。

第五五回（海事）総会

一〇月一四日から三〇日までジュネーブで開かれた同総会では、海員の生活労働条件の改善を目的とする新しい八つの国際文書（二条約、六勧告）が採択された。ＩＬＯの総会には、陸上労働者の問題のみを取り扱う通常総会と、もっぱら海上労働に関する問題を取り扱う海事総会の二種類がある。前者は通常毎年一回開かれるが、後者は慣例としてほぼ一〇年に一回の割りで開かれており、一九二〇年に初めて海事総会がもたれてから、今年は五〇周年に当たる。通常総会では議題は二回の討議手続で処理されるが、海事総会の場合は一回討議で決定が行なわれる。そのため、通常総会での第一次討議に当たる予備的審議は、総会の前年に開かれる海事専門準備総会において行なわれるという手続によっている。

第五五回総会には、ＩＬＯ加盟一二一カ国のうち六五カ国から政労使三者の代表、顧問五三四名が参加した。わが国からは

一七名の代表、顧問の出席であった。コーク理事会議長の開会宣言で開幕した総会は、ただちに議長としてインド政府代表Ｎ・シン氏を、また、副議長に使用者側ブロウィック（ノルウェー）、労働者側ワイメルス（西ドイツ）を選出した。ついで第二日目の一五日には政府側副議長としてブルガリアのシメノフ氏を選出して、議題別委員会の構成を内容とする運営委員会報告の採択が行なわれた。第三日目から総長報告をめぐる一般討議いわゆる代表演説に入ったが、その冒頭、ジェンクスＩＬＯ総長が報告を行ない、海運業の直面している急速な技術変化の結果生ずる失業問題に対処するためには早期警告制度が必要だとしてつぎのように指摘した。

【第五五回（海事）総会におけるジェンクス総長の報告】　機械化は、一そう高度の技術をもつ乗組員を必要とし、海員の生活、労働条件に大きな変化をもたらす。それは、賃金増や職務保障などの面では利益となる。今後は海運企業の数が少なくなって、国際レベルでの賃金交渉が可能になるかもしれない。また余暇時間は増加するだろう。他方、近代化には好ましくない結果もある。第一は失業の危険である。近代化によってある種の海員は剰員となり、大型船では仕事への機会が少なくなるだろう。

新たな技能の訓練と再訓練は十分調整された計画にもとづいて行ない、中高年齢の海員には特別の配慮が必要とされる。再雇用および再訓練の計画には、仕事の内容、配転、レイオフなどの差迫った変化を早期警告する制度を伴うことが必要になろう。不必要な混乱や社会的犠牲をさけるためには、船主、政府、海員、造船業者が造船計画の段階で協議することが必要になる。

同総会で採択された条約、勧告はつぎのとおり。

雇用問題―技術発展から生ずる雇用問題に関して総会の採択した勧告は、技術進歩の利益を関係者全員に確保し、雇用関係でその影響をうける海員を保護することを目的とする。海運国は、国の雇用政策の枠内で海運業のための全国的労働力計画を樹立するものとされる。この労働力計画は、海員の傭入れと将来の予測を考慮に入れたものとされる。

技術発展から生ずる任務と技能要件の変化が海員に影響するような場合は、訓練および再訓練のための措置が必要になる。一航海に限るような雇用契約をやめるなどして、雇用と所得の定期性を保てる制度を考慮すべきである。船舶の技術変化の影響をうけるような外国船乗組みの海員の困難を排除するために、政府および関係船主と海員は、海上労働の変化しつつある要件に漸進的に調整し、人員整理をできるだけ少なくすることを目的として協力すべきである。

職業訓練―海員の職業訓練に関して採択された勧告は、一九四六年の勧告に代るものである。これは、海上労働のすべての訓練に適用され、その目的には、海運業の効率の維持と向上、災害危険の削減、再訓練施設の提供、昇進機会の提供などがある。

国の当局は、できれば他の諸国および国際機関と協力して、一般的な訓練施設網の中に適切な海員訓練の提供を確保しなければならない。勧告は、訓練基準を明記すべきことをのべ、一般訓練、高等訓練、訓練方法などにも言及する。

最低賃金改訂―一九五八年の勧告は、有能海員の最低賃金を月額二十五ポンドまたは七十ドルと定めた。その後における貨幣価値の変動に伴って、こんどの総会ではこの額をそれぞれ四十二ポンド、百ドルと改める決議が採択された。そしてＩＬＯ理事会は、合同海事委員会が次期会合ののち常に貨幣価値の変動を考慮にいれて、事態の進展にとり残されないように求めることになった。加盟国は、決議に示された数字を採用するよう求められる。

災害防止―総会は、海員の災害防止に関する条約と勧告を採択した。この条約を批准する加盟国は労働災害が適確に報告され、調査され、また総合的統計が保持されるよう確保するため必要な措置をとるものとされる。災害防止の規定は、法律、慣行集、その他適当な手段で定められるものとする。船長の下で災害防止に責任をもつ乗組員を任命することが求められる。権限ある機関は、船主および海員の団体と協力して災害防止のためのプログラムを作り、訓練課目の中に災害防止と保健問題を含

めるよう努めるものとされる。

勧告は、条約の規定を一そう細部にわたってのべており、具体的な実施のための指針となるものである。

乗組員設備―この問題に関して採択された条約は、一九四九年の条約を補足するもので、その後における変化に対応して基準を改めようとするものである。

この条約は千トン以上の船舶に適用される。寝室の一人当り床面積は千―三千トンの船舶では三・七五平方メートル、三千―一万トンでは四・二五平方メートル、一万トン以上では四・七五平方メートルとされる。寝室は一室につき、部員二名までとし、客船の場合は四名までとすることができる。床面積の中には、寝台、ロッカー、椅子などの占める部分も含む。職員および部員の食堂の面積は、一人当り一平方メートル以上とする。

条約はこのほか、冷蔵庫、暖い飲物と冷い水の施設、読書もできるレクリェーション設備、八千トン以上の場合は喫煙室または映画やテレビのみれる図書室の提供を規定している。またプールの提供についても配慮するものとされる。

エアコンと騒音防止―乗組員設備に関する条約を補足する二つの勧告が採択された。一つはエアコンデショニングの設置を定めたものである。ただしこの勧告は、気候上エアコンデショニングを必要としない場所で定期的に航行するものには適用されない。他の一つは騒音に関するもので、有害騒音の原因と影響に関する調査、有害騒音の削減、海員の保護を求めている。各国は保護基準を定めるため、騒音問題の調査を検討すべきものとされる。対策として考えられるものの中には、機関室での保護具の使用、乗組員設備をできるだけ騒音機械から離すこと、音響絶縁の使用などがある。

海上および港における福祉―この問題に関する勧告は、一九三六年の勧告を補足するもので、必要のあるすべての港に海員の宿泊所を維持するよう規定する。政府は、映画、書籍、新聞、スポーツ用具などの無料提供を促進するものとされている。海員の信書が安全かつ迅速に配達されるよう確保するためあらゆる努力が払われるべきである。

可能かつ合理的である場合には、職員および部員が停泊中その妻その他の親類や友人を訪問者として船内に受入れることを許すため、措置がとられるべきである。時折の航海には妻が夫に帯同することを許す可能性について考慮が払われるべきである。

総会は、右の条約、勧告を採択したほか、ＩＬＯが次のような問題について、調査するよう求めて一連の決議をも採択した。

①海運業の労使関係

②有給休暇条約第一三二号を考慮にいれて海員有給休暇条約第九一号を改正すること

③海員の保健（保健サービス、船内医療、救急要員の訓練、予防措置）

④海員の労働生活条件に関する時代おくれの数条約を現状にあわせること

⑤若手海員の保護（許容勤務時間、休暇と休憩、高等教育への機会）

⑥便宜置籍船（外国船に雇用される海員に対するＩＬＯ基準の適用）

⑦開発途上国へのＩＬＯの技術協力

⑧地域別海事会議の開催

⑨合同海事委員会の早期開催

米の分担金停止と諸会議の延期措置

ＩＬＯ事務局は、七〇年八月二七日、米国議会でのＩＬＯへの分担金支払い停止に関する論議から生ずる財政状態を考慮して、九月一四日に開会予定であった第九回金属工業委員会のほか三会議と三セミナーの開催を延期すると発表した。この決定はＩＬＯ理事会の役員（議長および労使の副議長）が協議して行

なったものである。さらに理事会としては、討議の結果、一一月一八日財政委員会に提出するつぎのような報告書をとりまとめた。すなわち、ＩＬＯ筋によると、ジェンクス事務局長は、①一九七一年の会議は理事会を除いてすべて延期する、②来年は五カ月にわたりＩＬＯ活動をさし控える、③ほかから金を借りる、④最終決定を来年三月の理事会までのばす、という四案を提出したが、結局委員会の発言では、第四案に賛成する声が圧倒的に強く、総会では委員会に主要国がすべて参加し、発言しているところから、同案を採択して財政危機に対処することが確実となった。同案は七一年三月まで一二五万ドル節約する。ＩＬＯの活動はもっとも低い水準でとにかく最低限必要なものだけ行なう、必要な資金を最低限現金の形で保つ、というもので、この結果ＩＬＯの計画がこの緊縮措置でいかなる影響をうけるか、改めて三月のＩＬＯ理事会で討議されるということになった。こうしたことになったのは、米国代表が未支払い問題は米国が金をまったく払わないのではなく〝期限〟の問題つまりいつかは払うという意思表示をしたためで、ただこれは議会の問題だから、できるだけ問題を大げさにしないで欲しいと要請したためといわれている。しかし、ＩＬＯはじまって以来の問題だけに、各国代表は活発に発言し、日本代表も七一年度の会議が延期されることは好ましくないが、とにかく第四案を支持するとのべた。この結果ＩＬＯ理事会としては、第四案の上にたって、節約を表明し、同時に来年三月の理事会までにおそくとも米国の分担金支払いを保証するに必要な措置を米国がとるよう同政府に異例のよびかけを行なうことが確実となった。

3　ＩＬＯ条約のわが国における批准

ＩＬＯの歴史は古い。その誕生は第一次大戦後、国際連盟の労働専門機関として設けられて以来、すでに一九六九年で五〇年を経過している。発足当初四五ヵ国であった加盟国は現在一二〇ヵ国にも及び、その活動は全世界をおおうものとなっている。活動の中身は労働者の労働条件の改善、低開発国に対する技術援助と幅広いが、中心的業務は条約の採択という伝統的な労働基準設定活動であるといってよい。ＩＬＯの条約は国際的な労働基準の向上と、それによる公正な国際競争をうながすことを目的としたもので、他の国際条約と同じように批准または受諾という手続によって効力が生じる。批准しなくても特別の罰則規定はないが、ＩＬＯでは国による事情のちがいを考慮して、条約ではなかなか基準が守りきれないような問題の場合には各国に適した方法で基準を適用させるため、条約の批准以外に勧告という形式もとっている。いずれにしても、ＩＬＯ条約を各国がどれだけ批准しているか、この批准の数によって、一国の労働条件がいいか悪いかの判断材料とされる場合が多い。ＩＬＯ条約の批准は労働条件の国際水準を測る目安として評価

されるわけである。この点からみれば、わが国の批准はきわめてたちおくれているのが実情である。

ＩＬＯでは一九七〇年六月の第五四回総会までに一三二の条約を採択しているが、このうち一つの条約について五〇ヵ国以上が批准したものは強制労働条約（第二九号、一〇〇ヵ国批准）、団結権・団交権条約（第九八号、八四ヵ国）、強制労働廃止条約（第一〇五号、八二ヵ国）、最低賃金決定制度条約（第二六号、七六ヵ国）、結社の自由・団結権保護条約（第八七号、七六ヵ国）、男女同一労働同一賃金条約（第一〇〇号、六三ヵ国）などで、加盟一二一ヵ国の平均批准条約件数は約三一となっている。これをＩＬＯ主要常任理事国でみると、批准した条約件数のもっとも多い国はフランスで八一件、以下イタリア六七件、英国六五件、西独四〇件となっている。米国はわずか七件と少ないが、これは米国が連邦制度をとっているため各種労働法規が各州別にきめられていることが大きい。この米国を例外とすれば、欧米の条約批准は平均六〇件前後にも達し、きわめて前向きなことを示している。

これに対し、わが国の場合は、一九二二（大正一一）年に失業条約（第二号）を批准して以来、これまでに合計二六件の条約を批准しているにすぎず、西欧の水準はおろか、全加盟国の平均批准数にも達していない状態である。こうした条約批准の実態に対し内外から「日本の批准件数は少なすぎる」との声があがりはじめたのはとうぜんのことだが、労働省では「単なる批准件数の国際比較はしろうと的発想だ」と反発し、「日本は決して条約批准をサボってきたわけではない。日本の批准がたちおくれているのは国内労働法規と条約との調整がむずかしいためで、厳格すぎるほどの法規解釈を必要としなければ、すぐに欧米水準に達するはず」といっている。条約を批准すれば、とうぜんそれを守る義務が生じる。その場合、労働基準法を中心とした国内法規体系と条約に解釈のちがいがでてくれば、条約を守ることは困難になる。このため、政府では、たとえ実態が条約に適したとしても、国内法規がそれに伴わなければ条約は批准しない建て前をとっているという。こうした慎重な取扱いが「わが国とフランスの批准数の相違となっている」最大の理由であるというのが政府のいい分である。たとえば、一九一九年に採択された第一号条約は労働時間を一日八時間、一週四八時間とし、例外的に一日九時間を限度とする所定労働時間の延長を認めている。これに対し、わが国の労働基準法は、一般労働時間では条約と一致しているが、所定労働時間の延長については労使協定があれば時間数に制限なく認められることになっているので、いまだに批准されていない。また、工業に雇用しうる年少者の最低年齢を一五歳以上と定めた第五九号条約の趣旨は基準法と一致するが、わが国の基準法は同居の親族のみを使用する事業には全面的に適用されないことがカベとなっている。さらに「工業に使用される婦人の夜業に関する条約」（第八九号）については基準法でも午後一〇時から午前五時までの継続七時間の女子の深夜業が禁止され、条約の趣旨とあっているものの、この深夜業禁止時間をふくんだ継続一一時間の使用禁止の規定のないことが異なり、やはり批准されていない。

七〇年秋から冬にかけて、総評と同盟ではそれぞれ個別に条約批准を促進するよう要求した。その内容は第一〇二号（社会

保障の最低基準に関する条約)、第一〇三号（母性保護に関する条約)、第一一一号（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）などである。いずれも、わが国未批准の条約中でもウエートの大きいものだが、政府はやはり「国内法規の厚いカベ」を理由に批准する気配はうかがえない。第一一一号条約などは憲法第一四条に政治的、経済的、社会的関係における均等待遇の原則をかかえる一方、職業安定法、労働基準法、労働組合法等にも同様の規定があるにもかかわらず、「なお若干の問題が残っている」(労働省）として、依然として首をタテにふろうとしない。

しかし、こうした政府側のいい分にもかかわらず、最近になって条約批准の数をふやすべきだとする意見は次第に高まりつつある。労働組合が批准促進を要求するのはとうぜんとしても、経営者、政府部内でも批准促進を主張する声がではじめている。たとえば、「日本もＧＮＰで自由世界第二位の大国にのし上ったのだから、国際的にみてもはずかしくない労働条件作りをすすめることが必要」(木川田一隆経済同友会代表幹事）であるとする意見などがそれである。

しかも、注目されるのはこうした論調の背後に、今後、欧米先進国による〝外圧〟がこれまでの貿易・資本の自由化攻勢から、次第に〝労働条件格差〟の問題に波及してくるおそれがある、との判断が働いていることである。とくに最近の米議会や米労組の保護主義への傾斜は次第に日本製品をダンピングとしてヤリ玉にあげる方向にすすんでおり、日本の〝低賃金〟〝劣悪な労働条件〟を指摘する声が強まってきたことはそのおそれを裏づけるものである。まだ、直接の攻撃は見当たらないものの、「遠からず、労働条件の格差問題が表面化してくることはさけられまい」との懸念が政府、財界内部にでてきたことも事実である。

そこで、政府は三件の条約批准案件を国会に提出する意向をかためていた。一九二八年の最低賃金決定制度条約（第二六号)、一九七〇年の最低賃金決定制度条約（第一三一号、二八年条約を補完するもの）などがそれで、これをとりあえず批准することによって、米国などを中心とした〝ダンピング容疑〟にこたえようとするねらいが含められている。いまのところ、労使双方ともこの条約批准には異論がないので、国会に提出されればその批准は成立するものと考えられる。しかも一方、この機会に、ＩＬＯの未批准条約を総点検し、「批准できそうなもの」と「批准がむずかしいもの」に仕分けする作業をはじめようという声も労働省内に強まっている。「わが国の未批准条約の中には、国内法規との調整がむずかしいものがあることはたしかだが、それ以上に、海運関係の条約のように、各省間のなわ張り争いなどで批准できないものも結構ある」(日経連）といった意見にこたえ、約一〇〇の未批准条約を総ざらいしてみようというわけである。しかし、この場合も問題になるのは、基本的にはわが国労働法体系の整備である。すでに、労働省は二年前、省内に労働基準法研究会（会長石井照久中労委会長）を設け、わが国の労働条件の実態変化に伴う基準法上の問題を詰める作業にはいっている。この検討作業は少なくともあと一年はかかりそうだといわれるが、「国内法規のカベ」につき当たって足ぶみしているわが国ＩＬＯ条約の批准を早めるためにも、「その結論を早く出してほし

い」と期待する声が強い。

【参考資料】(1)ＩＬＯ東京支局「ＩＬＯニュース」、(2)佐藤進「ＩＬＯ新年次有給休暇条約と問題点」（「季刊労働法」七八号、七〇年一二月）、(3)労働省監督課「年次有給休暇に関するＩＬＯ新条約と労基法上の定め」（「労働福祉二一－一一号、七〇年一一月）、(4)吉原幸男「働く婦人の保護－ＩＬＯ条約批准促進運動の展開に当って－」（「同盟」一四六号、七〇年九月）、(5)中村三登志「ＩＬＯをめぐる当面の諸問題」（同上一四四号、七〇年七月）、(6)「第五四回ＩＬＯ総会の成果」（「世界の労働」二〇－八号、七〇年八月）、(7)「第五四回ＩＬＯ総会－議題解説－」（「世界の労働」二〇－五号、七〇年五月）

197　全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）　7万4013

1956年３月18日結成　「月刊全農協労連」月刊

役員（1970年８月24日・第19回大会改選）

委員長　飯塚和夫（津久井農協），副委員長　福井尚（京都単協）上野紀四郎（全購買）春日昉（長野単協），書記長　後藤英夫（岩手単協）

198　全国生協労働組合連合会（生協労連）　7008

1968年９月８日結成　「生協のなかま」不定期刊

役員（1970年８月23日・第３回大会改選）

委員長　笠原寅一（群馬生協），副委員長　中田勇二郎（京都大生協）山崎敏輝(灘神戸生協)，書記長　長谷川侃（早稲田大生協）

186　全日本自治団体労働組合（自治労）
89万2888
1954年1月29日結成　「自治労」旬刊，「自治労通信」月刊
役員（1970年8月28日・第20回大会改選）
委員長　栗山益夫（都職労），副委員長　丸山康雄（全道庁）野田哲（福山市職），書記長　安養寺俊親（福岡県職）

187　全国自治団体労働組合連合（自治労連）
4394
1970年4月1日結成　「自治労連ニュース」週刊
役員（1971年6月2日・第2回大会選出）
委員長　田辺康雄，副委員長　樽木三郎（福岡県職）向井孝一（堺市職）永田昭（熊本市職）加藤幸忠（京都交通局），書記長　植田主税

188　全日本水道労働組合（全水道）　3万2304
1961年3月1日結成　「全水道」半月刊
役員（1970年9月1日・第20回大会改選）
委員長　加藤豊（広島），副委員長　宮本恒雄（横浜），書記長　中井高明（東京）

189　東京都労働組合連合会（都労連）
公称11万3100
1946年6月8日結成　「都労連新聞」半月刊
役員（1971年10月25日・第26回大会改選）
委員長　中川達男（都職労），副委員長　国沢喜之松（東交）　長尾文吉（都職労）　藤山幸男（都教組）飯村実（東交）島田義一（東水労）坂牛啓郎（高教組）戸田芳実（大学），書記長　阿南一七（東水労）

190　政府関係特殊法人労働組合協議会
（政労協）　2万8278
1960年11月2日結成　「政労協」半月刊
役員（1971年8月7日・第26回大会改選）
議長　滝沢幸一（全基労），副議長　渋谷勝司（育英労）猪原好雄（道公労），事務局長　塩野清彦（首高労）
加盟組合（50組合，オブザーバー加盟1組合）
道公労，国金労，日住労，消費者労，全総訓，ＤＳ労大阪，海技協労，日消労，プラ検職組，原研労，中小公庫労，首高労，東開労，住公労，水資労，農公労，動燃労，農機労，育英労，森公労，ジェトロ労組，理研労，全基労，情センー労，発明労，日航製労，国競労，保険労，石鉱労，退共労，農林年金労，アジ研労，学友労，私学労，学援労，ＫＢＳ労，国セン労，海広労，雑セン労，八新労，日蚕労，社教労，東商経指労，合技協労，産炭地労，プラ協労，国観労，自振研労，社保研労，国問研労，（オブザーバー加盟）公共労

191　社会保険診療報酬支払基金労働組合
（基金労組）　3906
1964年5月1日結成　「うずしお」月刊
役員（1971年10月1日・第9回大会改選）
委員長　岸伊知郎（本部），副委員長　羽藤一（本部），書記長　長谷部正章（神奈川）

192　海外移住事業団労働組合（海外移住労）
350
1963年9月24日結成　「アミーゴ」不定期刊
役員（1971年5月15日・第8回大会改選）
委員長　阿相繁（東京），副委員長　佐々木仁（東京）田辺忠雄（山口），書記長　中嶋春洋（東京）

193　全駐留軍労働組合（全駐労）　2万1478
1946年9月1日結成
役員（1971年7月20日・第26回大会改選）
委員長　市川誠（埼玉），副委員長　乃川陽（長崎），書記長　坂西栄蔵（神奈川）

194　沖縄官公庁労働組合（沖縄官公労）
公称8200
1958年11月1日結成
役員（1970年12月18日・第20回大会改選）
委員長　仲吉良新（法務），副委員長　上里幸正（医療），書記長　東若実秋（農林）

〔その他〕

195　総評全国一般労働組合（全国一般）
11万7323
1955年7月25日結成　「全国一般」不定期刊
役員（1970年9月1日・第18回大会改選）
委員長　大門義雄（本部），副委員長　松田藤松（新潟地本）森下貞雄（兵庫地本），書記長　佐野明（本部）

196　全国一般労働組合同盟（一般同盟）
11万5016
1966年2月27日結成　「一般同盟」月刊
役員（1970年2月11日・第5回大会改選）
会長　増原操（本部），副会長　小島捨吉（大阪）久恒定雄（東京）斎藤茂雄（福島），書記長　佐藤伝（本部）

（本省）松田更一（管制），　書記長　松井孝治（大阪）

172　運輸省全港湾建設労働組合（全港建）　3812

1949年7月9日結成　「全港建」旬刊

役員（1971年8月31日・第25回大会改選）

委員長　樋口緑（博多港），書記長　高島三郎（酒田港）

173　全気象労働組合（全気象）　公称4500

1957年10月14日結成　「全気象」半月刊

役員（1970年9月9日・第14回大会改選）

議長　増田善信（本庁），副委員長　高橋克己（気研）野沢実（東管），書記長　富田正夫（関西）

174　全厚生職員労働組合（全厚生）　3492

1946年4月21日結成　「全厚生」旬刊

役員（1971年7月4日・第34回大会改選）

委員長　宇都宮貞夫（本部），副委員長　山口弘（本省）大倉修二（保健），書記長　小山敦（統計）

175　全電波労働組合（全電波）　2333

1951年3月16日結成　「全電波」旬刊

役員（1971年7月29日・第24回大会改選）

委員長　栗田昭二（本省），副委員長　横山忠男（東北），書記長　喜田敬介（四国）

176　文部職員労働組合（文部職組）　1362

1946年10月30日結成　「文労」不定期刊

役員（1971年7月17日・第27回大会改選）

委員長　牧口勉（管理），副委員長　一条正志（官房），書記長　野沢節男（文化）

177　会計検査院職員労働組合（会検労）　1085

1946年4月結成　「会検労」不定期刊

役員（1971年1月1日・第26回大会改選）

委員長　越川静夫（農林一課），副委員長　高橋孝（租税二課）山本一義（農林一課），事務局長　小林茂夫（農林四課）

178　総理府恩給局職員組合（恩給職組）　488

1954年11月18日結成　「恩給職組」旬刊

役員（1971年8月30日・第25回大会改選）

委員長　渡辺晃（第五課），副委員長　深沢勇（第一課）渡辺基男（第四課），書記長　島田一雄（第四課）

179　人事院職員組合（人職）　260

1948年12月11日結成　「人職ウィークリ」週刊

役員（1970年9月24日改選）

委員長　橋野国夫（給与局），副委員長　川島明（職員局），書記長　高橋脩二（給与局）

180　経済企画庁職員労働組合（経企労）　280

1948年1月17日結成　「せんく」月刊

役員（1971年1月14日・第23回大会改選）

委員長　中名生隆（計画局），副委員長　山下勉（調整局），書記長　広川健司（調査局）

181　国会職員組合連合会（国会職連）　公称3100

1959年10月22日結成　「国会職連」不定期刊

役員（1970年9月30日・第12回大会改選）

委員長　丸山泰通（図書館），副委員長　井上保雄（衆院）筒井栄一（参院），書記長　塩入武三（参院）

182　総理府労働組合連合会（総理府労連）　公称1200

1962年2月28日結成「総理府労連」不定期刊

役員（1970年9月19日・第10回大会改選）

委員長　矢野俊良（統計），副委員長　桑江修（公取）

183　総理府統計局労働組合（統計労組）　公称1700

1962年5月21日結成「統計労組」不定期刊

役員（1970年9月18日・第8回大会改選）

委員長　芝田信治，副委員長　田畑頼光，書記長　添野正夫

184　全行政管理庁労働組合（全行管）　公称1038

1968年2月10日結成

役員（1971年7月31日・第4回大会改選）

委員長　河野旭光（行政監察局），副委員長　梅崎靖（管理局），書記長　安藤泰昭（行政監察局）

185　地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）　公称 155万0000

1951年10月2日結成　「地公労情報」不定期刊

役員（1970年10月2日・第11回総会改選）

議長　丸山康雄（自治労），副議長　三原大乗（日教組）宮本恒雄（全水道）川端磊三（日高教），事務局長　鈴木富司（都市交通）

加盟組合（6組合）

自治労，日教組，都労連，都市交通，全水道，日高教・神田

貢（東京）

157　国税労働組合全国会議（国税会議）
公称 2万6600
1962年10月29日結成　「国税会議」週刊
役員（1970年10月18日・第9回大会改選）
議長　中沢保二（国税労組），副議長　武藤義昭（国税労組）ほか8名，事務局長　樋口幸由（国税労組）

158　国税労働組合（国税労組）　1万0593
1959年8月8日結成　「国税労組」半月刊
役員（1970年9月27日・第14回大会改選）
委員長　年森教悟（国税局），副委員長　大工原治夫（足立）吉川昭夫（渋谷）和気顕次(芝)熊倉康夫（豊島），書記長　赤羽達男（麹町）

159　中国国税職員組合（国税中国）　公称2740
1950年11月26日結成　「国税中国」半月刊
役員（1970年10月25日・第28回大会改選）
委員長　喜多裕（玉島），副委員長　津田春二（倉敷），書記長　藤村義博（岩国）

160　全財務労働組合（全財務）　4770
1954年10月28日結成　「全財新聞」旬刊
役員（1971年8月10日・第19回大会改選）
委員長　百田清（福岡），副委員長　沼田実（東京），書記長　寺本倫夫（大阪）

161　全国税関労働組合（全税関）　772
1947年11月2日結成　「全税関」旬刊
役員（1971年7月19日・第34回大会改選）
委員長　石黒昌孝（東京），副委員長　高島昭（横浜），書記長　中田一夫（神戸）

162　税関労働組合連絡協議会（税関労連）
公称5600
1965年9月28日結成　「税関労連」月刊
役員（1970年6月26日・第10回大会改選）
議長　細野勇（横浜），副議長　長倉輝堅（東京）三木昌泰（名古屋）山口由二（大阪）三宅芳郎（神戸）旭裕朗（門司），事務局長　一ノ瀬正俊（横浜）

163　大蔵省職員組合（大蔵職組）　1776
1945年10月31日結成　「大蔵」月刊
役員（1971年6月10日・第42回大会改選）
委員長　田中春義（理財），副委員長　秋庭泰男（理財）石野亮（国金），事務局長　宮越馨（主計）

164　全農林労働組合（全農林）　4万8655
1958年8月24日結成　「農林新聞」週刊
役員（1970年7月24日・第13回大会改選）
委員長　渡会俊誉（千葉），副委員長　曽我浩侑（北海道），書記長　江田虎臣（熊本）

165　全建設省労働組合（全建労）　6343
1949年7月9日結成　「全建労」旬刊
役員（1971年8月10日・第26回大会改選）
委員長　大河原基典（関東本局），副委員長　高木誠一（東北郡山），書記長　荒川昌男（東北塩釜）

166　全労働省労働組合（全労働）　1万9292
1958年7月27日結成　「週刊全労働」週刊
役員（1971年7月29日・第14回大会改選）
委員長　園田敏明（福岡職安），副委員長　春山明（宮城）小早川敬二（広島），書記長　内山昂（本省）

167　今司法労働組合（全司法）　1万4643
1947年1月25日結成　「全司法新聞」週刊
役員（1971年8月1日・第27回大会改選）
委員長　吉田博徳（福岡），副委員長　平田義章（大阪），書記長　鈴木和男（東地裁）

168　全商工労働組合（全商工）　1万0120
1948年9月1日結成　「全商工新聞」週刊
役員（1971年8月21日・第35回大会改選）
委員長　川島威（関東甲信越），副委員長　加藤英一（本省）永田静子（本省），書記長　勝部鎮（近畿）

169　全法務労働組合（全法務）　8778
1947年12月1日結成　「全法務新聞」月刊
役員（1971年8月9日・第26回大会改選）
委員長　高橋知信（東京），副委員長　西島靖（東京）石通良一（東京），書記長　池谷純良（東京）

170　全北海道開発局労働組合（全開発）
1万0620
1951年8月23日結成　「全開発」旬刊
役員（1971年8月18日・第41回大会改選）
委員長　佐藤茂夫（札幌），副委員長　村岡豊（網走）直田政二（留萌），書記長　相原敬用（函館）

171　全運輸省労働組合（全運輸）　6792
1962年6月26日結成　「全運輸」旬刊
役員（1971年9月23日・第10回大会改選）
委員長　天野和治（広島），副委員長　香西杲

1953年10月28日結成 「速報公労協」不定期刊
役員（1971年10月16日・第1回拡大共闘委員会改選）
代表幹事 藤井忠雄（国労）大森昭（全逓）及川一夫（全電通），事務局長(代行) 高橋富治（動力車）
加盟組合（9組合，オブザーバー加盟1組合）
国労，全電通，全逓，全林野，動力車，全専売，全印刷，全造幣，アルコール専売
（オブザーバー加盟）政労協

148 全林野労働組合（全林野） 6万2117
1953年2月7日結成 「全林野新聞」週刊，「ぜんりんや」不定期刊
役員（1970年7月24日・第21回大会改選）
委員長 田村武（旭川），副委員長 谷沢嘉瑞（四国），書記長 伊藤嘉太郎（秋田）

149 日本国有林労働組合（日林労） 1万0252
1959年12月5日結成 「日林労新聞」旬刊
役員（1970年7月30日・第12回大会改選）
委員長 熊井一夫（本庁），副委員長 植田千古（本庁）上原勇吉（長野），書記長 山田保夫（本庁）

150 全造幣労働組合（全造幣） 1763
1946年1月22日結成 「全造幣」月刊
役員（1971年2月26日・第19回大会改選）
委員長 村田登（広島），副委員長 千葉敏雄（東京）伊川博史（本局），書記長 豊岡良直（大阪）

151 公務員労働組合共闘会議（公務員共闘） 公称178万4000
1960年2月29日結成
役員（1970年12月22日改選）
議長 渡会俊誉（全農林），副議長 橋本章男（日教組）大江栄四郎（都市交通），事務局長 野田哲（自治労）
加盟組合（39組合，オブザーバー加盟4組合）
国公関係労組24組合，地公関係労組7組合，全駐労，（オブザーバー加盟）全医労，国共病組，政労協，沖縄官公労

152 日本国家公務員労働組合共闘会議（国公共闘） 公称14万0000
1956年2月16日結成 「国公労新聞」月3回刊，「国公労調査時報」月刊
役員（1971年9月29日・71年度定期拡大評議員会改選）
議長 樋口緑（全港建），副議長 川島威（全商工）宇都宮貞夫（全厚生）天野和治(全運輸)大河原基典（全建労），事務局長 春山明（全労働）
加盟組合（17組合，オブザーバー加盟3組合）
全労働，全司法，全商工，全法務，全運輸，全建労，全気象，全厚生，全港建，全電波，全国税，文部職組，総理府労連，全行管，人職，日教組大学部，（オブザーバー加盟）全医労，国共病組，虎館労組

153 国家公務員労働組合連絡会議（国公連） 公称 6万9000
1965年12月18日結成
役員（1971年1月27日・幹事会改選）
議長 渡会俊誉（全農林），事務局長 藤井穣（全農林）
加盟組合（7組合，オブザーバー加盟1組合）
全農林，全開発，全財務，国税中国，大蔵職組新建労，建職労，（オブザーバー加盟）京都国税

154 大蔵労働組合協議会（大蔵協議会） 公称 5万4600
1965年8月16日結成 「大蔵協議会ニュース」週刊
役員（1970年11月30日・第6回拡大幹事会改選）
議長 佐藤惟恭（全専売），副議長 浜田嘉男（全印刷）富田純次郎（大蔵職組）百田清（全財務）嘉多裕（国税中国），事務局長 林吉信(大蔵職組)
加盟組合（7組合，オブザーバー加盟1組合）
全専売，全印刷，全財務，国税中国，大蔵職組全造幣，京都国税，（オブザーバー加盟）東京税関

155 大蔵省公務員連盟（大蔵連盟） 公称 3万1600
1969年10月22日結成 「大蔵連盟」旬刊
役員（1971年7月4日・第3回定期評議委員会改選）
会長 中沢保二（国税会議），副会長 松橋和夫（東京税関）年森教悟（国税会議），事務局長 一之瀬正俊（横浜税関）

156 全国税労働組合（全国税） 1846
1950年1月25日結成 「全国税」旬刊
役員（1971年8月22日・第27回大会改選）
委員長 坂根茂（東京），副委員長 村上晴男（関信）宮本美成（近畿東大阪），書記長 吉本

議長　岩崎清作（全医労），副議長　鳥元一元（京都）浅沼悟朗（岩手）渡辺素良（全医労）塩路一彦（全日赤），　事務局長　宇田川次保（東京）

加盟組合（6組合）

全医労，全厚従，全日赤，健保労連，全労災，国共病組，その他25都道府県医労協

〔商業〕

138　全国商業労働組合協議会（全商協）

公称31万8800

1953年8月1日結成　「全商協ニュース」月刊

役員（1970年10月29日改選）

議長　田辺準之助（生保労連），副議長　土田高三郎（全損保）荒木英雄（全相銀連），事務局長　里見健次郎（明商労組）

加盟組合（7組合）

生保労連，全損保，全相銀連，全倉運，全海連，全商業，明商労組

139　同盟流通労組共闘会議（同盟流通）

公称 5万5900

1970年11月9日結成

役員（1970年11月9日・結成総会選出）

議長　坪西辰也（全繊同盟），副議長　川勝章（一般同盟），事務局長　曽我嘉三（同盟本部）

加盟組合

全繊同盟，一般同盟，全化同盟加盟の流通部門労組，地方同盟加盟の流通部門労組80組合

140　日本商業労働組合連合会（商業労連）

4万8007

1969年10月25日結成　「商業労連タイムス」月刊

役員（1970年1月31日・第3回大会改選）

会長　鈴木健勝（全松屋），事務局長　山本勝一（伊勢丹）

141　全国ホテルレストラン関連産業労働組合共闘会議（ホテル関連共闘）公称 1万1700

1965年8月11日結成

役員（1970年1月9日改選）

議長　土肥勝太郎（ホテル労連），副議長　柳生賢一（オリエンタル），　事務局長　石井巌（ホテル労連）

142　全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）　7725

1948年3月28日結成　「労連ニュース」不定期刊

役員（1970年9月29日・第22回大会改選）

委員長　土肥勝太郎（東急国際），副委員長　佐々木吉郎（帝国）　志村光祥（第一）賀屋晋（京都国際）渡辺哲夫（ニューグランド），書記長　石井巌（本部）

143　観光産業労働組合連絡会議（観光労連）

1万4501

1966年2月19日結成　「観光労連」隔月刊

役員（1971年9月12日・第6回定期全体会議改選）

議長　神谷鈞（名鉄観光），副議長　保坂直志（交通公社）北之防芳忠（阪急交通社）近藤泰彦（近畿日本ツーリスト），事務局長　北岡孝義（交通公社）

144　全国商社労働組合連合会（全商社）

4万1234

1964年8月16日結成　「全商社」月刊

役員（1971年8月22日，第8回大会改選）

議長　谷中健次（兼松江商），副議長　松田良久（伊藤忠）　柴野建己（日商岩井）高畑正博（日綿）小林元昭（八木），事務局長　蓮尾尚志（東綿）

145　全日本商業労働組合（全商業）公称3500

1967年7月22日結成　「全商業」月刊

役員（1970年9月22日・第4回大会改選）

委員長　野村泰三（東京），副委員長　山田清（京都）津村厚生（岩手），　書記長　寺内国彦（東京）

〔公務〕

146　全日本官公職労協議会（全官公）

公称19万3700

1954年9月4日結成　「全官公」旬刊

役員（1971年10月13日・第13回大会改選）

議長　菅原栄悦（鉄労），　副議長　牧村誠司（全郵政）中沢保二（国税会議）山田保夫（日林労）芝田信治（統計労組）村田宗雄(新教組)，事務局長　樋口幸由（国税会議）

加盟組合（18組合，オブザーバー加盟2組合）

鉄労，全郵政，日林労，電々新労，国税会議，神戸税関労組，横浜税関労組，大阪税関労組，名古屋税関労組，門司税関労組，長崎税関労組，函館税関労組，統計労組，近建労組，新教組，自治労連，海移労

（オブザーバー加盟）基金労組，東京税関労組

147　公共企業体等労働組合協議会（公労協）

89万8765

役員（1970年９月10日・第25回大会改選）
委員長　兼田富太郎（関西），副委員長　吉岡徳次（九州），書記長　小野原好弘（関西）

125　全国港湾労働組合同盟（港湾同盟）　836

1950年７月７日結成
役員（1971年１月19日改選）
会長　氏家康男，副会長　古郡隆男，三上守，書記長　久恒定雄

126　日本港湾労働組合連合会（日港労連）　1万1062

1956年３月16日結成　「日港労連ニュース」月刊
役員（1971年８月20日・第18回大会改選）
委員長　古賀勲（神戸），　副委員長　大賀健（横浜）牧達夫（神戸）中村嘉男（京浜），書記長　阿部愛秀（東京）

127　全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）　9278

1949年９月10日結成　「全倉運」半月刊
役員（1971年８月11日・第24回大会改選）
委員長　川田金造（住友），副委員長　桑原清（東洋埠頭）稲子谷税（帝国）高島英之（川西）書記長　河内雄二（渋沢）

128　日本交通公社労働組合（交通公社労組）　1万0067

1946年２月25日結成　「くみあいニュース」半月刊
役員（1971年８月28日・第26回大会改選）
委員長　小竹直隆（本部），副委員長　坂田泰造（本部）幸坂勇三（本部）

129　鉄道弘済会労働組合（鉄弘労）　2万3043

1947年９月15日結成　「スクラム」月刊
役員（1970年９月26日・第23回大会改選）
委員長　丸山弘（東京），　副委員長　中尾勉（関西），書記長　高野信幸（東京）

130　全日本航空労働組合（全日航）　公称8000

1969年８月25日結成　「SONIC」週刊，「ユニオンJAL」月刊
役員（1971年７月30日・第３回大会改選）
委員長　近藤茂一郎（本部），副委員長　土田健一（本部）菊田篤治（本部），書記長　高野雄三（本部）

131　民間航空労働組合連絡会（民航労連）　6524

1962年12月結成　「民航労連ニュース」週刊，「民航労連」年４回刊
役員（1970年９月６日・第７回大会改選）
議長　千々松清（全日空），副議長　朝倉香織（国内航空）中垣寿（ＢＯＡＣ），　事務局長　藤田隆司（日航）
加盟組合（３組合）
全日空労組、国内航空労組、日航労

〔教育〕

132　日本教職員組合（日教組）　56万4234

1947年６月８日結成　「日教組教育新聞」週刊，「教育評論」月刊
役員（1971年７月24日・第39回大会改選）
委員長　槇枝元文（岡山），副委員長　三原大乗（大分）橋本章男（東京），書記長　田中一郎（山梨）

133　日本高等学校教職員組合（日高教・神田）　2万3728

1955年５月10日結成　「日高教情報」旬刊
役員（1971年２月26日・第34回特別大会改選）
委員長　小森秀三（北海道），副委員長　川端磊三（和歌山），書記長　五味省七（長野）

134　日本高等学校教職員組合（日高教・麹町）　2万9799

1950年３月10日結成　「日高教ニュース」旬刊
役員（1971年３月26日・第30回特別大会改選）
委員長　山本弘之（栃木），副委員長　高橋春夫（静岡），書記長　砂子田敦博（福島）

135　日本教職員連盟（日教連）　2万2728

1970年６月28日結成　「日教連教育新聞」月刊
役員（1971年４月１日・選挙による役員改選）
委員長　篠崎武平（栃木），副委員長　田名後啓（愛媛）貞弘保雄（香川）遠山一人（岐阜）高田三千男（熊本），事務局長　大里勲（高知）

136　新教職員組合連合（新教組）公称2万7000

1968年７月27日結成　「新教組教育新聞」旬刊
役員（1971年３月15日・代議員投票による改選）
委員長　福永英夫（大阪），副委員長　井上忠夫（山口），書記長　宮川晃一（山口）

〔医療〕

137　日本医療労働組合協議会（日本医労協）　6万8659

1957年８月31日結成　「医療労働者」旬刊，「医療労働」月刊
役員（1971年７月25日・第17回大会改選）

タクシー)，書記長　竹中春吉（本部）

113　日本都市交通労働組合連合会(都市交通)
6万0806

1947月1月26日結成　「都市交通」半月刊

役員（1971年7月24日・第31回大会改選）

委員長　大江栄四郎（東交），副委員長　大畑吉弘（大交），書記長　鈴木富司（川交）

114　全日本運輸産業労働組合連合会
（運輸労連）　13万3517

1968年11月13日結成　「運輸労連」半月刊

役員（1971年8月21日・第4回大会改選）

委員長　伊部真（全日通），副委員長　中川義和（大和運輸）千原正彦（東武通運）村田義次（東信運輸），書記長　前島東海夫（全日通）

加盟組合　全日通，その他296組合

115　全日通労働組合（全日通）　7万5342

1946年4月20日結成「日通労働」週刊，「全日通」不定期刊

役員（1971年9月3日・第26回大会改選）

委員長　中川豊（大竹），副委員長　大塚茂（東京）安田孝之（笹島），書記長　田淵勲二（梅田）

116　全国自動車運輸労働組合（全自運）
1万3599

1950年11月25日結成　「トラック運輸労働」旬刊「月刊全自運」月刊

役員（1971年9月21日・第32回大会改選）

委員長　引間博愛（本部），副委員長　遠藤希一（静岡）臼井敏樹（愛知）小坂利一（石川）西浦茂（大阪），事務局長　平林正樹（本部）

117　全国自動車交通労働組合連合会(全自交)
6万7721

1947年8月14日結成　「全自交」隔月刊

役員（1970年9月30日・第26回大会改選）

委員長　小川英夫（東京），副委員長　山瀬一男（大阪）緑川松雄（東京）三浦利男(神奈川)山口寿宣（京都）三谷登（愛知）青木貫一（東京），書記長　金良清一（本部）

118　日本自動車運転士労働組合（自運労）
3075

1958年6月14日結成　「自運労」月刊

役員（1971年4月18日・第18回大会改選）

委員長　浜本徳夫（東京），副委員長　寺島庄一（長野）小黒七郎（新潟），書記長　伊藤秀山（山口）

119　新産別運転者労働組合（新運転）　7470

1959年2月12日結成　「新運転」月刊

役員（1969年11月16日・第12回大会改選）

委員長　柏原実（本部），　副委員長　志沢恒（本部），書記長　飛田正一（本部）

120　全日本海運労働組合連合会（全海連）
9185

1947年1月10日結成　「全海連」月刊

役員（1970年10月24日・第33回大会改選）

委員長　小柳俊一（大阪商船三井），副委員長　萩元厚生（日本郵船）安原庸夫（川崎汽船）前忠雄（ジャパンライン）合田寿夫(山下新日本)岐津潤（富士浅野）遠藤光（ローヤル），書記長　三田和雄（書記局）

121　全日本海員組合（海員）　15万6216

1945年10月5日結成　「海員しんぶん」週刊，「海員」月刊，「調査月報」月刊

役員（1971年6月30日・第30回臨時大会改選）

組合長　村上行示（本部），副組合長　土井一清（本部），平郡友春（本部）

122　全日本海運港湾労働組合協議会
（港湾労協）　公称 5万4000

1968年12月14日結成

役員（1970年10月8日・第4回評議会改選）

議長　兼田富太郎（全港湾），副議長　石井敏（日検労）植草秀夫（海事検定），　事務局長　吉岡徳次（全港湾）

加盟組合（7組合）

全港湾，全倉運，全海連，日検労，海事検定，検定新日本，沖港運労

123　港湾労組中央共闘会議（港湾共闘）
公称 110万2500

1959年10月28日結成

役員（1970年10月8日・定例幹事会改選）

議長　兼田富太郎（全港湾），副議長　中田一夫（全税関）石井敏（日検労），事務局長　植草秀夫（海事検定）

加盟組合（11組合）

自治労，全日自労，全港湾，全倉運，全海連，全運輸，全港建，日検労，海事検定，全税関，検定新日本

124　全日本港湾労働組合（全港湾）　2万9208

1946年7月27日結成　「港湾労働」半月刊

〔電気産業〕

102　全日本電力労働組合協議会（全電力）
公称4883

1965年10月27日結成

役員（1970年９月24日・第６回評議員会改選）

議長　筒井時雄（電産），副議長　猪塚磨（全九電）阿部哲郎（全北電），　事務局長　森茂（全九電）

加盟組合（４組合）

全九電，電産，全北電，九電検針労

103　全国電力関連産業労働組合協議会連絡会議（全国電労協）　公称16万8000

1969年４月11日結成　「全国電労協ニュース」

役員（1969年10月17日・第１回総会選出）

会長　前川一男(関東)，副会長　田崎以只（関東）佐伯敦（関西），事務局長　高橋武（東北）

加盟組合（９組合）

北海道電労協，東北電労協，関東電労協，中部電労協，北陸電労協，関西電労協，中国電労協，四国電労協，九州電労協

104　全国電力労働組合連合会（電労連）
13万0401

1954年５月26日結成　「電労連」旬刊，「電労連月報」月刊

役員（1971年８月26日・第18回大会改選）

会長　前川一男（東京），副会長　稲垣武臣（関西），事務局長　角田良（東北）

105　全国電力検針集金労働組合連絡協議会（全国電力検集労連）　1万0198

1966年２月４日結成　「検集労連情報」不定期刊

役員（1970年10月３日・協議会結成大会選出）

議長　田崎以只（東電），副議長　石川次穂(東北電）山本久登（九電），事務局長　中村安男（東電）

〔交通運輸業〕

106　全日本交通運輸労働組合協議会(全交運)
公称93万8000

1947年７月９日結成　「全交運新聞」月刊，「全交運情報」不定期刊

役員（1971年９月11日・第28回定期委員会改選）

議長　力徳脩（私鉄総連），副議長　酒井一三（国労）安田孝之（全日通）富田一郎（動力車）大畑吉弘（都市交労連）小川英雄（全自交），事務局長　穐山篤（国労）

加盟組合（15組合，オブザーバー加盟２組合）

国労，私鉄総連，運輸労連，全日通，全自交，都市交通，動力車，全港湾，鉄弘労，観光労連，全自運，全海連，全運輸，全運労，共済労，（オブザーバー加盟）日通，日航労組

107　国鉄労働組合（国鉄労組･国労）27万0183

1947年６月５日結成　「国鉄新聞」週刊，「月刊こくろう」月刊，「国鉄文化」月刊

役員（1971年８月28日・第32回大会改選）

委員長　中川新一（釧路），副委員長　藤井忠雄（岡山）村上義光（門司），書記長　酒井一三（名古屋）

108　国鉄動力車労働組合（動力車労組・動労）
5万5793

1951年５月23日結成　「動力車新聞」週刊，「動く力」不定期刊

役員（1971年８月24日・第25回大会改選）

委員長　目黒今朝次郎（仙台），副委員長　富田一朗（東京），書記長　惣田清一（本社）

109　鉄道労働組合（鉄労）　7万8488

1968年10月20日結成　「鉄労新聞」週刊

役員（1970年10月20日・第３回大会改選）

組合長　渡辺由司（長岡），副委員長　谷村孝一（敦賀）辻本滋敬（吹田），書記長　坂東正一（多度津）

110　国鉄共済労働組合（国鉄共済）　2821

1954年６月19日結成　「ひろば」旬刊

役員（1970年７月20日・第17回大会改選）

委員長　梶井信（仙台），副委員長　島原政春（広島），書記長　深井恵一（秋田）

111　日本私鉄労働組合総連合会　（私鉄総連）
24万8757

1947年１月10日結成　「私鉄新聞」旬刊，「教宣文化ニュース」不定期刊

役員（1970年８月１日・第34回大会改選）

委員長　三橋幸男（京阪神），副委員長　力徳修（西鉄）内山光雄（北陸鉄道），書記長　吉岡一雄（京王帝都）

112　全国交通運輸労働組合総連合(交通労連)
10万1203

1964年11月９日結成　「交通労連」月刊

役員（1970年11月10日・第７回大会改選）

委員長　菊地富美男（関東），副委員長　岡本勝磨（広電）大井秀雄（関西）米谷安一（日本

1957年5月20日結成
役員（1971年5月19日・第15回総会改選）
議長　秋津裕哉（市銀連），副議長　武谷秀穂（全信連），事務局長　近藤忠男（市銀連）
加盟組合（4組合）
市銀連，全信連，地銀連，外銀連

90　市中銀行従業員組合連合会（市銀連）
15万0189
1956年7月28日　「市銀連ニュース」半月刊
役員（1971年5月18日・第16回大会改選）
委員長　秋津裕哉（住友），副委員長　近藤忠男（富士）相良右章（東海），事務局長　佐瀬恭司（第一）

91　全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）
公称1300
1956年7月27日結成　「地銀連」半月刊
役員（1970年11月11日・第17回大会改選）
委員長　菅原昭三（七十七），副委員長　村本昭（青森），書記長　陣内清輔（滋賀）

92　外国銀行従業員組合連合会（外銀連）
公称1200
1956年8月31日結成　「外銀連」月刊
役員（1971年2月21日・第22回大会改選）
委員長　川崎戈司（チェース・マンハッタン）
副委員長　有馬邦郎（ファースト・ナショナルシティ）井上尚直（本部）藤田靖年(香港上海)，書記長　斎藤護郎（チェース・マンハッタン）

93　全国相互銀行従業員組合連合会
（全相銀連）　1万0832
1953年8月9日結成　「全相銀連」半月刊
役員（1970年9月25日・第21回大会改選）
委員長　石野英美（北洋），副委員長　小林俊一（東陽），書記長　荒木英雄（長崎）

94　全日本相互銀行労働組合連合会議
（相銀労連）　8024
1967年8月28日結成　「相銀労連」月刊
役員（1971年8月20日・第5回大会改選）
議長　大田晋之輔（愛媛），　副議長　浜島武（大生）野村芳明（中央），事務局長　藤田修一（福島）

95　全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）
1万4587
1957年12月21日結成　「信託のなかま」不定期刊
役員（1970年9月7日・中央委改選）
議長　榎本郁夫（安田），副議長　海老名幸夫（三菱），書記長　武谷秀穂（安田）

96　全国信用金庫信用組合労働組合連合会
（全信労）　9030
1954年11月20日結成　「全信労」半月刊
役員（1970年9月23日・第15回大会改選）
委員長　田中光雄（昭和），副委員長　氏家豊成（門司）林哲博（鳥取）播磨力雄（東武），書記長　斎藤幸蔵（東京）

97　全国信用保証協会労働組合連合会
（全信保労連）　公称2100
1961年10月30日結成　「労連ニュース」不定期刊
役員（1970年6月21日・第10回大会改選）
委員長　清水秀和（京都信保），副委員長　渡辺宇樹（神奈川信保）竹林喜由（静岡信保），事務局長　阪義彦（京都信保）

98　全国生命保険労働組合連合会（生保労連）
26万5048
1969年10月17日結成「生保労連」月刊
役員（1971年8月24日・第3回大会改選）
委員長　寺尾忠和（日本），副委員長　北川休（東邦）松尾守也（住友内）田辺準之助（本部）堀江繁男（千代田外）石川雅章（住友外）繁田幹（第一外），書記長　毛利礼三（朝日内）

99　全日本損害保険労働組合（全損保）2万2783
1949年1月5日結成　「全損保」週刊，「損保調査時報」隔月刊
役員（1970年9月19日・第27回大会改選）
委員長　磯野静男（日産），副委員長　福田耕治（千代田）坂元次夫（共栄）土田高三郎（大正），書記長　小西恭禎（大成）

100　損害保険労働組合連合会（損保労連）
1万4501
1967年2月15日結成　「損保労連」半月刊
役員（1970年9月19日・第5回大会改選）
委員長　野辺頼久（興亜火災），副委員長　今村久寿（同和火災），書記長　大津謙次郎（東京海上）

101　全国証券労働組合協議会（全証労協）
公称2000
1955年2月20日結成　「全証労協」旬刊
役員（1971年8月30日・第12回大会改選）
議長　梅沢照治（東証），　副議長　水内章善（神証），事務局長　田口清治（大証）

委員長　田中顕哲（九州），副委員長　衛藤龍治（近畿），書記長　平戸良治（北陸）

〔建設業〕

76　全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会（建設労連）　公称65万0000

1971年6月3日結成

役員（1971年6月3日・結成大会選出）

代表幹事　唐沢平治（全建総連）

加盟組合　全建総連など20組合

77　全国建設労働組合総連合（全建総連）　25万6567

1960年11月24日結成　「全建総連」旬刊

役員（1970年11月27日・第11回大会改選）

委員長　多田義治（東京），副委員長　浅田源三郎（全京都）立川一馬（広島）坂本貞雄（東京），書記長　唐沢平治（東京）

78　総評全日本建設産業労働組合（全日建）　公称1100

1971年4月19日結成

役員（1971年4月19日・結成大会選出）

委員長　松沢俊昭，書記長　藤島栄

79　日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）　4万7033

1954年12月12日結成　「日建協ニュース」半月刊

役員（1970年8月29日・第30回大会改選）

議長　井上利一（西松），副議長　清水仁寿（大林）天神博明（戸田）山崎一雄（大成），事務局長　吉村英夫（間）

80　全国建設職能組合同盟（全建同盟）　1万2258

1947年6月27日結成

役員（1971年5月20日・第25回大会改選）

会長　福田民吉（大森建設），副会長　馬場巳三郎（東京板金）岡本瑞石（東京表具経師）中島今朝重（杉並区建築）内村鎌吉(大田区建築)，事務局長　富所富平（本部）

81　日本建設組合連合（建設連合）　3万5854

1961年6月8日結成　「建設連合新聞」月2回刊

役員（1970年7月20日・第10回大会改選）

議長　内田孫平（静岡県連）

82　住宅産業労働組合協議会（住宅労協）4000

1969年10月1日結成

役員（1970年9月20日改選）

委員長　橋本友次郎，書記長　江田輝彦

83　全日本電気工事労働組合連合会（日電工）　2万6530

1967年1月31日結成　「日電工」旬刊

役員（1970年9月18日・第4回大会改選）

会長　横山実（東海），副会長　奥秋建三（関東），事務局長　藤田保広（中国）

84　全日本自由労働組合（全日自労）14万5097

1947年6月30日結成　「じかたび」週刊

役員（1971年8月20日・第31回大会改選）

委員長　和田富美夫（兵庫），副委員長　初田一夫（福島）湯浅克孝（福岡），書記長　国崎茂之（福岡）

85　全国民主自由労働組合（全民労）1万6285

1955年10月22日結成　「全民労」月刊

役員（1971年5月27日・第18回大会改選）

委員長　池田勝吾（北海道），副委員長　新田仁臣（福岡），書記長　馬場大静（東京）

86　全国自由労働組合連合会（全国自労）　1万9082

1966年9月24日結成　「全国自労」旬刊

役員（1970年6月11日・第5回大会改選）

委員長　神宮司安之丞（鹿児島），副委員長　吉田昇（東京），事務局長　鈴岡教宏（広島）

87　全国木材産業労働組合（全木労）1万0410

1959年7月26日結成　「全木労」週刊

役員（1971年8月21日・第13回大会改選）

委員長　新川末蔵（愛知），副委員長　中右三重（大阪）川政弘（愛知），書記長　長尾悦豊（本部）

〔金融業〕

88　全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）　公称 5万3000

1961年11月10日結成　「金融のなかま」旬刊

役員（1970年10月4日・第1回幹事会改選）

議長　磯野静男（全損保），副議長　石野英美（全相銀連）牧田陽一（全労金），事務局長　平田貞治郎（地銀連）

加盟組合（9組合，オブザーバー5組合）

全損保，全相銀連，全信労，全労金，全証労協地銀連，外銀連，東信保，日本信託，（オブザーバー加盟）全信連，公庫労協，安田生命月掛労組，全信保労連，農林中金従組

89　全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）　16万8200

62　全印刷局労働組合（全印刷）　7096
1947年4月1日結成　「全印刷」旬刊
役員（1971年8月27日・第36回大会改選）
委員長　浜田嘉男（滝野川），書記長　星宮文雄（本局）

63　全印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）　1万9572
1953年4月25日結成「全印総連」月刊，「全印総連調査部報」不定期刊
役員（1971年7月25日・第19回大会改選）
委員長　市川敏（京都），副委員長　深沢亀太郎（長野）　井上勇（大阪），書記長　高橋武（東京）

64　日本出版労働組合協議会（出版労協）　1万0178
1958年3月15日結成　「出版労協」隔週刊
役員（1970年9月28日・第21回大会改選）
委員長　楢橋国武（講談社），副委員長　植山芳弘（学校図書）禰寝尚武（岩波書店），書記長　森下昭平（平凡社）

65　日本新聞労働組合連合（新聞労連）3万8663
1950年6月30日結成　「新聞労連」旬刊
役員（1971年7月29日・第37回大会改選）
委員長　矢野舜（朝日），　副委員長　坂東均（北海道新），書記長　小島明将（日経）

66　日本放送労働組合（日放労）　1万3255
1948年3月2日結成　「日放労」週刊
役員（1971年7月30日・第54回大会改選）
委員長　上田哲（放送），副委員長　河崎斉（放送）武田康成（放送），書記長　須藤安三（営業）

67　日本民間放送労働組合連合会（民放労連）　1万0980
1953年7月12日結成　「民放労連」半月刊
役員（1971年8月7日・第31回大会改選）
委員長　竹村富弥（北海道放送），副委員長　諫山修（東京放送）具島陽一（ＲＫＢ毎日）中森謹重（大阪放送）西山清雄（朝日放送），書記長　井上至久（日本テレビ）

〔通信業〕

68　全逓信労働組合（全逓）　22万3304
1946年5月31日結成　「全逓新聞」週刊，「全逓時報」月刊
役員（1971年3月17日・第23回臨時大会改選）
委員長　下田善八（札幌）副委員長　鈴木豊（東京）田上武治（鹿児島），書記長　大森昭（本省）

69　日本郵便逓送労働組合（日逓）　4192
1945年12月15日結成　「日逓労働」月刊
役員（1970年9月17日・第31回大会改選）
委員長　塚田豊（横浜），書記長　片山登（神戸）

70　全日本郵政労働組合（全郵政）　4万1893
1965年10月17日結成　「全郵政新聞」週刊
役員（1971年7月10日・第7回大会改選）
委員長　福井秀政（近畿），副委員長　牧村誠司（関東），書記長　松田義央（関東）

71　電気通信産業労働組合共闘会議（電通共闘）　27万4362
1962年10月8日結成　「電通共闘」月刊
役員（1971年7月26日・第11回評議員会改選）
議長　酒井喜芳（全電通），副議長　山田克己（国際電電）田中顕哲（電済労），事務局長　津留智（全電通）
加盟組合（68組合）
全電通，電済労，国際電電労組，ほか65組合

72　全国電気通信労働組合（全電通）24万1484
1950年9月29日結成　「全電通」週刊，「月刊全電通」月刊
役員（1970年7月11日・第23回大会改選）
委員長　酒井喜芳（静岡），副委員長　津留智（福岡），書記長　及川一夫（宮城）

73　日本電信電話新労働組合（電電新労）135
1966年8月14日結成　「電電新労」旬刊
役員（1970年10月27日・第5回大会改選）
委員長　松浦積（四国電気通信局），副委員長　石垣実夫（多治見電話局），書記長　山田正明（大牟田電話局）

74　国際電信電話労働組合（国際電電）　3450
1953年4月1日結成　「国際電電」月刊
役員（1971年7月30日・第28回大会改選）
委員長　山田克己（大阪電報），副委員長　西清（東京電信）岡本昌樹（大阪電報），書記長　本多小二郎（本社）

75　全国電気通信共済会労働組合（電済労）　9661
1954年6月26日結成　「電済労」月刊
役員（1971年7月30日・第18回大会改選）

1949年4月27日結成 「ぜんようれん」不定期刊
役員（1970年9月24日・第22回大会改選）
会長 大峰賢一（東海），副会長 中村雅則（九州）山口広（近畿），書記長 岩田国夫（東海）

51 全国砥石産業労働組合連絡協議会
（全砥労協） 5200
1962年10月13日結成
役員（1970年10月24日・第9回大会改選）
議長 森英男（日本陶器），副議長 山藤実（瑞穂研磨）平本一義（クレトイシ），事務局長 小泉政司（日本研磨）

〔繊維産業〕

52 日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）
1万8381
1947年2月12日結成 「繊維労連」月刊，「調査時報」不定期刊
役員（1971年9月7日・第26回大会改選）
委員長 小口賢三（本部），副委員長 岡田和夫（群馬），書記長 池田友次（本部）

53 全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）
54万8369
1946年7月31日結成 「繊維新聞」週刊，「繊維労働」月刊
役員（1971年2月20日・第26回大会改選）
会長 宇佐美忠信（本部），副会長 岡村博（敷紡）岩崎昇策（大東紡）矢野清隆（全三菱），書記長 柄谷道一（本部）

〔食品産業〕

54 全専売労働組合（全専売） 3万6045
1949年6月28日結成 「全専売新聞」週刊，「オルグ手帖」半月刊
役員（1970年6月30日・第24回大会改選）
委員長 佐藤惟恭（熊本），副委員長 立木三造（関西），書記長 鈴木和美（東京）

55 アルコール専売労働組合（アルコール専売）
980
1952年12月19日結成 「週報」週刊
役員（1970年10月2日・第19回大会改選）
委員長 当屋昭磨（福岡），副委員長 箱守一男（東京），書記長 青木金治郎（本省）

56 全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）
2万5186
1947年10月6日結成 「全食品同盟」月刊
役員（1971年5月28日・第25回大会改選）
委員長 大迫栄治（本部），副委員長 垣内金治郎（宝酒造）高橋虎男（伊藤パン），書記長 東慎哉（本部）

57 全日本食品労働組合連合会（食品労連）
9万9832
1965年9月29日結成 「食品労連」月刊，「食品労連時報」不定期刊
役員（1971年9月17日・第7回大会改選）
委員長 岡村恵（森永），副委員長 深野芳夫（全国ビール）島村秀雄（キッコーマン），書記長 野崎耕吉（雪印乳業）

58 全国製粉労働組合連合会（全粉労連）
7207
1955年5月17日結成 「全粉労連速報」不定期刊
役員（1970年9月27日・第17回大会改選）
委員長 田中勝（日清），副委員長 川上警（日本製粉），書記長 深田賢治（昭和産業）

〔文化産業〕

59 マスコミ関連産業労働組合共闘会議
（マスコミ共闘） 公称10万0000
1963年11月9日結成
役員（1971年2月1日・第8回総会改選）
議長 上田哲（日放労），副議長 矢野舜（新聞労連）高橋武（全印総連）竹村富弥（民放労連）楢橋国武（出版労協）間島三樹夫（映演総連）荒川恒久（広告労協），事務局長 隅井孝雄（民放労連）
加盟組合（8組合，オブザーバー加盟2組合）
新聞労連，全印総連，日放労，民放労連，出版労協，映演総連，関東広告労協，日活労組（オブザーバー加盟）紙パ労連，全電波

60 全国映画演劇労働組合（全映演） 2499
1947年5月7日結成
役員（1970年11月19日・第27回大会改選）
委員長 金山晃（テアトル本社），副委員長 小坂弘治（帝国劇場），事務局長 田中友則（東宝本社）

61 映画演劇労働組合総連合（映演総連）4490
1952年3月25日結成 「総連ニュース」不定期刊
役員（1970年10月24日・第19回大会改選）
議長 秋本彰（全東映），副議長 酒井晃（松竹）間島三樹夫（舞芸），事務局長 原田由一（短篇連合）

1963年5月13日結成 「ゴム労会議」不定期刊
役員（1971年9月2日・第9回大会改選）
委員長 江縁久（第一ゴム），副委員長 今村利光（日本ゴム）柴田政武（丸五工業），書記長 後藤光記（月星ゴム）

38 合成化学産業労働組合連合（合化労連） 12万1872
1950年12月8日結成 「合成化学」半月刊，「月刊合化」月刊
役員（1970年7月24日・第43回大会改選）
委員長 太田薫（宇部窒素），副委員長 宮武豊（住友化学），書記長 西野六郎（東北肥料）

39 全国化学一般労働組合同盟（全化同盟） 10万6807
1951年11月18日結成 「全化同盟」月刊
役員（1971年9月9日・第20回大会改選）
会長 田中良一（武田薬品），副会長 山口虎男（保谷硝子）棚田悠紀夫（大阪ガス）川口孝行（協和醗酵），書記長 中島桂太郎（本部）

40 全化学産業労働組合（新化学） 1万2056
1950年10月25日結成 「新化学」随時
役員（1970年7月23日・第21回大会改選）
委員長 河合明博（鉄興社），副委員長 成田幸作（呉羽化学）河野宏芳（徳山曹達），書記長 竹田立一（本部）

41 全国油脂産業労働組合協議会
（全国油労協） 1万0948
1962年8月16日結成
役員（1971年8月23日・第10回大会改選）
議長 森沢芳雄(旭電化)，副議長 高橋完（摂津製油）押尾和良（ミヨシ油脂），事務局長 大泉平八（日本油脂）

42 全日本塗料労働組合協議会（全日塗） 8493
1957年2月23日結成 「塗料労働者」月刊
役員（1971年8月25日・第11回大会改選）
委員長 福田英太郎（本部），副委員長 中村満男（日本ペイント）山崎嘉昭（日本油脂），書記長 山下嘉昭（本部）

43 全国紙パルプ産業労働組合連合会
（紙パ労連） 4万7832
1947年2月6日結成 「紙パ労連」旬刊，「月刊 紙パ」月刊
役員（1970年7月14日・第46回大会改選）
委員長 山本嘉実（十条製紙），副委員長 池ノ谷吉春（王子製紙）繁本保生（山陽パルプ）角田安雄（興人），書記長 土橋昭富

44 紙パルプ友好労働組合連絡会
（紙パ友好労連） 公称 2万4800
1970年6月23日結成 「紙パ友好労連」半月刊
役員（1970年10月20日・幹事会改選）
事務局長 細川英香（同盟全紙パ）

45 全日本労働総同盟全国紙パルプ労働組合協議会（同盟全紙パ） 9368
1966年11月5日結成
役員（1971年8月1日・第6回大会改選）
議長 高橋一雄(王子新)，副議長 今玲一（神崎製紙）鈴木典夫（丸住製紙）鈴木義博（宇都宮製紙），事務局長 細川英香（王子新）

46 全国石油産業労働組合協議会（全石油） 2万6376
1947年4月11日結成 「全石油」半月刊，「全石油月報」月刊
役員（1971年7月31日・第28回大会改選）
委員長 市川十四男（本部），副委員長 清水宏二（三石）柏木嘉明（東燃），書記長 竹石次吉（本部）

47 全国ガス労働組合連合会（全国ガス） 2万0182
1946年7月2日結成 「全国ガス労働」旬刊
役員（1971年8月27日・第27回大会改選）
委員長 神谷吉雄（東京ガス），副委員長 渡辺敏夫（東邦ガス）松本宏義（広島），書記長 久崎充（東京）

48 全日本硝子製壜労働組合（全硝労） 6982
1953年6月10日結成 「全硝労」月刊
役員（1970年9月22日・第19回大会改選）
委員長 小野勤（日硝），副委員長 長屋昭夫 書記長 金城幸雄（大和）

49 全国セメント労働組合連合会
（全国セメント） 2万5835
1946年7月25日結成 「全国セメント」半月刊，「月刊全国セメント」不定期刊
役員（1971年8月5日・第26回大会改選）
委員長 貞友和夫（日本セ），副委員長 小沢鶴雄(大同コン)，書記長 三浦幸雄（敦賀セ）

50 全国窯業労働組合連合会（全窯連） 4万1207

務局長　赤木省三（本部）

27　全国自動車産業労働組合連合会

（全国自動車）　13万1936

1962年1月28日結成「全国自動車」（新聞）月刊，「全国自動車」（雑誌）不定期刊

役員（1971年9月8日・第10回大会改選）

委員長　伊藤一男（トヨタ），副委員長　矢島和夫（日野）沢田寿（トヨタ東海支部）高木正年（いすゞ）山本正行（鈴木），書記長　小川竹次郎（いすゞ）

28　産業・建設車輛労働組合連絡協議会

（産建労協）　公称 4万1000

1971年6月7日結成

役員（1971年6月7日・結成大会選出）

議長　神谷正（小松製作所），副議長　渡辺新次郎（キャタピラ三菱）矢野博（豊田自動織機）坂詰博（東洋運搬機），事務局長　永井正彦（小松製作所）

加盟組合　小松製作所労組など13組合

29　車輛産業労働組合連合会（車輛労連）

1万9437

1952年9月20日結成　「車輛労連」月刊

役員（1971年8月28日・第20回大会改選）

委員長　松井義男（近畿車輛），副委員長　竹田岩夫（アルナ工機）森田正一（汽車東京），事務局長　藤原当道（近畿車輛）

30　航空機産業労働組合協議会（航労協）

3万1578

1967年10月25日結成　「航労協」旬刊

役員（1970年11月5日・第4回協議委改選）

議長　衣川俊平（三菱名航），副議長　山崎隆（川崎航空機）染宮英夫（富士重工），事務局長　矢田裕郎（新明和工業）

31　全日本労働総同盟三菱労働組合協議会

（同盟三菱協議会）　8万5957

1970年9月1日結成　「菱労報」月刊

役員（1971年8月24日・第9回大会改選）

委員長　小野龍馬（横浜造船），副委員長　土居山義（三原製作所）田中清美（長崎造船），書記長　石田和夫（神戸造船）

〔化学産業〕

32　全国化学産業労働組合協議会

（全国化労協）　公称41万9000

1953年9月20日結成　「化学のなかま」月刊

役員（1970年7月19日・第43回大会改選）

議長　綾部優（全国セメント），副議長　竹田立一（新化学）香森現（合化労連）藤森謙三（全石油），事務局長　池ノ谷吉春（紙パ労連）

加盟組合（10組合）

合化労連，食品労連，紙パ労連，化学同盟，ゴム労連，全石油，全国セメント，全国ガス，新化学，全硝労

33　同盟化学部門連絡協議会（同盟化学協）

81万2334

1969年11月13日結成

役員（1970年11月改選）

議長　田中良一（全化同盟），事務局長　曽我嘉三（同盟本部）

加盟組合（7組合）

全繊同盟，一般同盟，全化同盟，全食品同盟，同盟全紙パ，凸版労組，共石労組

34　化学産業労働組合同盟（化学同盟）

3万1918

1951年6月17日結成　「化学同盟」月刊，「化学同盟資料」不定期刊

役員（1971年7月13日・第28回大会改選）

委員長　山本辰男（岩域硝子），副委員長　岩崎繁雄（パイロット）高田三郎（オーサカゴム），書記長　広瀬謹一郎（本部）

35　ゴム産業労働組合全国協議会

（ゴム全協）　公称 7万4000

1967年3月2日結成

役員（1971年2月28日・第5回大会改選）

議長　柴田政武（ゴム労会議），副議長　西松義夫（ゴム労連）松本徳義（全化同盟ゴム部会），事務局長　佐野良矩（ゴム労連）

加盟組合（4組合）

ゴム労会議，ゴム労連，全化同盟ゴム部会，中部ゴム労協

36　全国ゴム産業労働組合連合会（ゴム労連）

2万6716

1965年10月8日結成　「ゴム労連」月刊，「ゴム労働資料」不定期刊

役員（1970年10月10日・第6回大会改選）

委員長　西松義夫（住友ゴム），副委員長　中静一夫（東洋ゴム），書記長　佐野良矩（横浜ゴム）

37　全国ゴム化学産業労働組合会議

（ゴム労会議）　2万8580

16　全国機械金属労働組合（全機金）3万7297

1950年2月8日結成　「全機金」月刊

役員（1970年7月20日・第21回大会改選）

委員長　小方鉄蔵（日本精工），副委員長　多田弘（東芝精鋼），書記長　斎藤健次郎（本部）

17　全国軽金属労働組合協議会（全軽労）1万0621

1961年11月結成　「全軽労」不定期刊

役員（1970年12月14日・第8回大会改選）

議長　西山直輝（日本アルミ），副議長　伊藤正一（日軽アルミ）山路達夫（昭和アルミ），事務局長　小川宗吉（ホクセイアルミ）

18　全国伸銅労働組合連合会　（全銅連）9125

1948年6月1日結成　「全銅連」不定期刊

役員（1971年9月14日・第9回定例会議改選）

会長　岡林義春（三宝伸銅），副会長　林清（三谷伸銅）雨宮徳治（三井金属）竹田益弘（古河電工），書記長　吉田和男（日本伸銅）

19　全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）公称 3万0200

1953年7月22日結成　「光学労協」不定期刊

役員（1971年7月23日・第22回大会改選）

議長　福島正路（小西六），副議長　岸本鐘祐（ミノルタカメラ），事務局長　佐藤秀太郎（日本光学）

20　全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）53万5908

1953年6月1日結成　「電機労連」半月刊，「調査時報」不定期刊，「季刊電機労連」季刊

役員（1970年5月29日・第18回大会改選）

委員長　清田晋亮（日立），副委員長　阿部万亀四郎（日電）福間知之（松下電器）竪山利文（東芝），書記長　桜井輝雄

21　全日本電線工業労働組合（全電線）4万1457

1946年7月2日結成　「全電線」月刊

役員（1971年7月24日・第25回大会改選）

委員長　山尾亮一（タツタ），副委員長　壺井禎三（住友大阪）沢田崇夫（古河日光），書記長　阿部伸太郎（昭和）

22　造船重機械労働組合共闘会議（造船重機共闘）公称18万7700

1971年2月10日結成

役員（1971年2月10日・結成大会選出）

議長　古賀専（造船総連），副議長　柴田利右エ門（三菱重工）来田長利（川崎重工），事務局長　柳沢錬造（石播労連）

加盟組合（9組合）

造船総連，三菱重工労組，石播労連，川重労連，日立造船，三井造船，鋼管造船労連，舞鶴造船，石川重化工機

23　全国造船機械労働組合総連合（造船総連）6万8088

1951年2月11日結成　「造船総連」旬刊，「造船青年」不定期刊

役員（1971年6月7日・第21回大会改選）

委員長　古賀専（本部），副委員長　西本春三（石播重工呉），書記長　三木幸四郎（三菱重工神戸）

24　全日本造船機械労働組合（全造船機械）5万1096

石播等脱退後公称 1万7430

1946年9月1日結成　「全造船機械」旬刊，「調査時報」不定期刊

役員（1971年2月13日・第33回臨時大会改選）

委員長　長谷川勲（本部），副委員長　佐藤芳夫（石川島）稲留泰治（佐野安），書記長　大出鍋蔵（浦賀）

25　自動車産業労働組合協議会（自動車労協）公称 39万8000

1965年8月26日結成　「自動車労協」月刊

役員（1970年10月16日・第6回協議委改選）

議長　塩路一郎（自動車労連），副議長　伊藤一男（全国自動車）高下達弘（全国マツダ），事務局長　窪達也（全国自動車）

加盟組合（13組合）

自動車労連，全国自動車，全国マツダ労連，本田労連，ダイハツ労協，富士重工労組，三菱自工水自支部，三菱自工名自支部，三菱自工東自支部，三菱自工京製支部，三菱自工東製支部，全三国労連，日本気化器労組

26　日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）15万4072

1955年1月23日結成　「自動車労連」（新聞）旬刊，「自動車労連」（雑誌）隔月刊

役員（1970年10月29日・第10回大会改選）

会長　塩路一郎（日産），副会長　田淵哲也（販労）栗林卓司（日産）山口謙三（本部），事

久雄（大夕張），事務局長　宮本健治（貝島）

6　全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）　2万0175

1954年4月21日結成　「全炭鉱」旬刊

役員（1971年5月28日・第20回大会改選）

委員長　道下一治（松島），書記長　早立栄司（常磐）

7　全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）　1万2542

1957年10月18日結成　「炭職協」不定期刊

役員（1971年8月20日・第21回大会改選）

中央議長　木崎順二（三井），地方議長　佐々木仁三郎（北海道炭礦汽船）　松家博（三井三池），事務局長　越智政俊（日本炭礦）

8　全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱）　2万8782

1947年2月20日結成　「ぜんこう」旬刊

役員（1970年8月29日・第59回大会改選）

委員長　原口幸隆（本部），事務局長　佐藤義信（三菱細倉）

9　全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）　1万1964

1965年3月5日結成　「資源労連」月2回刊

役員（1970年3月24日・第6回大会改選）

委員長　甲斐正一（日鉱連），副委員長　森嶋勝男（日鉱連）橘金六（東邦亜鉛労）石橋和男（日窒鉱連），書記長　飯岡一浩（本部）

〔金属産業〕

10　中央金属労協（中央金属）　公称51万3000

1953年12月21日結成　「中央金属」月刊，「金属労働者」不定期刊

役員（1970年10月9日・第1回幹事会選出）

議長　佐竹五三九（全国金属），副議長　磯部敏栄（鉄鋼労連）森田正一（車輛労連）阿部伸太郎（全電線），事務局長　長谷川勲（全造船機械）

加盟組合（5組合）

全国金属，鉄鋼労連，全電線，車輛労連，全造船機械

11　国際金属労連日本協議会（IMF・JC）　公称128万0000

1964年5月16日結成　「IMF日本協議会」（新聞）月刊，「IMF日本協議会」（雑誌）不定期刊

役員（1970年9月10日・第9回総会改選）

議長　福間知之（電機労連），副議長　宮田義二（鉄鋼労連）塩路一郎（自動車労連）伊藤一男（全国自動車）西本春三（造船総連）斎藤健次郎（全機金）小野龍馬（同盟三菱重工労組）柳沢錬造（石播労連），事務局長　瀬戸一郎（本部）

加盟組合（16組合，オブザーバー加盟1組合）

電機労連，鉄鋼労連，自動車労連，全国自動車，同盟三菱協議会，造船総連，全機金，石播労連，川崎造船労組，本田労組，鋼管福山，キャノン労組，キャタピラ三菱労組，ヤマハ労組，全岡村労連，NCR労組，（オブザーバー加盟）鋼管造船労連

12　日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）　21万0288

1951年3月1日結成　「鉄鋼労連」旬刊，「調査時報」不定期刊，「月別賃金労働時間調査報告」季刊，「合理化・調査速報」不定期刊

役員（1970年8月22日・第43回大会改選）

委員長　宮田義二（八幡製鉄），副委員長　畠山恵次（神戸製鋼）磯部敏栄（日本鋼管）紺屋重一（日新製鋼），書記長　斎藤安正（住友金属）

13　日本非鉄金属製錬労働組合協議会（製錬労協）　5560

1966年12月22日結成　「製錬労協」不定期刊

役員（1970年12月22日・第5回総会改選）

議長　合田昭七（三井金属日比），副議長　宮本幸夫（小名浜）堤幸義（八戸），事務局長　村木悦路（三菱製錬秋田）

14　全国金属労働組合（全国金属）　22万4394

1950年10月8日結成　「全国金属」旬刊，「金属労働資料」不定期刊

役員（1970年9月29日・第26回大会改選）

委員長　松尾喬（本部），副委員長　西田修（京都）高山勘治（東京）樋口忠蔵（大阪），書記長　佐竹五三九（東京）

15　全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）　27万8582

1951年3月18日結成　「全金同盟」旬刊，「金属労働者」不定期刊

役員（1971年8月20日・第21回大会改選）

組合長　天池清次（本部），副組合長　浅野総一郎（大阪）木下真吉（神奈川），書記長　宮野高治（本部）

〔中央組織〕

1　日本労働組合総評議会（総評）　428万2196

1950年7月12日結成「総評新聞」週刊，「月刊総評」月刊，「総評調査月報」月刊，「労働ニュース」週2回刊

役員（1970年8月13日・第40回定期大会改選）

議長　市川誠（全駐労），副議長　兼田富太郎（全港湾）宮武豊（合化労連）酒井一三（国労）渡会俊誉（全農林）松尾喬（全国金属）三原大乗（日教組）田村武（全林野）磯部敏栄（鉄鋼労連），事務局長　大木正吾（全電通）

加盟組合（64単産，オブザーバー加盟2単産）

私鉄総連，全国金属，鉄鋼労連，全日自労，全国一般，合化労連，全日通，日本医労協，全自交，紙パ労連，新聞労連，炭労，化学同盟，全港湾，全鉱，ゴム労連，全日建，全駐労，全印総連，繊維労連，政労協（9単組のみ），全自運，日放労，全木労，全海連，全硝労，全電力，日逓，自運労，共済労，電通共闘，国労，全逓，全林野，動労，全専売，全印刷，全造幣，アルコール専売，都市交通，全水道，自治労，日教組，全農林，全労働，全司法，全開発，全商工，全法務，全運輸，全建労，全財務，全港建，全厚生，全電波，全国税，大蔵職組，文部職組，会検労，全税関，恩給職組，経企労，人職，沖縄官公労，（オブザーバー加盟）鉄弘労，住宅労協

付　総評民間単産会議　165万9534

1966年12月17日結成「民間単産情報」不定期刊

役員（1970年9月5日・第5回総会改選）

議長　原口幸隆（全鉱），副議長　力徳修（私鉄総連）西野六郎（合化労連）佐竹五三九（全国金属），事務局長　田中幸男（総評）

加盟組合（29単産）

私鉄総連，全国金属，鉄鋼労連，全日自労，全国一般，合化労連，全日通，日本医労協，全自交，紙パ労連，新聞労連，炭労，化学同盟，全港湾，全鉱，ゴム労連，全日建，全印総連，繊維労連，政労協，全自運，日放労，全木労，全海連，全硝労，全電力，日逓，自運労，共済労

2　全日本労働総同盟（同盟）　205万9736

1964年11月11日結成　「同盟新聞」週刊，「同盟」月刊，「同盟情報」不定期

役員（1970年2月14日・第6回大会改選）

会長　滝田実（全繊同盟），副会長　天池清次（全金同盟）古賀専（造船総連）塩路一郎（自動車労連）柴田利右衛門（同盟三菱）田中良一（全化同盟）南波佐間豊（海員）前川一男（電労連）渡辺由司（鉄労），書記長　重枝琢己（全炭鉱）

加盟組合（28組合ほか）

全繊同盟，全金同盟，海員，自動車労連，電労連，一般同盟，全化同盟，交通労連，同盟三菱協議会，造船総連，全食品同盟，全炭鉱，全民労，資源労連，同盟全紙パ，全日航労組，凸版労組，基金労組，全映演，共石労組，港湾同盟海外移住労組，鉄労，全郵政，日林労，電電新労，国税労組，自治労連，ほかに地方・地区同盟直属組合

3　全国産業別労働組合連合（新産別）　7万4602

1949年12月10日結成　「新産別」旬刊

役員（1970年10月31日・第22回大会改選）

委員長　石垣卯一（全機金），副委員長　小方鉄蔵（全機金）河合明博（新化学）　吉岡新一（京滋地連）柏原実（新運転），書記長　大谷徹太郎

加盟組合（4組合ほか）

全機金，新化学，新運転，京都地連，そのほか

4　中立労働組合連絡会議（中立労連）　140万0023

1956年9月3日結成　「中立労連ニュース」随時

役員（1970年10月3日・第133回拡大全体会議改選）

議長　阿部万亀四郎（電機労連），副議長　長谷川勲（全造船機械）石川俊彦（全電線）保坂直志（交通公社）唐沢平治（全建総連）小沢鶴雄（全国セメント）市川十四男（全石油）毛利礼三（生保労連），事務局長　岡村恵（食品労連）

加盟組合（14組合）

電機労連，生保労連，全建総連，食品労連，全電線，全窯連，全石油，全国セメント，全国ガス，車輛労連，全造船機械，交通公社労組，ホテル労連，映演総連

〔鉱業〕

5　日本炭鉱労働組合（炭労）　3万7556

1950年4月23日結成　「炭労新聞」月2回刊

役員（1971年8月27日・第66回大会改選）

委員長　里谷和夫（新平和），副委員長　森田

主要な労働組合の現状

労働組合名(略称)，結成年月日，組合員数（1970年6月末現在労働組合基本調査，または公称）
「機関紙・誌」（刊行度）
役員（改選年月日・改選機関は成可最新のもの）
三役役職　氏名（出身組合）
加盟組合（この項は中央組織，協議会，共闘組織のみ）

中央組織

1. 総評
付　総評民間単産会議
2. 同盟
3. 新産別
4. 中立労連

鉱　業

5. 炭労
6. 全炭鉱
7. 炭職協
8. 全鉱
9. 資源労連

金属産業

10. 中央金属
11. ＩＭＦ・ＪＣ
12. 鉄鋼労連
13. 製錬労協
14. 全国金属
15. 全金同盟
16. 全機金
17. 全軽労
18. 全銅連
19. 光学労協
20. 電機労連
21. 全電線
22. 造船重機共闘
23. 造船総連
24. 全造船機械
25. 自動車労協
26. 自動車労連
27. 全国自動車
28. 産建労協
29. 車輛労連
30. 航空労
31. 同盟三菱協議会

化学産業

32. 全国化労協
33. 同盟化労協
34. 化学同盟
35. ゴム全協
36. ゴム労連
37. ゴム労会議
38. 合化労連
39. 全化同盟
40. 新化学
41. 全国油労協
42. 全日塗
43. 紙パ労連
44. 紙パ友好労連
45. 同盟全紙パ
46. 全石油
47. 全国ガス
48. 全硝労
49. 全国セメント
50. 全窯連
51. 全砥労協

繊維産業

52. 繊維労連
53. 全繊同盟

食品産業

54. 全専売
55. アルコール専売
56. 全食品同盟
57. 食品労連
58. 全粉労連

文化産業

59. マスコミ共闘
60. 全映演
61. 映演総連
62. 全印刷
63. 全印総連
64. 出版労協
65. 新聞労連
66. 日放労
67. 民放労連

通 信 業

68. 全逓
69. 日逓
70. 全郵政
71. 電通共闘
72. 全電通
73. 電電新労
74. 国際電電
75. 電済労

建 設 業

76. 建設労連
77. 全建総連
78. 全日建
79. 日建労協
80. 全建同盟
81. 建設連合
82. 住宅労協
83. 日電工
84. 全日自労
85. 全民労
86. 全国自労
87. 全木労

金 融 業

88. 金融共闘
89. 全銀総連
90. 市銀連
91. 地銀連
92. 外銀連
93. 全相銀連
94. 相銀労連
95. 全信連
96. 全信労
97. 全信保労連
98. 生保労連
99. 全損保
100. 損保労連
101. 全証労協

電気産業

102. 全電力
103. 全国電労協
104. 電労連
105. 全国電力検集労連

交通運輸業

106. 全交運
107. 国労
108. 動労
109. 鉄労
110. 国鉄共済
111. 私鉄総連
112. 交通労連
113. 都市交通
114. 運輸労連
115. 全日通
116. 全自運
117. 全自交
118. 自運労
119. 新運転
120. 全海連
121. 海員
122. 港湾労協
123. 港湾共闘
124. 全港湾
125. 港湾同盟
126. 日港労連
127. 全倉運
128. 交通公社労組
129. 鉄弘労
130. 全日航
131. 民航労連

教　育

132. 日教組
133. 日高教（神田）
134. 日高教（麹町）
135. 日教連
136. 新教組

医　療

137. 日本医労協

商　業

138. 全商協
139. 同盟流通
140. 商業労連
141. ホテル関連共闘
142. ホテル労連
143. 観光労連
144. 全商社
145. 全商業

公　務

146. 全官公
147. 公労協
148. 全林野
149. 日林労
150. 全造幣
151. 公務員共闘
152. 国公共闘
153. 国公連
154. 大蔵協議会
155. 大蔵連盟
156. 全国税
157. 国税会議
158. 国税労組
159. 国税中国
160. 全財務
161. 全税関
162. 税関労連
163. 大蔵職組
164. 全農林
165. 全建労
166. 全労働
167. 全司法
168. 全商工
169. 全法務
170. 全開発
171. 全運輸
172. 全港建
173. 全気象
174. 全厚生
175. 全電波
176. 文部職組
177. 会検労
178. 恩給職組
179. 人職
180. 経企労
181. 国会職連
182. 総理府労連
183. 統計労組
184. 全行管
185. 地公労
186. 自治労
187. 自治労連
188. 全水道
189. 都労連
190. 政労協
191. 基金労
192. 海外移住労
193. 全駐労
194. 沖縄官公労

そ の 他

195. 全国一般
196. 一般同盟
197. 全農協労連
198. 生協労連

全日本労働総同盟大阪地方同盟	大阪市西区土佐堀通2—19	大阪 443—5031
全日本労働総同盟兵庫地方同盟	神戸市生田区海岸通3—26	神戸 39—8748
全日本労働総同盟奈良地方同盟	奈良市鶴福院町33	奈良 23—4851
全日本労働総同盟和歌山地方同盟	和歌山市畑屋敷中の丁9—1 全繊会館	和歌山 31—7546
全日本労働総同盟鳥取地方同盟	鳥取市片原1—201 中国電労内	鳥取 22—3111
全日本労働総同盟島根地方同盟	松江市御手船場町567	松江 23—3300
全日本労働総同盟岡山地方同盟	岡山市内田春日町5—5	岡山 24—8227
全日本労働総同盟広島地方同盟	広島市金屋町1—17 労働会館	広島 61—0659
全日本労働総同盟山口地方同盟	山口市湯田大橋町	山口 2—3202
全日本労働総同盟徳島地方同盟	徳島市佐古五番町8—13	徳島 22—5811
全日本労働総同盟香川地方同盟	高松市福岡町1—9—34	高松 51—0996
全日本労働総同盟愛媛地方同盟	松山市三番町5—1—1 榎町ビル	松山 31—7313
全日本労働総同盟高知地方同盟	高知市帯屋町98 労働会館	高知 73—0585
全日本労働総同盟福岡地方同盟	福岡市天神1—2—30 労働会館	福岡 75—1476
全日本労働総同盟佐賀地方同盟	佐賀市中の小路2—19	佐賀 4—5738
全日本労働総同盟長崎地方同盟	佐世保市矢岳町1—2 佐世保総合会館	佐世保 3—8218
全日本労働総同盟熊本地方同盟	熊本市新屋敷2—2—8	熊本 64—1328
全日本労働総同盟大分地方同盟	大分市寿町1—3	大分 6—2468
全日本労働総同盟宮崎地方同盟	宮崎市別府町3—9	宮崎 22—7672
全日本労働総同盟鹿児島地方同盟	鹿児島市平之町8—6	鹿児島 26—8470
全日本労働総同盟沖縄地方同盟	那覇市若狭町2—61	那覇 68—7536
〔中立労連系地方組織〕		
東京地方中立労働組合連絡会議	東京都品川区南大井3—13—10	東京 763—2664
三重県中立労働組合連絡会議	桑名市内堀 労働会館	桑名 22—6070
滋賀地方中立労働組合協議会	大津市晴嵐2—9—1	大津 37—2112
福岡県中立労働組合連絡会議	福岡市天神2—1—50	福岡 75—6606
佐賀県中立労働組合協議会	佐賀市田代2—2 アイバンシューズ労組内	佐賀 4—1563

奈良県地方労働組合総評議会	奈良市高畑町菩提 労働会館	奈良 23—3983
和歌山県地方労働組合評議会	和歌山市小松原通り3—1 教育会館	和歌山 23—1952
鳥取県労働組合評議会	鳥取市戎町110	鳥取 23—2391
島根県労働組合評議会	松江市御手船場町567 福祉センター	松江 23—3300
岡山県労働組合総評議会	岡山市内田春日町5—5	岡山 25—1441
広島県労働組合会議	広島市金屋町1—17	広島 61—9255
山口県労働組合評議会	山口市亀山町5—2	山口 2—1841
徳島県労働組合評議会	徳島市幸町3—59—4	徳島 23—2108
日本労働組合総評議会香川県地方評議会	高松市丸の内7—18	高松 51—2362
日本労働組合総評議会愛媛県地方労働組合評議会	松山市宮田町132	松山 41—4500
高知県労働組合総評議会	高知市帯屋町98	高知 75—7274
福岡県労働組合評議会	福岡市天神2—1—50	福岡 74—6816
佐賀県労働組合総評議会	佐賀市柳町2—9	佐賀・4—6221
長崎県労働組合評議会	長崎市桜町9—6 長崎労働者福祉会館	長崎 23—7281
熊本県労働組合総評議会	熊本市九品寺1—17—9	熊本 66—4256
大分県労働組合評議会	大分市寿町1—3	大分 4—3300
宮崎県地方労働組合評議会	宮崎市別府3—9 労働福祉会館	宮崎 22—2760
鹿児島県労働組合総評議会	鹿児島市平之町9—26	鹿児島 23—5201
沖縄県労働組合協議会	那覇市下泉町2—36	那覇 33—3357
〔同盟系地方組織〕		
全日本労働総同盟北海道地方同盟	札幌市北8条西3丁目 杉本ビル	札幌 731—8447
全日本労働総同盟青森地方同盟	青森市港町2—12—19 東北電労青森支部内	青森 34—2191
全日本労働総同盟岩手地方同盟	盛岡市開運橋通り3—39	盛岡 24—4310
全日本労働総同盟宮城地方同盟	仙台市東7番町168 田地工務店3階	仙台 27—8384
全日本労働総同盟秋田地方同盟	秋田市中通2—6—29	秋田 34—3151
全日本労働総同盟山形地方同盟	山形市本町2—1—9 東北電労内	山形 41—1311
全日本労働総同盟福島地方同盟	福島市宮町3—14	福島 23—4674
全日本労働総同盟茨城地方同盟	水戸市北見町3—81	水戸 21—2708
全日本労働総同盟栃木地方同盟	宇都宮市河原町1125	宇都宮 34—9595
全日本労働総同盟群馬県同盟	前橋市本町1—6—13	前橋 21—0371
全日本労働総同盟埼玉地方同盟	浦和市常盤9—24—13	浦和 32—2154
全日本労働総同盟千葉地方同盟	千葉市千葉港4—4	千葉 42—5237
全日本労働総同盟東京地方同盟	東京都品川区大崎4—12—3	東京492—3437
全日本労働総同盟神奈川地方同盟	横浜市中区北仲通6—66 海員会館	横浜 201—7146
全日本労働総同盟新潟地方同盟	新潟市花園町1—2—2	新潟 45—4151
全日本労働総同盟富山地方同盟	富山市桜町2—2—29	富山 31—1806
全日本労働総同盟石川地方同盟	金沢市神田2—3—13	金沢 42—7235
全日本労働総同盟福井地方同盟	福井市宝永2—1—24	福井 24—4284
全日本労働総同盟山梨地方同盟	甲府市相生2—7—17	甲府 37—2269
全日本労働総同盟長野地方同盟	長野市柳町18 中電労組長野地本内	長野 32—8151
全日本労働総同盟岐阜地方同盟	岐阜市西駒爪町14	岐阜 62—6991
全日本労働総同盟静岡地方同盟	静岡市春日町2—30	静岡 54—8344
全日本労働総同盟愛知地方同盟	名古屋市中区大井町75—1	名古屋 322—6111
全日本労働総同盟三重地方同盟	津市栄町1—147—5	津 8—6108
全日本労働総同盟滋賀地方同盟	大津市馬場2—8—9	大津 23—2701
全日本労働総同盟京都地方同盟	京都市下京区寺町4条下ル 京都労働会館	京都 361—1909

在日国際労働組織連絡事務所

国際自由労連（ICFTU）東京事務所	港区西新橋1—5—8 川手ビル	503—6031
国際運輸労連（ITF）日本事務所	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	231—3876
国際金属労連（IMF）日本事務所	中央区八重洲5—5 三徳八重洲ビル	274—2461
国際石油化学労連（IFPCW）日本事務所	港区新橋6—3—5 亀山ビル	436—1408
国際繊維衣服皮革労連（ITGLWF）アジア繊維労働者地域組織（TWARO）	千代田区九段南4—8—16 全繊会館	262—2201
国際商業事務技術労連（FIET）東京事務所	中央区銀座3—7—9 松屋東別館 商業労連内	562—1656
国際労働組合連合（WCL）東京事務所	豊島区目白3—7—4	953—5930
世界労連（WFTU）東京事務所	港区芝5—26—30 専売ビル	451—6451
世界労連（WFTU）日本出版協会	北区堀船町1—12 全建労内	919—2521
国際化学一般労連（ICF）東京事務所	港区芝浜松町1—1—10 立川ビル	433—0020
国際放送映画演劇労組連盟出版所	港区西新橋1—5—8 川手ビル 国際自由労連東京事務所内	503—6031

地方組織

〔総評系地方組織〕

全北海道労働組合協議会	札幌市北1条西7丁目 労農会館	札幌 231—4157
青森県労働組合会議	青森市本町3—3—11	青森 75—2401
岩手県労働組合総連合	盛岡市肴町8—1	盛岡 23—9201
宮城県労働組合評議会	仙台市一番町2—2—22	仙台 22—9181
秋田県労働組合会議	秋田市中通6—7—36	秋田 33—8354
山形県労働組合評議会	山形市木ノ実町14—17 労働会館	山形 41—5515
福島県労働組合協議会	福島市宮町3—14	福島 22—6101
茨城県労働組合連盟	水戸市梅香2—1—39	水戸 21—7178
栃木県労働組合会議	宇都宮市中戸祭町821	宇都宮 22—0567
群馬地方労働組合評議会	前橋市大手町3—5—6	前橋 31—4266
埼玉県労働組合評議会	浦和市高砂3—11—8	浦和 29—2891
千葉県労働組合連合協議会	千葉市千葉港4—4	千葉 41—7141
東京地方労働組合評議会	東京都港区芝浦3—18—15	東京 452—4611
神奈川県地方労働組合評議会	横浜市磯子区中原1—1—28	横浜773—2252
新潟県労働組合評議会	新潟市花園町1 労働者福祉センター	新潟 45—4151
富山県労働組合協議会	富山市桜町2—2—29	富山 31—8756
石川県労働組合評議会	金沢市芳斎町2—15—21 石川県労働会館別館	金沢 61—2205
福井県労働組合評議会	福井市宝永2—1—24労働福祉会館	福井 24—3324
山梨県労働組合総連合会	甲府市相生2—7—17	甲府 35—3161
長野県労働組合評議会	長野市県町 社会会館	長野 34—2116
岐阜県労働組合評議会	岐阜市美江寺町2 教育会館	岐阜 65—4678
静岡県労働組合評議会	静岡市南町1—17	静岡 82—4121
愛知県地方労働組合評議会	名古屋市昭和区西島町2—8 愛知労働文化センター	名古屋 741—2266
三重県労働組合協議会	津市栄町1 労働会館	津 7—0154
日本労働組合総評議会滋賀地方評議会	大津市梅林1—4—15	大津 22—4644
日本労働組合総評議会京都地方評議会	京都市下京区寺町通4条下ル 労働会館	京都 361—4348
日本労働組合総評議会大阪地方総評議会	大阪市北区与力町2—29	大阪 358—0281
日本労働組合総評議会兵庫県地方評議会	神戸市生田区下山手通7-1協同工業会館	神戸34—1016

国家公務員労働組合連絡会議（国公連）	千代田区霞ガ関1—2—1 全農林内	501—3866
大蔵労働組合協議会（大蔵協議会）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
大蔵省公務員連盟（大蔵連盟）	千代田区霞ガ関3—1—1	581—2573
全国税労働組合（全国税）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—3678
国税労働組合全国会議（国税会議）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—2573
国税労働組合（国税労組）	千代田区大手町1—3 東京国税局内	213—7952
中国国税職員組合（国税中国）	広島市上八丁堀6—30 広島国税局内	広島 21—9211
全財務労働組合（全財務）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4149
全国税関労働組合（全税関）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4140
税関労働組合連絡協議会（税関労連）	横浜市中区海岸通1—1 横浜税関内	横浜 201—9859
大蔵省職員組合（大蔵職組）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—3725
全農林労働組合（全農林）	千代田区霞ガ関1—2—1	501—3866
全建設省労働組合（全建労）	北区堀船町1—12 現業労協会館	919—7901
全労働省労働組合（全労働）	千代田区大手町1—3—1	211—7451
全司法労働組合（全司法）	千代田区霞ガ関1—1—4 最高裁内	581—5411
全商工労働組合（全商工）	千代田区霞ガ関1—3—1 通産省内	501—1633
全法務労働組合（全法務）	千代田区霞ガ関1—1—1	580—4111
全北海道開発局労働組合（全開発）	札幌市北三条西４丁目	札幌 261—0443
全運輸省労働組合（全運輸）	千代田区霞ガ関2—1—3	580—4244
運輸省全港湾建設労働組合（全港建）	千代田区霞ガ関2—1—3	580—4245
全気象労働組合（全気象）	千代田区大手町1—3—4	212—8341
全厚生職員労働組合（全厚生）	千代田区霞ガ関1—2—2	501—4881
全電波労働組合（全電波）	港区北青山2—7—14	401—1822
文部職員労働組合（文部職組）	千代田区霞ガ関3—2—2	581—4211
会計検査院職員労働組合（会検労）	千代田区霞ガ関3—2—1	581—3251
総理府恩給局職員組合（恩給職組）	新宿区若松町95	202—1111
人事院職員組合（人職）	千代田区霞ガ関2—1 人事院ビル	581—5311
経済企画庁職員労働組合（経企労）	千代田区霞ガ関3—1—1	581—4086
国会職員組合連合会（国会職連）	千代田区永田町1—7—1	581—5111
総理府労働組合連合会（総理府労連）	新宿区若松町95 総理府統計局内	202—1111
総理府統計局労働組合（統計労組）	新宿区若松町95 総理府統計局内	202—1111
全行政管理庁職員組合（全行管）	千代田区永田町1—6—1 総理府内	581—2361
地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）	千代田区丸の内3—5 都労連内	212—5111
全日本自治団体労働組合（自治労）	千代田区六番町１	263—0260
全国自治団体労働組合連合（自治労連）	港区芝2—20—12 友愛会館内	453—5371
全日本水道労働組合（全水道）	文京区本郷1—4—1	812—4221
東京都労働組合連合会（都労連）	千代田区丸の内3—5	212—5111
政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）	千代田区六番町１　自治労会館	262—5410
社会保険診療報酬支払基金労働組合(基金労組)	港区赤坂2—10—8 信和ビル	584—6834
海外移住事業団労働組合（海外移住労）	新宿区本塩町8—2 住友生命四谷ビル	359—8281
全駐留軍労働組合（全駐労）	新宿区百人町3—263	203—5231
沖縄官公庁労働組合（沖縄官公労）	那覇市二中前60—1	那覇 3—2414

そ　の　他

全国一般労働組合（全国一般）	港区芝公園8—2 総評会館	433—2211
全国一般労働組合同盟（一般同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5969
全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）	新宿区市ケ谷田町2—37 千代田ビル内	269—3073
全国生協労働組合連合会（生協労連）	渋谷区千駄ケ谷4—1—13 生協会館	408—0067

全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—7243
日本都市交通労働組合連合会（都市交通）	港区芝浦3—1—35 互助会館	451—5221
全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）	千代田区霞ガ関3—3—5 全日通労働会館	581—2261
全日通労働組合（全日通）	千代田区霞ガ関3—3—5	581—2261
全国自動車運輸労働組合（全自運）	北区滝野川3—3—1	910—1536
全国自動車交通労働組合連合会（全自交）	渋谷区千駄ケ谷3—7—9	408—0875
日本自動車運転士労働組合（自運労）	目黒区中目黒2—3—12	719—2623
新産別運転者労働組合（新運転）	新宿区戸塚町2—180	202—3501
全日本海運労働組合連合会（全海連）	港区新橋2—20 新橋駅前ビル1号館	573—2401
全日本海員組合（海員）	港区六本木7—15—26	403—6251
全日本海運港湾労働組合協議会（港湾労協）	大田区山王2—31—4	774—4141
港湾労働組合中央共闘会議（港湾共闘）	大田区山王2—31—4	774—4141
全日本港湾労働組合（全港湾）	大田区山王2—31—4	774—4141
全国港湾労働組合同盟（港湾同盟）	港区海岸3—4—10	451—2343
日本港湾労働組合連合会（日港労連）	港区海岸3—4—5	452—4995
全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）	江東区深川福住町1—4—4	641—6991
日本交通公社労働組合（交通公社労組）	千代田区丸の内1—6—4 交通公社ビル	211—7057
鉄道弘済会労働組合（鉄弘労）	千代田区麹町4—5 第6麹町ビル	262—5862
全日本航空労働組合（全日航）	大田区羽田空港1—6—3 日航機装ビル	747—7631
民間航空労働組合連絡会（民航労連）	大田区羽田空港1—6—6 全日本空輸労組内	747—5741

教　　員

日本教職員組合（日教組）	千代田区神田一ツ橋 教育会館	264—7151
日本高等学校教職員組合（日高教）	千代田区神田一ツ橋 教育会館	263—6181
日本高等学校教職員組合（日高教）	千代田区麹町4—5 第7麹町ビル	261—0422
日本教職員連盟（日教連）	新宿区袋町10	269—6923
新教職員組合連合（新教組）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—5724

医　　療

日本医療労働組合協議会（日本医労協）	新宿区四谷4—10—3	356—6346

商　　業

全国商業労働組合協議会（全商協）	中央区京橋2—3 守随ビル	535—6644
同盟流通労組共闘会議（同盟流通）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—6783
日本商業労働組合連合会（商業労連）	中央区銀座3—7—9 松屋東別館内	562—1656
全国ホテルレストラン関連産業労働組合共闘会議（ホテル労組関連共闘）	新宿区四谷坂町19—19	359—7957
全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）	新宿区四谷坂町19—19	359—7957
観光産業労働組合連絡会議（観光労連）	千代田区丸の内1—6—4 交通公社ビル	211—7057
全国商社労働組合連合会（全商社）	中央区日本橋茅場町1—18 和泉会館	668—1098
全国商業労働組合（全商業）	豊島区池袋2—1115	984—5361

公　　務

全日本官公職労協議会（全官公）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
公共企業体等労働組合協議会（公労協）	品川区西五反田3—2—13 動力車労組内	491—7191
全林野労働組合（全林野）	千代田区霞ガ関1—2—1	591—6883
日本国有林労働組合（日林労）	千代田区霞ガ関1—2—1	591—5894
全造幣労働組合（全造幣）	大阪市北区新川崎町1 大阪造幣局内　大阪	351—5361
公務員労働組合共闘会議（公務員共闘）	港区芝公園8—2 総評会館	433—2211
日本国家公務員労働組合共闘会議（国公共闘）	港区西新橋3—23—6 白川旧ビル	436—1261

建　設　業

全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会（建設労連）	港区芝公園8—2 総評会館	433—2211
全国建設労働組合総連合（全建総連）	新宿区戸山町戸山ハイツ1号地A	202—7541
日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）	千代田区神田西福田町2 聖徳ビル	252—4901
全国建設職能組合同盟（全建同盟）	新宿区筑土八幡32	268—6343
日本建設組合連合（建設連合）	千代田区九段北1—2—1 豊栄ビル	265—3034
総評全日本建設産業労働組合（全日建）	港区芝公園8—2 総評会館	433—2211
住宅産業労働組合協議会（住宅労協）	豊島区池袋町1—34—8 日本電建労組内	987—3081
全日本電気工事労働組合連合会（日電工）	文京区本郷3—26—6	814—1788
全日本自由労働組合（全日自労）	豊島区雑司ヶ谷3—22—10	987—0711
全国民主自由労働組合（全民労）	港区海岸3—2—1	452—0547
全国自由労働組合連合会（全国自労）	広島市旭町1—15—2 松原工房内	広島 51—6491
全国木材産業労働組合（全木労）	名古屋市熱田区三本松町1—15 愛木労内	名古屋 881—2516

金　融　業

全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）	港区南青山5—3—2	400—4295
全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）	中央区八重洲2—1 井田ビル	271—6971
市中銀行従業員組合連合会（市銀連）	中央区八重洲2—1 井田ビル	271—6931
全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）	港区南青山5—3—2	409—0441
外国銀行従業員組合連合会（外銀連）	港区南青山5—3—2	409—0444
全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）	港区南青山5—3—2	409—0447
全日本相互銀行労働組合連合会議（相銀労連）	豊島区東池袋1—29—1 東京相互銀行内	986—1111
全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）	中央区八重洲1—3 安田信託銀行従組内	272—1311
全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）	港区南青山5—3—2	409—8512
全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）	京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51 京都信用保証協会従組内	京都 221—3311
全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	渋谷区広尾1—3 広尾オフィスビル	446—2031
全日本損害保険労働組合（全損保）	中央区京橋2—3 守随ビル	535—6491
損害保険労働組合連合会（損保労連）	中央区八重洲2—5 田中八重洲ビル	273—7874
全国証券労働組合協議会（全証労協）	大阪市東区北浜2—1 大阪証券労組内	大阪 202—4801

電 気 産 業

全日本電力労働組合協議会（全電力）	渋谷区富ガ谷1—37—2	468—3953
全国電力関連産業労働組合協議会連絡会議（全国電労協）	港区三田3—2—4	456—0231
全国電力労働組合連合会（電労連）	港区三田3—2—4	456—0231
全国電力検針集金労働組合連絡会議（全国電力検集労連）	港区芝浜松町3—5 東電常雇職員労組内	431—2429

交通運輸業

全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	231—3082
国鉄労働組合（国鉄労組）	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	231—4045
国鉄動力車労働組合（動力車労組）	品川区西五反田3—2—13	491—7191
鉄道労働組合（鉄労）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—9081
国鉄共済労働組合（国鉄共済）	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	214—2498
日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）	港区高輪4—3—5	473—0166

全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—3801
全化学産業労働組合連合（新化学）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	433—6486
全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）	荒川区東尾久7—1 旭電化労組内	862—2111
全日本塗料労働組合協議会（全日塗）	大阪市西淀川区御幣島中2—14 田村ビル 大阪	473—2225
全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）	港区北青山2—12—4	402—7656
全日本労働総同盟全国紙パルプ労働組合協議会（同盟全紙パ）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
紙パルプ友好労働組合連絡会（紙パ友好労連）	港区芝2—20—12 友愛会館同盟全紙パ内	453—5371
全国石油産業労働組合協議会（全石油）	港区芝1—4—9 平和会館	451—4986
全国ガス労働組合連合会（全国ガス）	荒川区荒川3—50	807—5251
全日本硝子製壜労働組合（全硝労）	大阪市西区江戸堀5—142 江の島ビル別館3階 大阪	441—0460
全国セメント労働組合連合会（全国セメント）	港区新橋5—29—2	436—3666
全国窯業労働組合連合会（全窯連）	名古屋市瑞穂区平郷町3—11 名古屋	882—4561
全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）	名古屋市西区則武新町1—1 日本陶器労組内 名古屋	561—7111

繊維産業

日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）	中央区京橋3—2 片倉ビル	281—4806
全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）	千代田区九段南4—8—16	262—2201

食品産業

全専売労働組合（全専売）	港区芝5—26—30	453—2191
アルコール専売労働組合（アルコール専売）	千代田区霞ガ関1—3—1 通産省内	501—2371
全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—3486
全日本食品労働組合連合会（食品労連）	港区芝1—4—9 平和会館	453—2421
全国製粉労働組合連合会（全粉労連）	千代田区内神田2—2—1 昭和産業労組内	252—6161

文化産業

マスコミ関連産業労働組合共闘会議（マスコミ共闘）	港区南麻布2—8—18 民放労連内	453—9671
全国映画演劇労働組合（全映演）	千代田区有楽町1—3 東光ビル	201—4476
映画演劇労働組合総連合（映演総連）	新宿区柏木1—106 石原産業ビル	369—2149
全印刷局労働組合（全印刷）	北区西ケ原3—59—12	910—7131
全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）	文京区小石川4—13—24 楽水記念会館	812—4007
日本出版労働組合協議会（出版労協）	千代田区神田駿河台1—8 お茶の水ビル	294—2478
日本新聞労働組合連合（新聞労連）	中央区京橋2—13 田口ビル	561—2919
日本放送労働組合（日放労）	千代田区内幸町2—2—3	501—4111
日本民間放送労働組合連合会（民放労連）	港区南麻布2—8—18	453—9671

通信業

全逓信労働組合（全逓）	文京区後楽1—2—7	812—4261
日本郵便逓送労働組合（日逓）	千代田区飯田橋2—11—8	264—8861
全日本郵政労働組合（全郵政）	港区南青山2—27—23	404—0661
電気通信産業労働組合共闘会議（電通共闘）	千代田区神田駿河台3—6	253—2941
全国電気通信労働組合（全電通）	千代田区神田駿河台3—6	253—2941
日本電信電話新労働組合（電電新労）	渋谷区千駄谷5—14—20	352—3360
国際電信電話労働組合（国際電電）	千代田区霞ケ関3—2—5 霞ケ関ビル24階	581—9258
全国電気通信共済会労働組合（電済労）	港区西新橋2—4—11 中川ビル	504—1851

労働組合名簿

全国組合連合体

日本労働組合総評議会（総評）	港区芝公園8—2	433—2211
全日本労働総同盟（同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
全国産業別労働組合連合（新産別）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	433—3461
中立労働組合連絡会議（中立労連）	渋谷区広尾1—3—18 広尾オフイスビル	446—2103

鉱　　業

日本炭鉱労働組合（炭労）	新宿区市ケ谷河田町9	341—9171
全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—4721
全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）	中央区日本橋室町2—1—1 三井ビル西3号館	241—6838
全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱）	品川区東五反田5—21—15	441—7191
全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）	港区西麻布1—2—8 中山ビル	402—6666

金 属 産 業

中央金属労協（中央金属）	渋谷区千駄ケ谷3—60—5 全造船会館	404—1721
国際金属労連日本協議会（IMF・JC）	中央区八重洲5—5 三徳八重洲ビル	274—2461
日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）	品川区東大井3—6—5	762—0421
日本非鉄金属製錬労働組合協議会（製錬労協）	千代田区大手町1—6 三菱金属ビル	270—8451
全国金属労働組合（全国金属）	渋谷区桜ガ丘15—11	463—4231
全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—2141
全国機械金属労働組合（全機金）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	434—3084
全国軽金属労働組合協議会（全軽労）	富山県高岡市内免2—2—6 ホクセイアルミ労組内	高岡 22—9590
全国伸銅労働組合連合会（伸銅労連）	大阪府堺市三宝町三宝伸銅労組内	堺 33—1161
全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）	品川区西大井1—6—3 日本光学内	774—2306
全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）	品川区南大井3—13—10	763—8101
全日本電線工業労働組合（全電線）	品川区旗の台1—11—6	786—6121
造船重機械労働組合共闘会議（造船重機共闘）	江東区豊洲3—2—16	531—4311
全国造船機械労働組合総連合（造船総連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—6783
全日本造船機械労働組合（全造船機械）	渋谷区千駄ケ谷3—60—5	404—1721
自動車産業労働組合協議会（自動車労協）	港区海岸1—4—26	434—4721
日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）	港区海岸1—4—26	434—4721
全国自動車産業労働組合連合会（全国自動車）	港区芝4—5—12 三田ハイツ	455—0486
車輛産業労働組合連合会（車輛労連）	東大阪市橋本1—1 近畿車輛内	大阪 789—8881
航空機産業労働組合協議会（航労協）	西宮市小曽根1—5—25 新明和労組内	西宮 47—0331

化 学 産 業

全国化学産業労働組合協議会（全国化労協）	港区芝5—26—30	452—5591
同盟化学部門連絡協議会（同盟化学協）	港区芝2—20—12 友愛会館内	453—5371
化学産業労働組合同盟（化学同盟）	豊島区目白2—3—3	987—4548
ゴム産業労働組合全国協議会（ゴム全協）	港区新橋5—24—7 伊藤ビル ゴム労連内	431—1776
全国ゴム産業労働組合連合会（ゴム労連）	港区新橋5—24—7 伊藤ビル	431—1776
全国ゴム化学産業労働組合会議（ゴム労会議）	神戸市兵庫区湊町1—273 上新ビル	神戸 575—5782
合成化学産業労働組合連合（合化労連）	港区芝5—26—30	452—5591

第147表 金額階級別最低賃金決定状況 490

III－III **社会保障**

第148表 保険医辞退の見通し 501

第149表 生活扶助基準額 508

第150表 一般勤労者世帯と被保護世帯との消費水準格差（東京都） 508

第105表 既設組合における組合員数の増加および減少組合員数 183
第106表 新設解散単位労働組合数および組合員数 184
第107表 産業別にみた既設組合における増減単位労働組合員数ならびに実質的新設・解散単位労働組合員数（1970年） 185
第108表 民間企業における企業規模別および設立理由別新設単位労働組合員数（1970年） 185
第109表 主要団体別労働組合員数の推移 187
第110表 産業別単位労働組合員数の主要団体別構成比 189
第111表 適用法規別単一労働組合員数の主要団体別構成比 189
第112表 都道府県別労働組合員数 190
第113表 都道府県および主要団体別労働組合員数の構成比 190

II—III 労働争議
第114表 年別・争議形態別・労働争議件数・参加人員および労働損失日数 223
第115表 月別，争議形態別・労働争議件数，参加人員および労働損失日数 223
第116表 春季賃上げ争議とその年間争議に占める割合 224
第117表 産業別労働争議件数の推移（争議行為を伴う争議） 228
第118表 産業別行為参加人員および労働損失日数の推移 229
第119表 産業別労働組合員 1,000 人当り行為参加人員の推移 229
第120表 製造業・中産業別争議行為参加人員の推移（争議行為を伴う争議） 230
第121表 企業規模別労働争議発生企業数の推移 230
第122表 同盟罷業における企業規模別労働組合員1000人当り行為参加人員および労働損失日数の推移（民間企業） 231
第123表 労働争議の種類および主要団体別労働争議件数の推移 231
第124表 主要団体別参加人員および労働損失日数の推移 232
第125表 主要団体別，労働組合員1000人当り参加人員および損失日数の推移 232
第126表 主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為を伴う争議） 234
第127表 主要要求事項別争議行為参加人員の推移 234

II—IV 賃金闘争
第128表 鉄鋼大手組合ストライキ投票 260
第129表 公労委中裁裁定額 264
第130表の 1 労働省調べの46年春季賃上げ状況 265
第130表の 2 春闘共闘委調べの71年春闘妥結状況 267
第131表の 1 70年夏季賞与の産業別支給状況 268
第131表の 2 70年夏季賞与の規模別支給状況 268
第132表 70年年末一時金妥結結果 269

II—XIII 政　党
第133表 知事選党派別当選者数 455
第134表 道府県議選党派別当選者数，得票数，得票率 457
第135表 5大市議市別・党派別当選者数 457
第136表 東京区議選結果 458
第137表 市長選・党派別当選者数 458
第138表 町村長選・党派別当選者数 458
第139表 一般市議選の当選者と得票数 459
第140表 町村議の当選者と得票数 459
第141表 党派別当選者数 460
第142表 参議院選挙党派別得票数および得票率 461

III—I 政府・自民党の労働政策
第143表 昭和46年度労働省関係予算の概要 471

III—II 政府の賃金政策
第144表 決定方式別最低賃金決定状況 488
第145表 産業別最低賃金決定状況 488
第146表 都道府県別最低賃金決定状況 489

計）　93
第53表　規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数にたいする割合　95
第54表　常用労働者１人1カ月当り「きまって支給する給与」の推移　97
第55表　鉱業，製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額中に占める割合　97
第56表の１　賃金不払事件件数　98
第56表の２　賃金不払事件金額　98
第57表　労働時間の推移　100
第58表　製造業規模別労働時間数と格差　100
第59表　規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）　101

Ｉ－Ⅳ　合理化の現状とその特質
第60表　産業大・中分類別労働災害度数率の推移　120
第61表　製造業規模別度数率，強度率の推移　121
第62表　親企業と下請企業との災害率の比較　122
第63表　「技術革新」と原因別死傷者構成比の推移　123
第64表　地域別・出勤退勤および災害の程度別災害率　125
第65表　産業別業務上疾病発生状況　126

Ｉ－Ⅴ　労働者の生活
第66表　物価問題について政府への提言や申入れ　132
第67表　物価指数表　133
第68表　消費者物価指数（全国）　134
第69表　消費者物価特殊分類指数（全国）　135
第70表　地域別消費者物価指数　136
第71表　ウェートをかえた消費物価指数　137
第72表　1970年の価格上昇率　138
第73表　主要商品価格の値上がり　139
第74表　世界の消費者物価　140
第75表　生産集中の静態類型　142
第76表　卸売物価価格形態別分類　143
第77表　主要商品値上がり率　145
第78表　1970年平均１カ月間の家計収入（全国）　148
第79表　1970年１カ月間の家計支出（全国）　149
第80表　人事院の標準生計費　155
第81表　大阪総評の生計費総括表（独身男子）　155
第82表　厚生省の生活保護基準による最低生活保障水準の具体的事例　156

Ｉ－Ⅵ　農家の状態と農民の生活
第83表　農家人口（地域別）　160
第84表　男女別農家人口　160
第85表　農家人口と農家数の推移（全国）　161
第86表　経営耕地規模別農家数の推移（都府県）　162
第87表　専兼業別農家数の推移(全国)　163
第88表　専兼業別，経営耕地規模別農家数(1970年)　164
第89表　専兼業別地域別農家数構成比　163
第90表　農業就業人口総数（地域別）　165
第91表　男女別農業就業人口　166
第92表　基幹的農業従事者数の推移　166
第93表　兼業従事者数（全国）　167
第94表　兼業種類別従事者数(都府県)、　168
第95表　農家人口の異動　169
第96表　農家人口の異動形態別純増減数　170
第97表　農家経済の概要（全国１戸当り平均）　171
第98表　農家の費目別生計費（全国１戸当り平均）　172

Ⅱ－Ｉ　労働組合の組織現状と組織運動
第99表　労働組合数および組合員数の推移　178
第100表　推定組織率の推移　179
第101表　産業別労働組合員数および推定組織率　180
第102表　企業規模別単位労働組合数および組合員数（民間企業）　181
第103表　企業規模別推定組織率（民間企業）　181
第104表　単位労働組合員数の増減要因別組合員数　182

統計表索引

Ⅰ—Ⅰ　労働人口の構成

第1表　各回国勢調査結果の推移　41
第2表　都道府県別人口　43
第3表　人口200万以上の都道府県　44
第4表　人口50万以上の大都市の人口　44
第5表　1970年における人口10万以上の市の人口　45
第6表　1969年の都道府県間人口移動　50
第7表　大都市地域からの転出の動き　51
第8表　主要国就業者の従業上の地位別構成　53
第9表　主要国階級構成表第一次試算表　53
第10表　アメリカ合衆国の就業人口　54
第11表　イギリスの就業人口　54
第12表　イギリスの就業人口　54

Ⅰ—Ⅱ　雇用構造と労働市場

第13表　就業者の従業上の地位別構成　59
第14表　産業別雇用の動き　61
第15表　雇用者の産業別構成　62
第16表　雇用者の職業別構成（男子）　62
第17表　雇用者の企業規模別構成（非農林業）　63
第18表　雇用者の年齢別構成（非農林業）　64
第19表　入職者の雇用形態別構成　65
第20表　完全失業者の動き　66
第21表　中学・高校卒就職者の動き　66
第22表　中学・高校卒就職者の産業別構成　68
第23表　新規学卒入職者の企業規模構成　68
第24表　中学・高校卒就職者の職業別構成（男子）　69
第25表　新規学卒就職者の離職状況　69
第26表　入職・離職率の動き　70
第27表　離職者・転職者の産業別，規模別，年齢別，職種別構成　71
第28表　離職者の勤務期間構成　72
第29表　既就業入職者の職業移動構成（男子）　73
第30表　転職者の賃金変動状況　74
第31表　入職者の地域別構成と地域移動　75
第32表　県外就職率の動き　76
第33表　職安の職業紹介状況　76
第34表　失業保険受給状況　77
第35表　失業保険受給資格者の状況　78
第36表　企業の労働力過不足状況（職種別）　79
第37表　技能工の不足状況　80
第38表　製造業中小企業の労働力不足対策　81

Ⅰ—Ⅲ　賃金と労働時間

第39表　初任給上昇率（製造業，通勤）　84
第40表　1970年初任給の規模別格差（男子，製造業）　84
第41表　主要労組の春季賃上げ額と賃上げ率　85
第42表　調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移　86
第43表　付加価値額構成費の推移（製造業）　87
第44表　産業別平均月間現金給与総額（規模30人以上）　88
第45表　製造業規模別賃金格差　89
第46表　鉱業における規模別1人平均月間現金給与額　90
第47表　製造業における規模別1人平均月間現金給与額　90
第48表　鉱業，製造業における府県別平均賃金指数　91
第49表　常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均一カ月現金給与ならびに臨時・日雇労働者1人1日平均現金給与額　92
第50表　常用労働者の性別1カ月平均現金給与総額　92
第51表　規模別にみた特定条件別賃金格差　93
第52表　産業別の給与構成比率（規模

——の企業規模別増減 184
——の産業別増減 184
——の都道府県別組織状況 188
——の労働組合新設・解散による増減 183
労働組合法の一部を改正する法律 480
労働経済動向調査 79
労働災害 118,119
——強度率 118,119
——度数率 118,119
——をめぐる裁判闘争 312
新しい—— 124
企業規模別—— 119
産業別—— 119
労働災害死亡企業補償 311
労働災害・職業病のたたかい 311
労働時間 98
規模別—— 99
製造業主要中分類別—— 99
所定内—— 99
所定外—— 99
平均総実—— 98
労働者階級 53
労働者
——の県外就職 74
——の地域移動 74
労働省関係予算(昭和46年度) 471
労働省の重点施策(昭和46年度) 467
労働戦線の「再編・統一」問題 195,423,447,514
労働争議 221
——統計 222
——の月別推移 226
企業別の—— 233
産業別の—— 228
主要連合体別にみた—— 233
争議行為を伴う—— 225
総—— 225
1970～71年——の特徴 224
要求事項別にみた—— 235
労働問題研究会 196
労働白書(昭和45年) 477
労働立法(第65国会) 479
労働力
——供給地帯 52
——調査 58
——不足 79,106
——不足対策 80,472,520
過剰—— 48
老人医療無料化問題 319
老齢年金 504
老齢保障のたたかい 307

物価対策閣僚協議会 132
物価問題 131,145
物価問題懇談会 131
分配率 83
——の動向 87
米価危機突破全道農民大会 395
米価決定処分取消請求訴訟闘争勝利への決起集会 397
米価審議会 396
米価十県共闘会議 394
米価十県共闘会議・全日農都道府県連代表者合同会議 397
米価訴訟闘争 397
米価闘争 392
地方における—— 398
米価要求・農政の基本姿勢確立農業委員会会長代表者大会 396
米価要求全国農業委員会会長代表者大会 395
米価要求貫徹・日本農業を守る全国農民総決起大会 394
米価の決定(70年産) 395
米作十県共闘会議 395
米審委員の暴言 394
平均消費性向 150
保険医辞退 303,499
——実施状況 501
——収拾 305
——に対する厚生省の対策 499
——に対する社会保障制度審議会の申入れ 500
——に対する総評の声明 304
——に対する日経連の見解 305,501,521

マ 行

毎月勤労統計調査 60,83
松川国家賠償事件 383
マル生運動 284
名目賃金 83
水俣病訴訟 317
水俣病闘争共闘会議 313
民間単産会議 197
民主商工会事件 382
民社党 438
——の概況 438
——第9回拡大中央委 440
——新役員 442
——71年度運動方針 442
——の参院選政策 444
メーデー(第42回) 339
——宣言 339

ヤ 行

野党再編問題 423,438
八ツ場ダム建設反対運動 414
ヨーロッパ年金調査団 309
四日市公害訴訟 317
四日市宣言 316
四直三交替制 113

ラ 行

離職者・転職者
——の企業規模別構成 72
——の勤務期間別構成 72
——の産業別構成 72
——の職種別構成 72
——の年齢別構成 72
——の賃金変動 73
竜ヵ崎ニュータウン建設反対運動 414
臨時給与 96
臨時・日雇雇用 65
蘆溝橋事件34周年集会 330
労使協議制 111
労相の所信表明(第65回通常国会) 469
労働基準法改正闘争 295
労基法改正についての同盟の態度 297
労基法改正に対する総評の態度 295
労働移動 70
労働組合
——の組織状況 177
——の企業規模別組織状況 181
——の産業別組織状況 180
——主要連合体の組織状況 186
——主要連合体の産業別組織状況 188
——主要連合体の適用法規別組織状況 188
——主要連合体の都道府県別組織状況 191
——の組織水準 177
——の組織率 179
——の組織率の国際比較 179
労働組合員数 177
——増減の諸原因 182
——の既設組合における増減 182

——と労働戦線統一問題 447
——の概況 445
——の新役員 448
——の選挙活動 449
——の革新三原則 427
日本銀行券発行高 131
日本原水爆被害者団体協議会 338
日本国民救援会・第25回全国大会 388
日本社会党 428
——第34回全国大会 430
——第48回中央委 433
——71年度運動方針 432
——新中期路線 432
——党活動改革の三大運動 438
——の概況 428
——の緊急統一政治目標 427
——の参院選綱領 435
——の組織の現状 429
——新役員選挙 430
——の統一自治体選挙綱領 434
——の野党外交 436
日本生協連 137
日本農業を守る2・22総決起集会 398
日本原自衛隊演習場撤去運動 413
日本平和委員会 331
——第20回大会 332
——第21回大会 333
乳価運動 400,401
乳価・豚肉価格要求全国農協組合長代表者大会 401
入職・離職率 70
年功賃金 93
能勢町ミサイル基地建設反対闘争 412
農家経済 172
農家兼業化 158
農家人口 158,159,160,161
——異動 159,169
——の自然的異動 170
——の社会的異動 170
農家所得 159,390
農家世帯員の職業異動 170
農家数 158,160
農家の階層分化 158
農家の費目的生計費 172
農家のエンゲル計数 173
農外所得 159,391
農協
——の米価運動 396
——の予算獲得運動 399
——米穀対策中央本部 394
農業危機突破・諸要求実現山形県農民大会 400
農業就業人口 165
農業従事者
基幹的—— 158,166
自家—— 167
農業所得 159,390
農業破壊 390
農業白書 391
農業労働力 158
農政活動 392
農村地域工業導入促進法 480
農村労働組合 417
農村労働組合全国連合会 420
農村労連第7回大会 417
農地課税対策全国農協組合長代表者会議 418
農地増税反対運動 418
農林業就業者 60
能力主義管理 110,511

ハ 行

葉たばこ価格運動 403
白山町ナイキ基地建設反対運動 412
白山町ナイキ基地設置反対町民の会 413
麦価運動 403
原口四原則 196
非農林業就業者 60
被爆25周年原水爆禁止世界大会 337
広田事件 382
付加価値額構成比 87
福井県農民大会 395
福岡県の農業を守る大集会 399
福島県畜産危機突破大会 402
豚肉等自由化阻止・全国農協組合長大会 404
物価 141
——水準 141
——統計の改善 147
卸売—— 141
世界の—— 138
物価安定政策会議 131,145,147
物価安定推進会議 131
物価関係閣僚協議会 148

産業別―― 87
製造業の―― 88
製造業における規模別―― 89
製造業における地域別―― 89
男女別―― 91
地域的―― 89
年齢別―― 91
労働者種類別―― 90
賃金水準 83
賃金支払形態 92
賃金不払 97
賃金労働時間制度総合調査報告 92
賃金白書
IMF・JCの―― 258
総評の―― 247
同盟の―― 256
賃金闘争 236
賃労働兼業 161
通勤途上の災害 124,311
定期給与 96
出稼ぎ 167,171
出稼者が力をあわせて要求を獲得する大集会 417
低米価抗議・米価裁判勝利三市中蒲農民総決起集会 398
都市地域農業確立全国農業代表者大会 418
土地取上げ反対闘争 404
富山県化学公害対策会議 314
統一地方選挙(第7回) 434,443,450,451,455
――に対する同盟の態度 324
――に対する民労協の立場 324
日経連の――に対する態度 515
東京区議選 458
東京都都市農政推進協議会 418
東京都知事選 455
東京商工会議所の労働基準法改正意見 295
道府県議選 456
同盟 215
――第7回定期全国大会 215
――の71年度運動方針案 216
――の組織状況 186
――の組織方針 192
――の組織特別委員会 197
――71年度賃金闘争方針 256
――の賃金白書 256
――の「合理化」反対闘争方針 275
――の公害対策活動 314
――の国際連帯活動方針 365
――の統一地方選挙に対する態度 324
――第7回大会における野原労働大臣あいさつ 215
――の労基法改正についての基本方針 297
台湾・韓国労組との連携 366
同盟・AFL=CIO第3回定期会談 367
同盟罷業 225
独占価格 141

ナ 行

鉛中毒対策会議 311
長沼ナイキ基地反対闘争 413
仁保事件 379
――法学者研究会 381
西村構想 423
日教組の組織強化、権利・労働条件点検月間 298
日経連 511
――第24回定期総会 511
――現段階に処するわれわれの見解 512
――雇用政策研究会 520
――賃金白書 518
――桜田代表常任理事の挨拶 512
――早川専務理事の労働状勢報告 516
――労働基準法検討委員会 512
――の現況 511
――の司法反動化に対する態度 521
――の春闘(71年)対策 516
――の労働情勢の分析 513
――の労働戦線統一問題への見解 514
――の統一地方選挙に対する態度 515
保険医辞退に対する日経連の見解 305,500,521
――のフォアマン洋上研修 511
日ソ両党会議 452
日ソ友好と平和のための労組集会 363
日ソ労働組合交流委員会 363
日中国交回復運動 437
日独労組交流計画 364
日本医師会 303
――の健康保険制度の抜本改正意見 305
日本共産党 445
――第11回党大会 447
――中央委員会総会 447
――二大選挙闘争方針 450

選挙 433,443,449,454
専業農家 163
専兼業別農家構成 162,163
戦線統一世話人会 199
戦線統一の発起人組合 200
戦線統一発起人会 212
——の発足見送り 201
全アジア労働組合シンポジウム 366
全国公害研究集会 315
全国公害連絡会議第四回総会 316
全国たばこ耕作者大会 403
全国出稼組合連合会 417,420
全国出稼者大会（第7回） 417
全国農協中央会の要求米価 394
全国農民総決起大会 395
全国農民代表者集会 399
全国農業会議所 396
全国農民同盟（全農同） 420
全国農民総連盟（全農総連） 420
全国酪農民総決起大会 401
全国酪農民大会拡大実行委員会 401
全逓の労務政策変更闘争 284
全日本農民組合連合会（全日農） 394,397,419
——の米価要求と運動方針 395
——の米生産調整反対運動 398
——の「宅地なみ農地課税反対運動」 419
——と他の農民諸団体との統一行動 395
全日本開拓者連盟（開拓連） 420
全農総連の減反反対運動 398
全農林70年春闘総括 239
全民懇の公害対策 315
総合決定給 92,95
総合農政 391
造船重機共闘会議 195
総評 205
——第40回定期大会 205,363
——第41回臨時大会 211
——第41回臨時大会宣言 214
——第42回定期大会 307
——の役員改選 210
——の1970年度運動方針 206,209
——の組織状況 186
——の組織方針 191
——結成20周年 209
——政党との関係 209
——政党支持問題 210
——の春闘方針 245
——の1971年春闘方針 212
——の71年春闘特別対策費予算案 213
——71年賃金白書 247
——の権利討論集会 298
——の「合理化」反対闘争方針 272
——の公害闘争 313
——公害対策特別委員会 313
——定年退職者生活実態調査 309
——の労基法改正に対する態度 295
——の労働戦線の統一 207,212
——の労働戦線統一四原則 198,208
——の労働戦線統一対策委員会 199
——の国際連帯活動方針 363
——のアジア諸国労働者との連帯計画 364
——の中国労働者との交流 364
——の中国労働者との交流強化の方針 365
——岩井訪中 364
——堀井訪米 365
中央最低賃金審議会答申に対する——声明 304
保険医辞退にたいする——の声明 304

タ 行

辰野事件 385
地域別農家構成 163
地婦連 137
中医協 498
中央労農会議 398
中央最低賃金審議会の答申 486
——に対する総評声明 486
中間階級 53
中間地方選挙 454
中教審答申 520
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法 318,480
中立労連の組織状況 187
中労委 236
貯蓄 150
貯蓄増強中央委員会 150
超過勤務手当 94
朝鮮労働者・人民との連帯会議 370
町村議選 459
賃金 141
賃金格差
規模別—— 89

社会福祉審議会 503
——の生活保護基準引上げに関する中間報告 508
社会福祉施設整備五カ年計画 504
社会保険中央医療協議会 303
社会保障制度審議会 495
社共共闘 425,426
社公民協力 427
借金 150
主婦連 137
就業構造基本調査 52
重大災害 118
住宅 151
——世論調査 151
——政策 152
——問題 147
公営—— 152
公団—— 153
公務員—— 153
東京の——問題 151
10. 21統一行動 323
春季賃上げ率 85
——の産業別動向 86
春季賃上げ額 85
——の産業別動向 86
春闘 242
71年——の背景 242
——構想 243
——における主要単産の要求内容 254
——の具体的展開 259
——序盤での抗争 259
——第四波統一行動 261
——の決戦段階 262
——における公労委の調停 263
——における公労委の仲裁裁定 264
——における中労委の調停 263
——妥結結果 265
春闘共闘委員会 242
——の総括 266
所得倍増計画 131
初任給 85
——の規模別格差 85
消費者物価 86,131,141
——指数 132,147
政府の——見とおし 131
第一銀行調査部の——指数試算 135
所得階層別——指数 135
消費者米価値上げ反対運動 399
消費者米価の物統令除外に反対する中央集会 399
少数精鋭主義 110
食管制を守る運動 399
食管制度改悪阻止中央総決起大会 398
食管制度を守る北蒲原総決起大会 400
食管堅持・米価要求全国農協組合長大会 394
食管法違反米価訴訟 397
食管法完全実施・米価要求貫徹全国農民総決起大会 396
職業病 119,125
新しい—— 127
職安の職業紹介 77
職業安定行政の基本方針(昭和46年度) 472
職業訓練基本計画 473
職務・職能・職種給 93
鈴木事件 382
セメント工場誘致公害反対運動 416
世界労連 361
——創立25周年・記念式典 371
——第20回総評議会 361,370
——第2回執行局会議 370
世界平和評議会ブダペスト集会 332
勢多・前橋畜産危機突破大会 402
青果対策全国農協組合長代表者会議 404
生活手当 94
生活保護
——基準 156,507
——世帯 507
生計費
標準—— 154
人事院の標準—— 154
大阪総評の——(試案) 154
——指数 133
生活と権利を守る春闘大討論集会 320
生産者米価 396
「生産性向上運動」(㊥運動) 117
生産性基準原理 516
生産性指数 87
青年労働者要求憲章 369
青年労働者の問題にかんする第2回世界労働組合会議 369
製品差別化価格 144
石炭産業合理化 47
石炭鉱業合理化基本計画 281

3・15秋田県の米と農業を守る全県農民集会 400
三党書記長会談 424
三里塚・芝山連合反対同盟 393,404
三里塚(成田)空港建設反対闘争 404
三里塚土地収用公開審理 404
三里塚第三次強制測量阻止闘争 405
三里塚特別措置法適用粉砕行動 405
三里塚強制代執行阻止前段階闘争 406
三里塚空港粉砕・全国住民運動総決起集会 406
三里塚空港粉砕・強制収用阻止・友納知事弾劾集会 406
三里塚少年行動隊大決起集会 407
三里塚に連帯する船橋集会 407
三里塚空港建設阻止・代執行責任者友納知事糾弾大集会 407
三里塚強制代執行阻止実力闘争 407
三里塚地下壕坐りこみ闘争 408
三里塚青年労働者総決起集会 408
三里塚空港建設反対・強制代執行抗議集会 408
参議院選挙 439,444,449,452,460
産業災害と労働者の権利を守るたたかい 312
産業別雇用 60
産業別給与構成比率 92
産業別労働組合組織の動向 193
　海員の―― 194
　紙・パルプの―― 194
　建設の―― 194
　教員の―― 195
　航空の―― 194
　全逓の―― 194
　造船の―― 193
　セメントの―― 194
　鉄鋼の―― 193
　電力の―― 194
失業保険受給者 77
失業保険受給者構造調査 78
失業対策制度の基本構造 318
失業対策問題調査研究会 318
失業反対・雇用闘争 317
失対問題懇談会 318
飼料値上げ阻止静岡県養鶏大会 402
飼料値上げ抑制神奈川県農協代表者大会 402
自衛官 53
自由民主党大会(第25回) 466
事業所統計調査 52
児童手当 220,505
児童手当審議会 320
　――の中間答申 506
実質賃金 86
実質賃金指数 86
　――の月別の対前年増加率 87
市場問題 104
市町村長選 458
司法反動化
　――阻止闘争 292
　――に対する日経連の態度 521
　――に対する総評第6回評議員会決定 293
司法の反動化に反対する神奈川県集会決議 294
資本家階級 53
白鳥事件 386
新規学卒就職者 66
　――企業規模別構成 67
　――産業別構成 67
　――職業別構成 67
　――離職状況 70
「新経済社会発展計画」 107
新産別 219
　――第22回定期全国大会 219
　――の昭和46年度運動方針(要旨) 219
　――の組織状況 187
人口
　――移動 49
　――の過疎・過密 47
　――調査 48
　――の社会的構成 52
　――の“里帰り現象” 48
　沖縄の―― 42
　産炭地の―― 47
　太平洋ベルト地帯の―― 45
　大都市―― 49
　都道府県別―― 42
　離島の―― 48
人事院 237,288
　――の公務員給与勧告 240,483
社会階級構成
　アメリカの―― 56
　イギリスの―― 56

公害防止協定 313
公害メーデー 313
公務員共闘
——の70年賃金闘争 237
——の要求 238
——のストライキ宣言 238
——の70年賃金闘争の前段 237
——70年賃金闘争における人事院総裁交渉 238
——の70年春闘総括 241
全農林70年春闘総括 239
公務員給与改訂に関する閣議決定 240
公労委 263
——の仲裁裁定 264
——の合同調停委員会 264
公明党 424,426
公共料金 137
公正取引委員会 143
厚生年金法 307,502
「合理化」の現状・特徴 103
「合理化」の端緒的特徴 109
「合理化」の実態 112
化学産業の—— 114
国鉄の—— 117
自動車産業の—— 114
鉄鋼業の—— 112
民間放送の—— 116
陸上交通産業の—— 115
合理化反対闘争
国鉄の—— 283
私鉄総連の—— 282
中鉄バスの—— 283
長崎電鉄の—— 283
新聞労連の—— 280
全逓の—— 284
総評の—— 272
鉄鋼労連の—— 277
電機労連の—— 278
同盟の—— 275
民間放送の—— 279
国際共産主義運動 452
国際金属機械産業労働者会議(第6回) 372
国際金属労連日本協議会IMF・JC 196
——の賃金白書 258
国際金属労連世界自動車協議会 376
国際産業別組織年次総会 375
国際産業別組織とわが国 367
国際自由労連 362
——世界経済会議 376
——第51回執行委員会 375
——アジア地域組織第32回執行委員会 374
——アジア地域組織とアジア九ケ国政府代表との会議 374
——の社会主義インタナショナルとの協力 374
国際食品労連第16回大会 373
国際石油化学労連第6回世界大会 373
国際繊維被服労連アジア地域組織 368
国際放送映画演劇労連 367
国際郵便電信電話労連 368
国際労働運動研究所 201
国際労働組合組織 360
——の諸形態 360
——わが国労働組合の加盟 361
国際労働組合の諸会議 368
国際労連 362
国勢調査 41,52
「国鉄財政再建十カ年計画」 117
国鉄生産性向上運動 284
国鉄の合理化案 283
国労の権利討論集会 298
国民皆保険 504
国民所得 146
国民生活研究所 146
国民生活白書 146
米買入れ制限粉砕・農村不況打破全国農民大会 399
米と(秋田)出稼者を守る全県農民総決起大会 400
米と農業を守る山形県農民総決起大会 400

サ　行

佐藤・武見会談 305
最低生活費 154
最低賃金
——の金額の分布 490
——都道府県別決定状況 487
——の実施状況 487
——の産業別適用状況 487
在日朝鮮人再入国事件 384
再販売価格維持契約 144
——にもとづく価格 144
裁判と科学研究集会 387

カ　行

夏期賞与の規業別支給状況　268
夏季賞与の産業別支給状況　268
火力発電所誘致反対運動　415
拡大全国指定団体乳価対策委員会　400
過剰生産　104
過密居住　48
鹿島臨海工業地帯　52
神奈川県畜産農民大会　402
カルテル価格　144
完全失業者　65
関東民労連　202
関東方面出かせぎ者大会　417
管理価格　143
危機突破全国畜産農民大会　402
危機突破茨城県農民大会　402
企業間賃金構造　87
企業内賃金構造　90
技能工の不足状況　79
規模別賃金支払形態　94
基本法農政　391
基本農政確立・米価据置き反対全国農協組合長大会　396
北富士演習場反対闘争　393,409
北富士着弾地焼払い　412
北富士実弾演習と農民ゲリラ　411
北富士坐りこみ小屋撤去反対闘争　410
挙家離農　159
教職特別措置法　288
　——実施についての日教組と文部省の確認事項　291
　——に対する日教組の反対闘争　288
　——に対する日教組中央執行委員会試案　291
　——に対する日教組の声明　290
教科書検定訴訟　322
共済組合法改正闘争　308
業績給　96
業務給　94
業務上疾病　119
京都ニュータウン建設反対運動　414
金属機械労働組合インターナショナル　362,368
金融費用　87
勤労者財産形成促進法　480
群馬県畜産農民危機突破大会　402
警察官　53
経団連第23回定時総会　466
健康保険
　——の緊急対策　494
　——の財政調整　494
　社会保障制度審議会の政府管理——赤字対策に関する意見　495
　政管——の赤字解消策　301,494
　——料の実質値上げ　495
健康保険法改訂案　302,496,497
　——に対する社会保険審議会の答申　496
　——に対する社会保障制度審議会の答申　497
健保改悪反対運動　302
健保特例法　492
兼業農家　162
　第二種——　162
兼業種類別従事者数　167
兼業従事者　167
減価償却費　87
原水爆禁止科学者会議　334
原水爆禁止世界大会(第16回)　335
原料・エネルギー問題　105
権利討論集会・権利点検月間　297
「コスト・インフレ」論　141
五大市議選　457
雇用者
　——の職業別構成　63
　——の年齢別構成　64
雇用者数　60
雇用動向調査　72
公害　48
公害学者専門家会議　314
公害絶滅全国漁民総決起大会　314
公害絶滅全国漁民総決起大会　415
公害絶滅ブロック集会　313
公害対策
　同盟の——　314
　全民懇の——　315
　新潟県評の——　314
公害追放漁民大会　415
公害反対運動　312,415,437
公害闘争
　総評の——　313
公害反対海上漁民デモ　415
公害反対の農漁民運動　393
公害問題　106,146,424

事 項 索 引

ア 行

ＩＬＯ 523
——アジア使用者円卓会議 512
——条約の日本の批准 535
——職業病リスト 527
——総会 525
——第55回(海事)総会 532
——の活動 524
——の公害活動 527
——の最低賃金決定制度条約・勧告 527
——の米分担金停止問題 534
——の有給休暇条約 530
——の労働者教育 527
——の老齢労働者の雇用対策 527
アジア繊維労働者地域組織第４回大会 376
アジア地域金属労組集会 372
アジアにおける世界労連加盟組織会議 372
イタイイタイ病裁判 313,316
インドシナに関する日米科学者アピール 335
インドシナ労働者・人民支援のための世界労働組合会議 368
いも主産道県農協代表者会議 403
いも・でんぷん価格運動 403
医療保険制度 492
——の抜本改正 303,492
医療危機突破中央集会 302
医療費適正化に関する厚生省の“審議用メモ” 498
医療をよくする市民の会 500
一時金闘争 267
夏季—— 267
年末—— 269
——年末妥結結果(70年) 269
一般市議選 459
五木村ダム建設反対運動 414
AFL＝CIO 362,366
エサ値上げ阻止畜産危機突破石岡地区農民大会 402
江田構想 424
沖縄
糸満・主婦轢殺事件 346
核も基地もない沖縄全面返還要求、安保廃棄を要求する集会 326
完全復帰要求沖縄県民代表団 325
共同声明路線の返還協定粉砕、県民要求実現総決起大会 326
県民不在の返還協定に抗議する県民総決起大会 357
県労協第15回臨時大会 350
県労協の復帰春闘 349,350
国頭村米軍演習反対闘争 413
国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議 347
国頭村における米軍の射爆場建設現地調査報告書 347
国頭村米軍実弾射撃阻止闘争 347
コザ事件 343
５・19ゼネスト 327,354
国民不在の沖縄返還協定調印に抗議し、安保条約廃棄、核も基地もない沖縄の完全返還、参議院選挙を勝利させる中央集会 329
全軍労第三波スト 349
毒ガス全面撤去要求大会 346
日米共同声明路線の返還協定粉砕・完全復帰を要求する沖縄県民総決起大会 354
４・28県民総決起大会 350
沖縄県祖国復帰協議会
——の県民無視の返還協定調印に抗議する県民総決起大会 329
——の沖縄協定に対する声明 329
——の完全復帰に対する要求 329
沖縄国政参加選挙 454
「沖縄の核」問題調査・点検の第１次報告 339
忍草若妻の会 410
忍草母の会創立10年・坐りこみ３年記念関東大集会 410
卸売物価 131,141
日銀の——指数 143

検印省略

日本労働年鑑　第42集／1972年版

発　　行	昭和47年3月31日発行
編　　著	法政大学 大原社会問題研究所
発行者	柳　沢　明　朗
発行所	労　働　旬　報　社 東京都港区芝西久保巴町32 電話（434）3681～5 振替東京 180374
装　　幀	高　橋　錦　吉
印刷所	東銀座印刷出版株式会社
製本所	東京・神田・河上製本

定価 4200円

—Contents—

Labour Diary/1
Introduction—Labour Affairs in Japan 1969—1970/19
Part 1 ***Conditions of Working Class/39***
I *Structure of Working Class/40*
II *Structure of Employment and Labour Market/57*
III *Wages and Working-Day/82*
IV *Capitalistic Rationalization of Industries/102*
V *Living Conditions of Workers/129*
VI *Conditions of Farmers/158*
Part 2 ***Labour Movement/175***
I *Trade Union Organizations/176*
II *Congresses of National Trade Union Centers/204*
III *Labour Disputes/221*
IV *Trade Union Struggle for Wages/236*
V *Struggle against Capitalistic Rationalization/271*
VI *Struggle for Defence and Enlargement of Basic Rights of Trade Union/286*
VII *Struggle for Defence and Enlargement of Social Security System /299*
VIII *People's Political Activity and Movement for Peace/321*
IX *Labour Movement in the Okinawa/342*
X *Japan in International Trade Union Movement/359*
XI *Movement for Defence of Civil Rights/378*
XII *Farmers Movement/389*
XIII *Political Parties of Working Class/422*
Part 3 ***Policy for Labour-Management Relations/463***
I *Labour Policy of Government/464*
II *Wage Policy of Government/482*
III *Social Security/491*
IV *Labour Policy of Employers Organization/510*
V *I. L. O./523*
Appendix
(*a*) *Directory of Trade Unions/558*
(*b*) *List of Trade Unions/566*
List of Statistical Tables/570
Index/580